

第2章

東北農業の現状、
東北農政局の取組状況

第2章

東北農業の現状、東北農政局の取組状況

1 原子力災害からの復旧・復興

(1) 原子力被災 12 市町村の営農再開状況

現状

- 平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災発災から 14 年が経過しました。これまで様々な復興施策を講じたこともあり、地震・津波被災地域では農地・農業用施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了するなど復興が進んでいます。
- 福島県の原子力被災地域においては、福島復興再生特別措置法が平成 29(2017)年 5 月に改正され、帰還困難区域内に避難指示を解除し居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となり、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の 6 町村で計画が作成されたことに伴い、飯館村が計画を策定した令和 5(2023)年 5 月をもって避難指示は全て解除されました。また、同法の令和 5(2023)年 6 月の改正により、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外の区域において、避難指示の解除により住んでいた方々の帰還とその後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を定めることが可能となり、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市では特定帰還居住区域が設定され、復興・再生に向けた取り組みが進められています。
- 令和 3(2021)年度から 7(2025)年度までの 5 年間を「第 2 期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組を進めています。
- 原子力被災 12 市町村において営農を休止した耕地面積 17,298ha に対して、令和 7(2025)年度の営農再開目標を約 6 割、1 万 ha としています。これに対して、令和 6(2024)年度末時点の営農再開面積は、前年度から 546ha 増加し 9,144ha(営農再開率 52.9%)となっています(図表 2-1-1、2-1-2)。
- しかしながら、避難指示解除の時期等が異なることにより、原子力被災 12 市町村の中でも、各市町村における営農再開の進展状況は異なっており、特に、帰還困難区域がある町村では、営農再開はこれから進み始めていくという状況にあります。

図表2-1-1 原子力被災12市町村の営農再開状況

市町村名	避難指示 解除時期 ①	営農再開の状況		
		休止面積 ② (ha)	再開面積 (R6.3) ③ (ha)	再開割合 ④ (%)
広野町	-	269	240	89.2
田村市	H26.4.1	893	625	70.0
川内村	H26.10.1	605	356	58.8
檜葉町	H27.9.5	585	448	76.6
葛尾村	H28.6.12	398	184	46.2
南相馬市	H28.7.12	7,289	5,213	71.5
川俣村	H29.3.31	375	273	72.8
飯舘村	H29.3.31	2,330	771	33.1
浪江町	H29.3.31	2,034	670	32.9
富岡町	H29.4.1	861	297	34.5
大熊町	H31.4.10	936	63	6.7
双葉町	R2.3.4	723	4	0.6
合計		17,298	9,144	52.9

資料：東北農政局作成

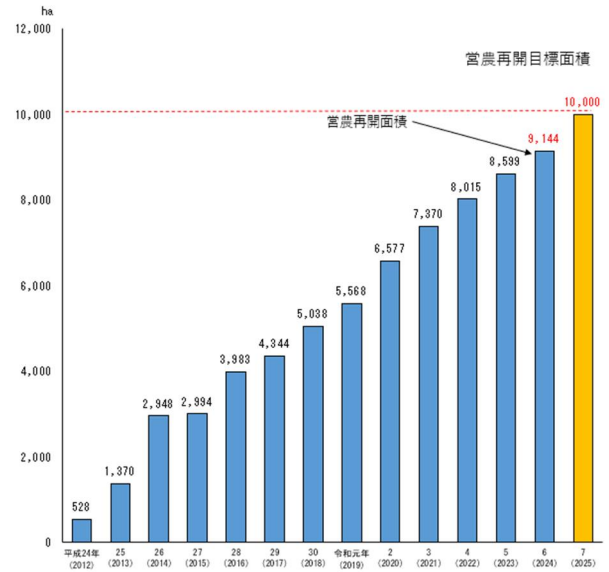
注1：①避難指示解除時期は、1回目の「避難指示区域」の見直しが行われた年月日を記載。

2：②休止面積は、2010年世界農林業センサスより整理。

3：③再開面積は、福島県調べ。南相馬市の再開面積は市全域。

4：④再開割合は、③再開面積÷②休止面積。

図表2-1-2 原子力被災12市町村の営農再開状況の推移



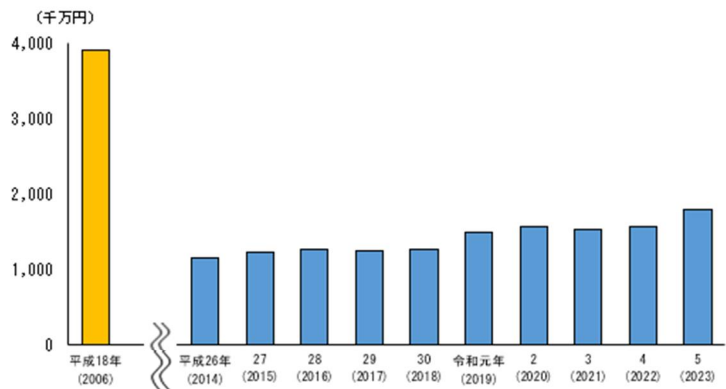
資料：東北農政局作成

注：各年の営農再開面積は、原子力被災12市町村の営農再開面積の合計。

また、原子力被災12市町村の農業産出額は、営農再開の進展に伴い回復基調にあるものの、震災前の4割程度にとどまっています(図表2-1-3)。

営農再開の加速化に向け、改正福島特措法による農地の利用集積を進めつつ、令和3(2021)年度には福島県高付加価値産地展開支援事業を創設し、国産需要の高い加工・業務用野菜等の広域的な産地の創出に向けた拠点整備等を進めています。

図表2-1-3 原子力被災12市町村の農業算出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：農業産出額(市町村別)は、平成19(2007)年度から平成25(2013)年度まで作成していないことから、震災前の比較対象として、平成18(2006)年度の値を記載。

東北農政局の取組 原子力被災 12 市町村への人的支援

東北農政局では、令和2(2020)年度から原子力被災 12 市町村に農林水産省職員を派遣し、それぞれの市町村の状況に応じた支援を行っています。また、技術職員(農学、農業土木)等で組織するサポートチーム(14 名)を福島県とみおかまち富岡町に設置し、派遣職員の活動等を機動的にサポートしています。(図表2-1-4)

図表2-1-4 原子力被災 12 市町村における派遣職員の取組

震災により中断したゆず生産の振興(福島県ならはまち檜葉町)

福島県ならはまち檜葉町では、約 40 年前の昭和62(1987)年に、ゆずの特産化を目指し、町内全戸に苗木の無償配布を行うなど、栽培を推進していましたが、東日本大震災により、ゆずの生産は中断していました。

派遣職員は、ゆず生産の再生を目指す「ならはまち檜葉町ゆず生産振興組合(組合員 40 名)」の設立に主担当として尽力しました。

また、令和6(2024)年7月に同組合を設立した後も、同町のゆずの品質、収量及び作業効率の向上を図るため、栽培勉強会や剪定研修会の開催を企画するなど、生産振興に携わっています。



ならはまち
檜葉町ゆず生産振興組合
設立総会

原子力被災 12 市町村の取組事例 みらい農業学校(福島県みなみそうまし南相馬市)

福島県みなみそうまし南相馬市では、農業法人等への農地集積が進んでおり、効率的な農業経営が期待されています。

地域農業の持続的な発展には、新たな農業人材の確保・育成が非常に重要で、みなみそうまし南相馬市は福島再生加速化交付金等を活用し令和6(2024)年4月に、小高区に「みらい農業学校」を開校しました。

みらい農業学校は日本国内でも珍しい、公設民営による1年間 2 学期制の全日制農業学校で、農業法人等への雇用就農に特化したカリキュラムを提供しています。

卒業後は地域の農業法人等への就職を促し、浜通り地域で課題となっている農業の担い手不足が解消されることが期待されています。



令和 6 (2024) 年度の第 1 期生



旧鳩原幼稚園を改修した校舎

(2) 被災地産食品の利用・販売促進に向けた取組

現状

- 農林水産省は、被災地産の食品を積極的に消費することによって、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援するため、その趣旨にご賛同いただいた多様な関係者間で一体感を醸成できるよう、共通のキャッチフレーズ「食べて応援しよう！」の下で被災地産食品の利用を呼びかけています。
- 生産現場における農畜産物の安全性確保のための取組の結果、令和6(2024)年度、食品衛生法による食品中の放射性物質の基準値を超過する農畜産物^{※1}の流通はみられませんでした。消費者庁が令和7(2025)年3月に公表した調査によると、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう方の割合は、6.2%となっています。
- そのため、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、消費者、生産者等の団体や食品事業者といった多様な関係者の協力を得て被災地産の食品の販売フェアや社内食堂等での積極的な利用を進めており、引き続き被災地産食品の販売促進等の取組を推進することとしています。

東北農政局の取組「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台」等の開催

東北農政局では、平成29(2017)年から岩手県、宮城県及び福島県の農林漁業者及び食品事業者等が、仙台市で農林水産物や加工食品などを販売するイベント「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台」^{※2}を開催してきました。令和6(2024)年度は、令和7(2025)年3月15日(土)・16日(日)に「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台2025」を開催しました。

このイベントは、生産者と消費者が交流することで、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援することを目的として行っています。これまでの開催で、延べ259の出店と約5万4千人の来場者があり、生産者と消費者の交流が深まりました。

また、職員を対象に、岩手県、宮城県、福島県の農林水産物等の斡旋・販売などにも取り組んでおり、令和7(2025)年3月には、仙台合同庁舎食堂において大熊町産いちごがメニューの一品として提供されました。



「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台2025」の会場ゲート



買い物や飲食を楽しむ来場者の様子

※1 栽培・飼養管理が可能な品目

※2 令和2(2020)年、3(2021)年は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となり、令和4(2022)年7月に「第4回食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台」を再開

令和6(2024)年3月の開催から「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台」のイベント名に開催年(西暦)を付す表記に変更

2 食料の安定供給の確保に向けた構造転換対策、生産基盤の強化

(1) 需要に応じた生産の推進

現状

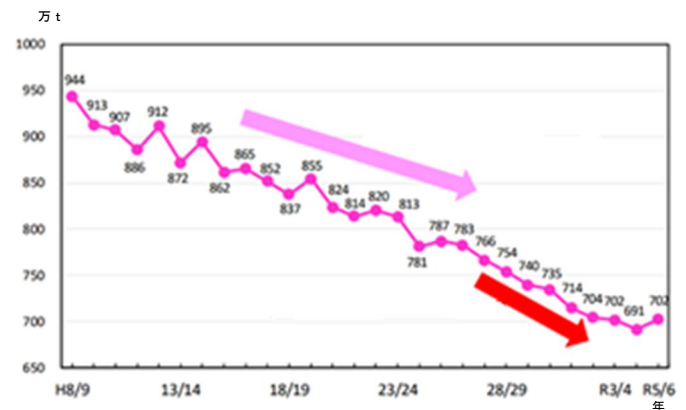
- 東北における令和 6(2024)年の水稻の作付面積は 35 万 8 千 ha でした。これは全国の約 26.4%を占めています(図表 2-2-1)。
- 一方、少子高齢化・人口減少や、食料消費における選択の多様化と嗜好の変化などを背景に、我が国の主食用米の需要は、これまで減少を続けてきましたが、令和 5/6 年の需要量については、インバウンド需要の増加や家計購入量の増加などにより、令和 4/5 年と比較して増加しています(図表 2-2-2)。
- また、食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた需要に応じた生産を図るため、米の新たな用途に対する需要を拡大する取組のほか、需要はあるものの自給率が低い麦・大豆や、より収益性の高い野菜や果樹への転換を図ることも必要です。

図表2-2-1 令和 6(2024)年産水稻の作付面積と平年単収

地域	水稻作付面積 (ha)	全国に対する割合 (%)	平年単収 (kg/10a)
全国	1,359,000	-	519
東北	358,400	26.4	556
青森県	42,400	3.1	598
岩手県	45,500	3.3	546
宮城県	62,800	4.6	550
秋田県	84,200	6.2	552
山形県	60,800	4.5	553
福島県	62,700	4.6	546

資料：農林水産省「令和 6 年作物統計調査」
注：「平年単収」は、農家等が使用している
ふるい目幅ベース。

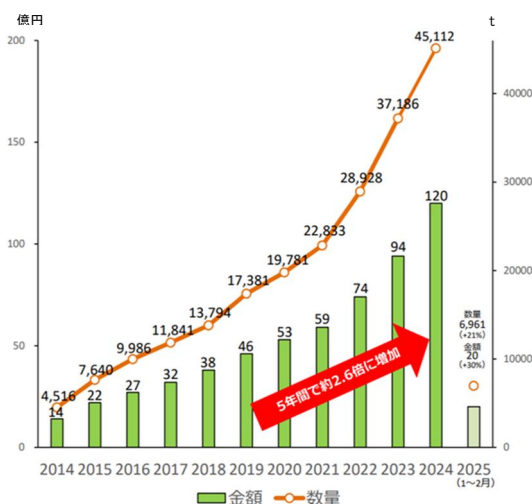
図表2-2-2 主食用米の需要の推移



資料：農林水産省「米をめぐる状況について(令和 6 年 11 月)より抜粋」

- 主食用米の輸出は、海外における日系のスーパーやレストラン、おにぎり店等の需要開拓が進み、近年大きく増加しています(図表 2-2-3)。
- また、米を炊かずに食べられるパックご飯等の海外需要も増加傾向にあり(図表 2-2-4)、東北においても、新たな工場を整備して、輸出を拡大する取組が行われています(図表 2-2-5)。

図表2-2-3 商業用の米の玄米・精米別輸出量の推移



図表2-2-4 パックご飯等の輸出実績



資料：農林水産省「米の輸出をめぐる状況について(令和 7 年 4 月)」

図表2-2-5 東北で補助事業を活用して整備したパックご飯工場一覧

事業者名	工場所在地	活用事業	しゅん工年月
(株)ジャパン・パックス イス男鹿	秋田県 おがし 男鹿市	産地生産基盤パワーアップ事業	令和 7(2025)年 3月
(株)相馬屋	福島県 ならはまち 楡葉町	福島県高付加価値産地展開支援事業	令和 5(2023)年 11月
JA 全農ラドファ(株)	宮城県 しまちやう 色麻町	産地生産基盤パワーアップ事業	令和 5(2023)年 3月
アイリスオーヤマ(株)	宮城県 かくだし 角田市	コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策 整備事業	令和 4(2022)年 3月
(株)ジャパン・パックス ライス秋田	秋田県 おおがたむら 大潟村	コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策 整備事業	令和 3(2021)年 6月

- 農林水産省では、生産に必要な労働時間は水稲より多くなるものの高収益化を図ることができる野菜や果樹等の作物への転換に向け、生産・省力化に必要な機械や農業用ハウス等の施設の導入、排水対策等の基盤整備、作物転換の動機づけとなる交付金の交付等の支援を実施しています。
- 東北においても、令和 7(2025)年3月時点で、57 の産地で水田における高収益化を図るための「水田農業高収益化推進計画」が策定され、野菜や果樹等への転換の取組が進んでいます(図表 2-2-6)。

図表2-2-6 水田農業高収益化推進計画の策定状況(令和 7(2025)年3月時点)

	産地数	主な品目
青森県	3	子実用とうもろこし
岩手県	8	子実用とうもろこし、ピーマン
宮城県	11	えだまめ、キャベツなど
秋田県	4	キャベツ、たまねぎなど
山形県	7	柿、トマトなど
福島県	24	アスパラガス、宿根カスミソウなど

▼ 水田農業の高収益化の推進についての
詳細は以下の二次元バーコードからも
ご覧いただけます。



資料：農林水産省「水田農業の高収益化の推進」を基に東北農政局作成

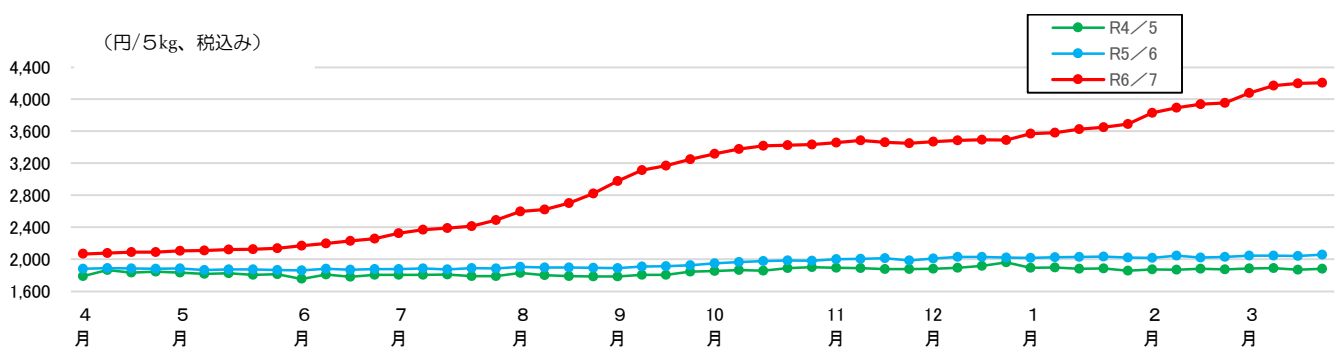
農林水産省「水田農業の高収益化の推進」 https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/suiden_kosyueki.html

【コラム】

令和6(2024)年の米の価格高騰について

- 主食用米の需給は、令和 5(2023)年産米の需要が堅調に推移していましたが、令和 6(2024)年産米が本格的に供給されても小売店等において、米の品薄状況が続きました。
- 米の流通については、令和6(2024)年産米の収穫量は、前年産より 18 万トン増加しましたが、大手の集荷業者の集荷量は前年と比べて大きく減少(同年 12 月時点で 21 万トン減少)する状況となりました。このため、大手の集荷業者と取引していた卸売業者や中食・外食・小売業者は、必要な量を調達するため、例年とは異なる調達ルートからも補完的に比較的高値で仕入れざるを得なくなるという状況となり、スーパー等の小売店での価格上昇につながりました。
- こうした、米の流通の滞りを解消するため、令和7(2025)年1月に、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、政府備蓄米の売渡しを一定期間後に買い戻すことを条件に行う事ができる仕組みを設けました。
- その後、同年 2 月に今回設けた規定に基づき、入札により 21 万 t の政府備蓄米の売渡しを決定し、同年 3 月に 2 回の入札を実施しました。このうち、14 万 t 分については 3 月中旬に引渡しを開始され、同年 3 月下旬時点で店頭に並び始めました。
- 農林水産省では、引き続き、今回の価格高騰の要因について検証を進め、主食用米の需給の安定を図ってまいります。

スーパーでの販売価格の推移



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成

注1：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。

注2：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。

注3：『ブレンド米等』には、ブレンド米のほか、PB商品等も含まれる。

注4：ラウンドの関係で対前週比等の数値は一致しないことがある

(2) 麦・大豆の国産化の推進

現状

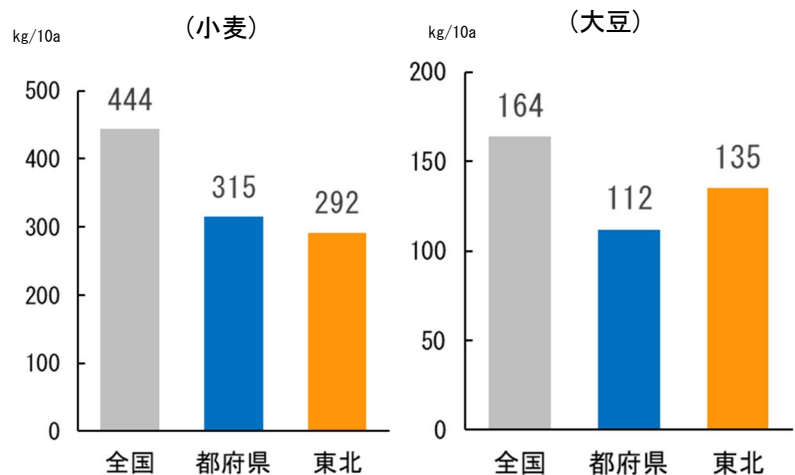
- 麦・大豆については、堅調な需要がある一方、需要の大半を輸入でまかなう状況が続いています(図表2-2-7)。国際情勢が変化する等の中で、食品関係企業からは、国産の麦・大豆の安定生産に対するニーズが高まっています。
- 東北における令和6(2024)年産の麦類(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)の作付面積は8.5千haでした。これは全国の2.9%(図表2-2-8)を占めており、このうち約8割が小麦となっています。
- 大豆の令和6(2024)年産の作付面積は、3万8千haでした。これは全国の24.6%(図表2-2-9)を占めています。
- 一方、10a当たりの収量は小麦・大豆ともに全国平均と比較して低い状況(図表2-2-10)です。小麦・大豆ともに水稻からの転作作物として水田での作付けが大部分を占めていますが、排水不良による湿田では生育が不良となるため、各ほ場に適した排水対策を行う等の単収を向上させるための取組が重要となっています。

図表2-2-7 麦・大豆の自給率
(令和5(2023)年度)

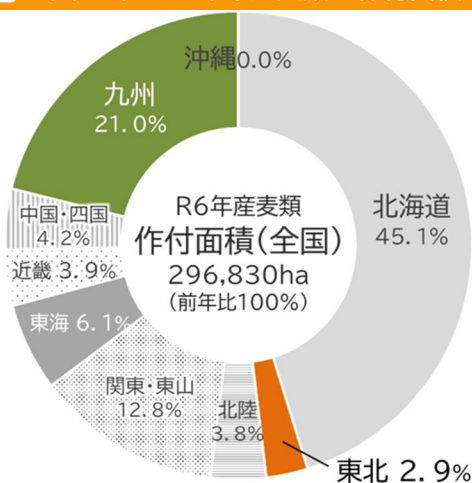
小麦	17.3%
大麦・はだか麦	11.9%
大豆	7.3%

資料：農林水産省「食料需給表」
注：1) 上記数字は重量ベースで算出
2) 上記数字は概算

図表2-2-10 令和6(2024)年産小麦・大豆の単収比較

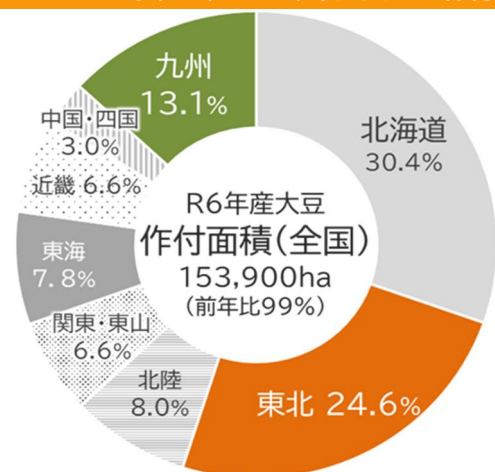


図表2-2-8 令和6(2024)年産麦類の作付面積



資料：農林水産省「作物統計」

図表2-2-9 令和6(2024)年産大豆の作付面積



資料：農林水産省「作物統計」

- 農林水産省では、国産への需要に対応できるよう、作付けの団地化や排水対策による生産性の向上、スマート農業によるコスト低減、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより、国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進しています。
- また、麦・大豆については、実需者の用途に応じた(図表2-2-11、2-2-12)品質となるよう、品種の選択や品質の向上を推進しています。

図表2-2-11 用途別に求められる品質(小麦)

小麦粉の種類	用途	たんぱく質の含有量
強力粉	食パン	11.5～13.0%
準中力粉	中華麺 ギョウザの皮	10.5～12.5%
中力粉	うどん 即席めん ビスケット 和菓子	7.5～10.5%
薄力粉	カステラ ケーキ 和菓子 てんぷら粉 ビスケット	6.5～9.0%

資料：農林水産省「麦の生産をめぐる事情(令和7(2025)年4月)」

図表2-2-12 用途別に求められる品質(大豆)

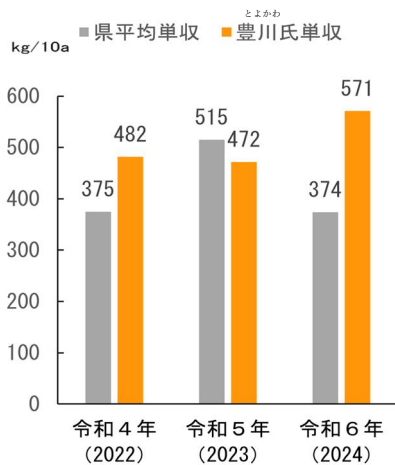
豆腐	タンパク含有量、炭水化物含有量の多さ
煮豆	外観の良さ、大粒
納豆	粒ぞろいの良さ、裂皮の少なさ
味噌	蒸煮した際の色調の良さ

資料：農林水産省「大豆をめぐる事情(令和7(2025)年3月)」

取組事例 ^{とよかわ}豊川総一氏（^{とわだし}青森県十和田市）

^{とよかわ}豊川氏は、^{とわだし}青森県十和田市にて家族4人で営農をされており、経営面積は小麦 366a、水稲 350a、野菜(ながいも、ごぼう、にんにく等) 180a、飼料作物 100a 等です。小麦の作付面積 366a(水田 162a、畑地 204a)の全てで、秋まきのネバリゴシを栽培しています。小麦－野菜－飼料作物の輪作体系を確立し、ながいも・ごぼうの作付時に施工したトレンチャー溝を活かしつつ、播種前に深耕プラウを施工するなどの湿害対策を講じることによって、排水の改善を行うとともに、労働時間削減を両立させ、高単収及び高品質生産を維持しています。

図表 2-2-13 県平均単収との比較



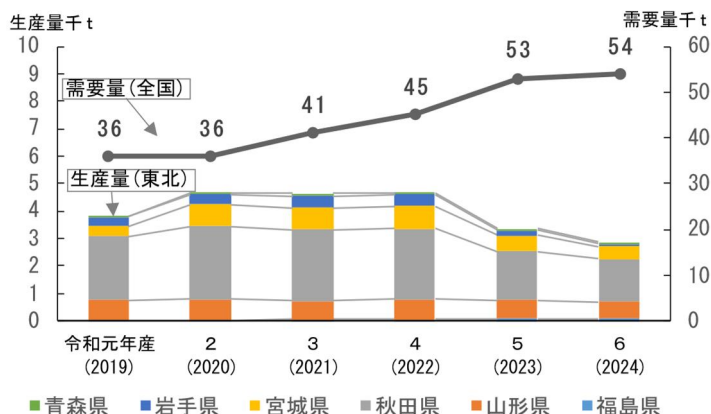
資料：東北農政局調べ

(3) 米粉の利用拡大

現状

- 米粉は、従来から和菓子等に利用されてきましたが、パンやケーキ、麺類など、新たな用途への利用も拡大してきており、国内の需要量は増加しています(図表2-2-14)。
また、世界の食料需給等をめぐるリスクが顕在化する中、国内で唯一100%自給可能な米を原料とした米粉の活用は、食料の自給や水田を守るため重要な取組になっています。
- 米粉の活用をさらに推進するために、日本米粉協会では、平成30(2018)年1月に開始された「米粉の用途別基準」に適合する製品に対し「推奨マーク」を付与する取組とともに、同年6月から、グルテンを含まない米粉の特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始し、令和3(2021)年6月には、登録認証機関である日本農林規格認証アライアンスが「ノングルテン米粉の製造工程管理 JAS」の認証を開始しています(図表2-2-15)。
- 農林水産省では、国産米粉の特徴をいかした新商品の開発、米・米粉製品の利用拡大に向け「米粉需要創出・利用促進対策事業」(令和6(2024)年度補正予算)により情報発信、需要の拡大に対応するための製造能力を強化する取組を支援しています。

図表2-2-14 米粉用米の生産量・需要量の推移



資料：東北農政局作成 数値は需要量

注：1) 生産量 令和元(2019)年度から令和5(2023)年度は「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定により報告された数量、令和6(2024)年度は「令和6年度新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況(9月15日現在)」
2) 需要量 「米粉をめぐる状況について」から抜粋

図表2-2-15 新たな米粉の活用・米粉の表示



上段左から、「ノングルテン米粉認証ロゴマーク」「ノングルテン米粉使用マーク」

下段左から「特色JASマーク」用途別基準の「推奨ロゴマーク」

◆アルファ化米粉



- ・特殊な加工技術により、増粘多糖類や油脂等の代替として製パン時の粘度調節に使用

取組事例 米粉の調理講習会

東北農政局では、令和6(2024)年11月に、東北米粉利用推進連絡協議会と連携し、「米粉の調理講習会」を開催しました。食品事業者や消費者30名にご参加いただき、おいしい米粉スイーツ作りを学びました。

また、吸水実験による異なる性質の米粉の見分け方や、米粉カップケーキをおいしく仕上げるコツを学ぶとともに、米粉を使ったカスタードクリームを作り、そのもちもち食感を体験する機会となりました。



米粉の調理講習会の様子

(4) 農業の生産基盤の強化

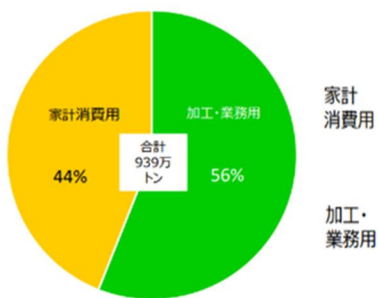
ア 野菜・果樹等の生産振興

(ア) 野菜

現状

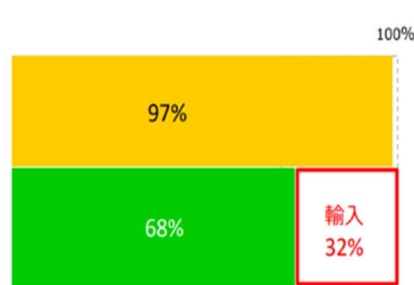
- 我が国で消費される野菜は、食の外部化を背景に加工・業務用の需要が増加しており、野菜出荷量の約6割は加工・業務用となっています(図表 2-2-16)。そのうち国産が約7割を占めますが、国産品の出回らない時期がある品目等を中心に輸入が約3割を占めています(図表 2-2-17)。農林水産省では、昨今の国際情勢から輸入野菜の価格も上昇しているため、加工・業務用を中心とした国産野菜の需要拡大を図る「国産野菜シェア奪還プロジェクト」を令和6(2024)年4月に立ち上げるとともに、産地リレーによる周年安定供給体制の構築に向けた取組等への支援を行っています。
- 東北における令和5(2023)年の加工・業務用野菜の出荷量は、4万7千 t となっており、全国に占める割合は 4.8% となっています(図表 2-2-18)。

図表 2-2-16 野菜の出荷量割合



資料：農林水産政策研究所作成

図表 2-2-17 国産野菜の占める割合



図表 2-2-18 加工・業務用野菜の現状

地域	加工・業務用 出荷量(千t)	全国シェア(%)
関東・甲信	314	31.9 (1位)
北海道	268	27.3 (2位)
九州	208	21.1 (3位)
東海	63	6.4 (4位)
東北	47	4.8 (5位)
中国・四国	40	4.1
北陸	26	2.6
近畿	17	1.8
沖縄	0	0

資料：東北農政局作成

東北農政局の取組「東北管内における加工・業務用野菜の取組事例収集」

東北農政局では、水田を活用した高収益野菜(特に加工・業務用)の拡大を図る取組の一貫として、野菜の端境期における東北地域の産地化の可能性を検討するため、若手職員8人で「東北の水田農業における高収益野菜の導入検証プロジェクト」を令和6年(2024)7月に立ち上げました。同プロジェクトでは生産者、加工業者及び小売業者から現状のお話を伺い、産地化へ向けた課題や方策を取りまとめ、HP 等に掲載し取組の促進に努めました。

【プロジェクトで伺った生産者、加工業者からのご意見】

○農事組合法人リアル(岩手県花巻市^{はなまきし})

- ・たまねぎと水稲は作業の繁忙期が被らないので、両方取り組みやすい。
- ・たまねぎはイノシシ、シカ、クマなどの獣害が少ない。
- ・直接取引は値段を出荷側である程度要望できるのが大きな強みである。



生産者から聞き取り調査

○野菜流通カット協議会

- ・東北地域は夏に出荷できる産地として期待できる。

- ・実需者にとっての1番のリスクは、契約した品質・数量が入らないこと。
- ・全ての規格を受け入れることは、機械の作業効率を妨げるため厳しい。

https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/yasai/gyomu_yasai/attach/pdf/index-30.pdf



加工業者等との意見交換

今後とも、収集した事例の産地への周知活動は、東北での加工・業務用野菜の産地づくり推進において重要であることから、令和7(2025)年度は別の切り口から収集内容を検討し、出荷調整設備や流通体系等の事例の調査を予定しています。

また、お話をお伺いした生産者は法人経営体が多かったことから、対象に農協・生産者団体を追加して、加工・業務用仕向けの取組について調査していきます。

東北農政局の取組「東北地域の加工・業務用野菜の普及拡大セミナー」の開催

東北農政局では、令和7(2025)年3月12日に「東北地域の加工・業務用野菜の普及拡大セミナー」をオンラインで開催し、生産者、加工業者及び行政機関等をはじめとして168名の皆様にご参加いただき、加工・業務用野菜に取り組む生産者の取組事例や需要動向についての情報提供を行いました。

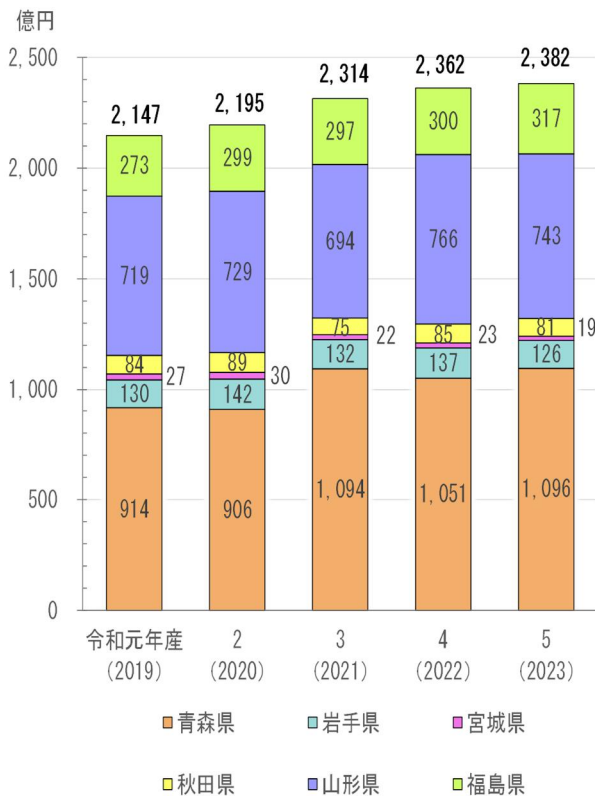
https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/yasai/gyomu_yasai/index.html

(イ) 果樹

現状

- 東北における果樹の産出額は、令和5(2023)年は2,382億円となり、微増傾向で推移しています(図表2-2-19)。また、東北の令和5(2023)年の果樹の産出額における上位品目は、りんご、おうとう、もも、ぶどう、西洋なしとなっており、全国で上位となっている品目は、青森県産りんご(全国1位)及び西洋なし(同3位)、岩手県産りんご(同3位)、山形県産おうとう及び西洋なし(同1位)、福島県産もも(同2位)となっています(図表2-2-20)。

図表2-2-19 果樹算出額の推移(東北)



図表2-2-20 果樹産出額上位5品目(令和5(2023)年)

		単位：億円					
	総産出額	産出額順位	1位	2位	3位	4位	5位
全国	9,590	品目	ぶどう	みかん	りんご	日本なし	もも
		産出額	2,068	1,733	1,730	716	673
東北	2,382	品目	りんご	おうとう	もも	ぶどう	西洋なし
		産出額	1,323	406	224	221	71
青森県	1,096 (全国1位)	品目	りんご	ぶどう	おうとう	もも	西洋なし
		産出額	1,033	22	12	10	6
		全国順位	1位	14位	5位	7位	3位
岩手県	126 (全国19位)	品目	りんご	ぶどう	もも	日本なし	西洋なし
		産出額	104	12	3	2	1
		全国順位	3位	25位	16位	44位	7位
宮城県	19 (全国45位)	品目	日本なし	りんご	うめ	かき	もも
		産出額	7	4	2	1	1
		全国順位	26位	11位	16位	36位	25位
秋田県	81 (全国29位)	品目	りんご	ぶどう	もも	おうとう	日本なし
		産出額	50	9	8	7	4
		全国順位	5位	27位	11位	7位	34位
山形県	743 (全国5位)	品目	おうとう	ぶどう	りんご	西洋なし	もも
		産出額	378	139	89	60	48
		全国順位	1位	4位	4位	1位	6位
福島県	317 (全国8位)	品目	もも	日本なし	りんご	ぶどう	かき
		産出額	154	46	43	38	15
		全国順位	2位	5位	6位	7位	10位

出典：令和5年生産農業所得統計

取組事例 福島県果樹研究所での省力樹形の研究(福島市)

管内の果樹の研究所では、果樹の性質や作業性を考えて、枝や幹の配置を変えた様々な省力樹形が研究されています。福島県果樹研究所で研究している3事例を紹介します。

＜モモ低樹高開張型樹形＞

モモ低樹高開張型樹形とは、添え竹や吊り支柱の利用により、骨格となる枝を横に大きく開く（開張）ことで樹の高さを低く抑えるように整えた樹形です。この樹形は慣行の開心自然形と同等の品質と収量が見込まれ、低い位置に実をつけることから作業性が良く労働負担の軽減が図られます。

モモ低樹高開張型樹形
(提供：福島県果樹研究所)

＜日本なし新一文字型樹形＞

新一文字型樹形は、棚下 50cm の高さで主枝を二分し、棚下 15cm の高さに 2 本の主枝を一文字状(直線状)に配置し、主枝の両側に肋骨状に側枝を配置した樹形です。植栽本数が多いことや枝の上部(樹冠)の拡大が早いことから、早期成園化を可能とし、樹形が単純で作業しやすい省力的な樹形です。



日本なし新一文字型樹形
(提供：福島県果樹研究所)

＜日本なしジョイントV字樹形＞

ジョイントV字樹形とは、主枝の高さを従来よりも低い位置で直線状に配置し、主枝先を隣接樹の主枝基部に接木でつなげる(ジョイント)新しい樹形です。従来 180cm 程度だった主枝高を 70～80cm の高さとし、そこから側枝を斜立させて、仰角 60 度の架線に誘引することでV字の樹冠を構成する樹形です。生育が早く多収が可能であることから、収穫開始や成園化するまでの期間が短く経営上有利になっています。樹冠がV字型になったことで、従来の栽培よりも作業姿勢が楽になり、機械の導入が容易になります。



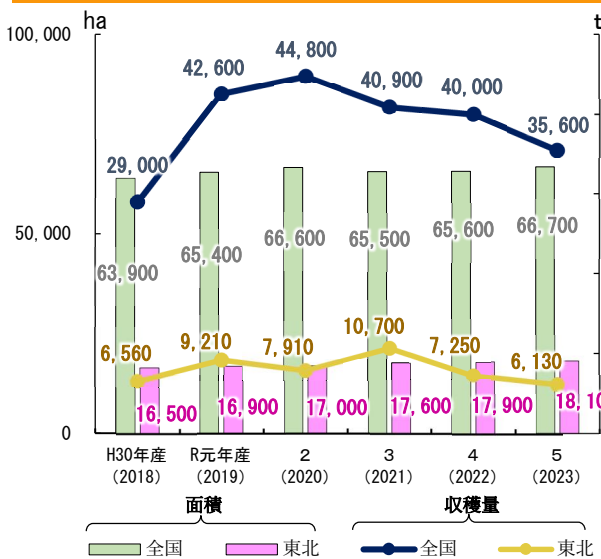
日本なしジョイントV字樹形
(提供：福島県果樹研究所)

(ウ)特産作物

現状

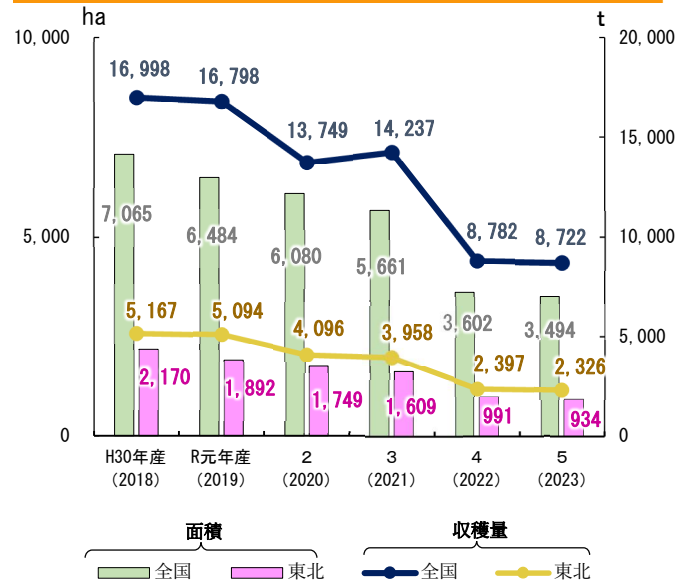
- 東北における令和 5(2023)年産の主な特産作物の収穫量は、そば 6,130 t (全国シェア 17.2%) (図表 2-2-21)、葉たばこ 2,326 t (同 26.7%) (図表 2-2-22)でした。
- 東北のそばの作付けは、全面積の4分の3が水田に作付けされていることもあり、湿害対策が課題となっています。また、葉たばこは、紙巻きたばこの需要の減少により、作付面積・収穫量とも減少しています。

図表 2-2-21 そばの作付面積・収穫量の推移
(全国・東北)



資料：農林水産省「作物統計作況調査」

図表 2-2-22 葉たばこの作付面積・収穫量の推移
(全国・東北)



資料：日本たばこ産業株式会社「葉たばこ買入実績」

東北農政局の取組 東北そば研究会による「東北そばフォーラム」の開催

東北農政局では、東北におけるそばの生産振興と需要拡大を図るため、平成 20(2008)年度から毎年度「東北そば研究会」として、そばのイベントを開催し、そば関係者による講演、農政局による東北のそばの情勢報告、東北各県からのそばの現状報告、意見交換等を行っています。

令和 6(2024)年 9 月に、福島県猪苗代町^{いなわしろまち}で「東北そばフォーラム」を開催し、生産者をはじめとして 108 名にご参加いただきました。フォーラムでは、町内ほ場及び乾燥調製施設での現地研修、宇都宮大学による、そばの湿害メカニズムとその対策に関する基調講演、猪苗代町から地場産そばを活用した地域振興の取組、福島県から県内におけるそばの振興状況について報告をしていただきました。意見交換では、そばほ場の湿害対策に関する質疑等がありました。



そばのほ場



ほ場における現地研修



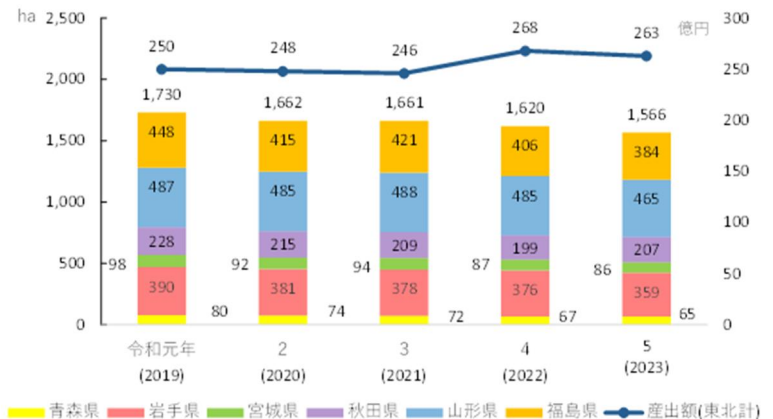
乾燥調製施設における現地研修

(工)花き

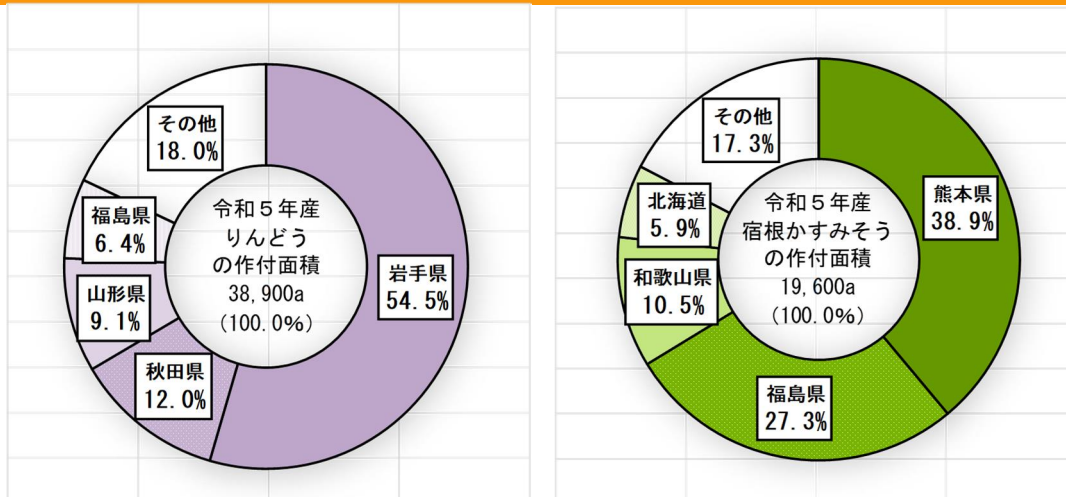
現状

- 東北における令和5(2023)年の花きの産出額は263億円で全国の7.5%、東北の農業産出額の1.8%となりました。東北の令和5(2023)年の花き(切り花類)の作付面積は1,566haで、近年減少傾向で推移しています(図表2-2-23)。
- 品目別の作付面積割合をみると、りんどうでは東北地方が全国の作付面積の80%以上を占めています。また、宿根かすみそうでは福島県が全国2位の作付面積を占めています(図表2-2-24)。

図表2-2-23 切り花類の作付面積と花きの産出額の推移(東北)



図表2-2-24 りんどう、宿根かすみそうの都道府県別作付面積割合(令和5(2023)年産)



資料：農林水産省「花き生産出荷統計」、「生産農業所得統計」

取組事例 JA 会津よつば昭和かすみ草部会(福島県昭和村)

JA 会津よつば昭和かすみ草部会は、夏でも冷涼な気候を活かして宿根かすみそうを生産しています。また、冬に貯蔵した雪の冷気を利用した集出荷貯蔵施設(雪室)で出荷調整をしています。

GI の取得などによりブランド力を強化するとともに、新規就農者を確保する体制を整え、就農者を増やすことで生産本数が増加し、販売金額も大きく増加しています。また、地域の振興・活性化に大きく貢献しており、令和6(2024)年度農林水産祭天皇杯園芸部門を受賞しました。



ほ場の様子



かすみ草花束

https://aizuyotuba.jp/products/showa_kasumi/

イ GAP(農業生産工程管理)の更なる推進

現状

- 東北における GAP(農業生産工程管理)^{※1} 認証の取得状況は、近年、横ばい傾向で推移しています(図表 2-2-25)。
- 我が国の農業の持続的な発展のためには、引き続き GAP の取組を拡大していく必要があります。更に食品安全、環境保全、労働安全のほか、国際的にも一般的となっている人権保護及び農場経営管理の2分野を加えた国際水準相当の GAP の取組を生産現場に普及するため、GAP 認証の取得につながる支援とともに、県における指導員の育成や指導体制の強化、農業者団体等と連携した面的取組の拡大、実需者や消費者の国際水準 GAP の認知度向上等を進めることが必要です。

また、国際水準 GAP の取組の拡大に向け、国際水準 GAP 普及推進交付金事業により GAP 指導員による指導活動を行うとともに、大阪・関西万博に向けた認証取得等を支援してきました。

GAP 認証の取得状況

東北の令和7(2025)年3月末現在の GAP 認証取得経営体数(農産物)は、822 経営体でした(図表 2-2-25)。

農林水産省としては、引き続き、GLOBAL G.A.P.^{※2} や JGAP などの国際水準 GAP を推進していきます。なお、ASIAGAP については、運営者である一般財団法人日本 GAP 協会が令和 10(2028)年に終了し、JGAP へ一本化する方針を示しています。^{※3}

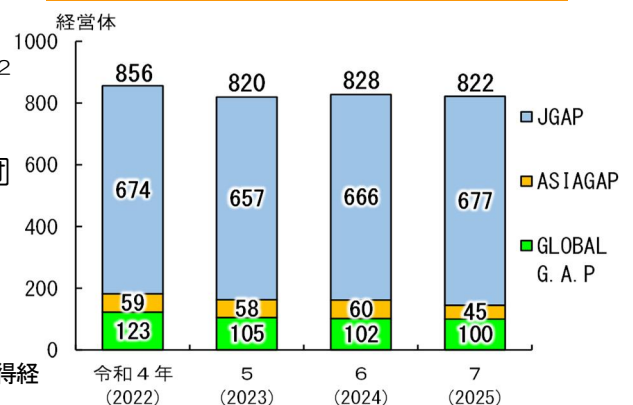
資料：東北農政局調べ

注：1) 各年3月末現在の値

2) GLOBAL G. A. P. は、GLOBAL G. A. P. 本部 HP で公表されている認証取得経営体数(農産物)を集計。

ASIAGAP 及び JGAP は、(一財)日本 GAP 協会の HP 公表値

図表2-2-25 GAP 認証取得経営体数の推移
(農産物)



取組事例 会津よつば農業協同組合南郷トマト生産組合 (福島県南会津町)

南郷トマト生産組合では、100年続く産地を目指して安全・安心な産地生産基盤の強化を図ることを目的に、令和元年から段階的に全戸での JGAP 団体認証取得に取り組みました。

福島県や JA との連携協力により取組体制を構築したほか、先行取組者から新規取組者や新規就農者への助言などにより、令和6年に組合員全戸(102戸)で認証を取得しました。このように、組合員全戸で単一品目について JGAP を取得したのは全国で初めての事例となります。

GAP の取得により、生産者の農業経営における意識が改善し、特に農業作業安全や衛生管理について改善が図られたほか、肥料・農薬などの生産資材の在庫管理が適正に行われることで、経営の安定につながっています。

令和6(2024)年度未来につながる
持続可能な農業推進コンクール
(GAP 部門) 農産局長賞受賞

○検討チームでの話し合い



○新規取組者を対象とした
研修会の様子



○野鳥の侵入対策を施した
トマト選果場



※1 「GAP(Good Agricultural Practice): 農業生産工程管理」とは、食品安全・環境保全・労働安全等の観点から、農業者が自らの生産工程をチェックし、改善する取組である。

※2 「GLOBAL G. A. P.」とは、ドイツの Food PLUS GmbH が策定した第三者認証の GAP であり、主に欧州で普及している。

※3 「ASIAGAP」「JGAP」とは、一般財団法人日本 GAP 協会が策定した第三者認証の GAP であり、ASIAGAP の対象は青果物・穀物、JGAP の対象は青果物・穀物・茶・家畜・畜産物である。

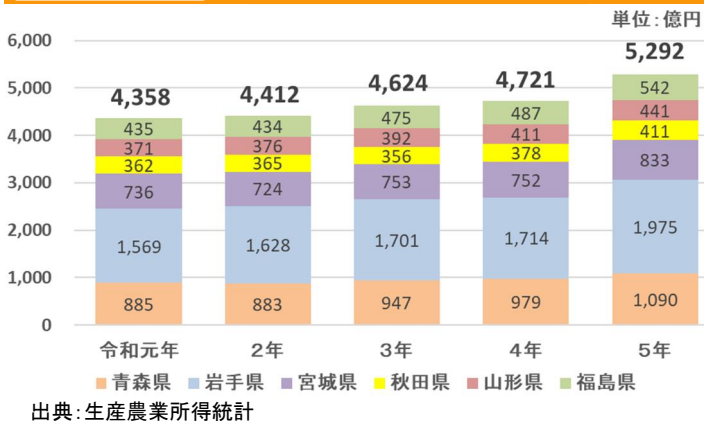
(5) 畜産・酪農の生産基盤の強化

現状

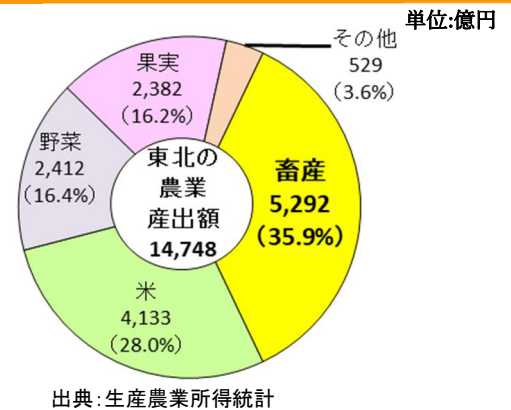
- 東北における令和5(2023)年の畜産の産出額は5,292億円となり、前年から12%増加しています(図表2-2-26)。これは、東北の農業産出額全体の36%を占めており、部門別内訳では畜産が最も高い割合を占めています(図表2-2-27)。
 - 一方、畜産・酪農については、農業者の減少や高齢化、飼料価格の高止まりなど、厳しい課題に直面しています。
 - こうした状況を踏まえ、東北農政局では、地域における畜産の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等を支援する畜産クラスター*の取組や国産飼料増産対策等を推進しています。
- また、みどりの食料システム戦略を踏まえ、畜産GAPや環境負荷軽減の取組を支援することにより、畜産・酪農の生産基盤の強化と持続可能な畜産物生産の推進を図っています。

* 畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が、ぶどうの房(クラスター)のように連携・結集し、地域ぐるみで畜産の収益性の向上に取り組む体制。

図表2-2-26 東北の畜産産出額



図表2-2-27 東北の農業産出額部門別割合(令和5年)



取組事例 秋田やまもと地域畜産クラスター協議会(秋田県三種町・八峰町)

秋田やまもと地域畜産クラスター協議会では、水田を活用した自給飼料の生産と利用拡大を図るとともに、水田に堆肥を供給する循環型農業を推進しています。

取組を牽引する農事組合法人細越牧場(酪農経営:約300頭規模)は、購入粗飼料に頼らない経営を目指し、堆肥を提供した水田で栽培された稲WCSの供給を受けることにより、地域の耕畜連携体制の整備を図っています。



牧草収穫

東北農政局の取組「東北地域持続的な畜産物生産推進セミナー」の開催

東北における持続的な畜産物生産の推進を図るため、生産者をはじめとして関係者にご参加いただき、畜産GAPや環境負荷軽減の取組に関するセミナーを開催しました。畜産では、家畜の消化管内での発酵や排せつ物の処理に伴い、温室効果ガスが排出されることから、畜産物生産における環境負荷低減の取組を推進することが重要であり、こうした取組を消費者に情報伝達することが課題との認識を共有しました。

3. 畜産経営へのGAPの活用 (5) その他の認証②

みどり認定

「みどりの食料システム戦略」の目標達成のため、法に基づき環境負荷低減事業活動に取り組む事業者を認定する制度。5年間の事業計画を作成して申請→都道府県知事が認定

畜産分野におけるみどり認定

認定対象となる取組例



出典:農林水産省「みどり認証 全国版(VA.5) 2024.7.7月」

講演資料抜粋(福島大学 原田教授)

(6) 経営安定対策の着実な実施

ア 収入保険制度の普及・推進

現状

- 収入保険制度は、農産物の品目の枠にとらわれず、自然災害だけでなく価格低下等の様々なリスクによる収入の減少を補償する保険です。
- 本制度の実施主体である全国農業共済組合連合会を中心に各県の農業共済組合で制度の普及・推進にあたっています。
- また、農林水産省では、収入保険の普及を推進するため、保険料の1/2、積立金の3/4を国庫補助しているほか、保険方式のみで9割まで補償するタイプを導入する等、農業者の負担軽減を図っています。

収入保険の加入状況

令和6(2024)年の東北における収入保険の加入者数は、令和7(2025)年1月末現在で2万2,305経営体となり、青色申告を行っている農業経営体数(5万4,389経営体)に対する割合は41.0%と全国平均の28.1%を上回るとともに、各県とも着実に加入件数を伸ばしています(図表2-2-28)。

資料：東北農政局作成

注：1) 収入保険の各年実績は、各年を保険期間とする保険契約を1月末時点で集計したもの(図表2-34も同じ)

2) 収入保険の加入状況は令和7(2025)年1月末時点

図表2-2-28 収入保険の加入状況

単位：経営体

	青色申告を行っている農業経営体数(a)	加入者数		青申経営体数に対する割合	
		令和6(2024)年収入保険(b)	令和5(2023)年収入保険(c)	令和6(2024)年収入保険(b/a)	令和5(2023)年収入保険(c/a)
青森県	10,043	4,703	4,335	46.8%	43.2%
岩手県	10,487	4,064	3,776	38.8%	36.0%
宮城県	7,935	3,572	3,303	45.0%	41.6%
秋田県	6,994	2,588	2,359	37.0%	33.7%
山形県	9,143	3,421	3,064	37.4%	33.5%
福島県	9,787	3,957	3,633	40.4%	37.1%
東北計	54,389	22,305	20,470	41.0%	37.6%
全国計	353,199	99,128	90,644	28.1%	25.7%

保険金等の支払状況

令和5(2023)年の東北における収入保険の保険金等の支払状況は、5,569経営体で75億円の支払となり、前年の支払実績よりも減少しました(図表2-2-29)。

資料：東北農政局作成

注：1) 保険金等の支払状況は令和7(2025)年1月末時点

2) 保険金等とは保険方式による保険金と積立方式の特約補填金の合計金額

図表2-2-29 保険金等の支払状況

単位：百万円

	令和5(2023)年		令和4(2022)年		前年比	
	支払経営体数(a)	保険金等支払金額(b)	支払経営体数(c)	保険金等支払金額(d)	支払経営体数(a/c)	保険金等支払金額(b/d)
青森県	1,118	2,008	1,269	2,463	88.1%	81.5%
岩手県	1,013	1,059	1,841	1,906	55.0%	55.6%
宮城県	743	784	1,409	1,685	52.7%	46.5%
秋田県	979	1,757	1,611	3,131	60.8%	56.1%
山形県	866	1,007	1,015	1,363	85.3%	73.9%
福島県	850	907	1,675	1,816	50.7%	49.9%
東北計	5,569	7,522	8,820	12,364	63.1%	60.8%
全国計	24,845	45,737	31,032	58,240	80.1%	78.5%

農業保険の面積加入率

自然災害による損失を補償する農業共済と合わせた農業保険全体で見た場合、東北では令和5(2023)年産における水稻の作付面積の80%、麦の作付面積の92%、大豆の作付面積の80%が加入しています。

イ 経営所得安定対策等の着実な実施

現状

- 担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金(ゲタ対策)と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金(ナラシ対策)を実施しています。また、水田を活用しつつ、需要に応じた生産に向け、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の生産や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金を実施しています。
- 「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」及び「水田活用の直接支払交付金」の加入状況は、高齢化による離農等で個人が減少している一方、個人及び集落営農の法人化により法人は増加しています。

経営所得安定対策等の加入申請件数及び加入申請面積

東北における令和6(2024)年度のゲタ対策の加入申請件数は 6,752 件(全国の17%(以下同じ))となり前年度から 273 件減少しました。加入申請面積は 60,030ha(11%)となり前年度から 93ha 減少しました。

ナラシ対策の加入申請件数は 15,075 件(31%)となり前年度から 1,602 件減少しました。加入申請面積は 109,597ha(20%)となり前年度から 7,641ha 減少しました。

水田活用の直接支払交付金の加入申請件数は 54,651 件(22%)となり前年度から 9,174 件減少しました。加入申請面積は 102,616ha(27%)となり前年度から 1,861ha 減少しました。(図表 2-2-30)

図表2-2-30 各交付金の加入申請件数及び加入申請面積(全国・東北)

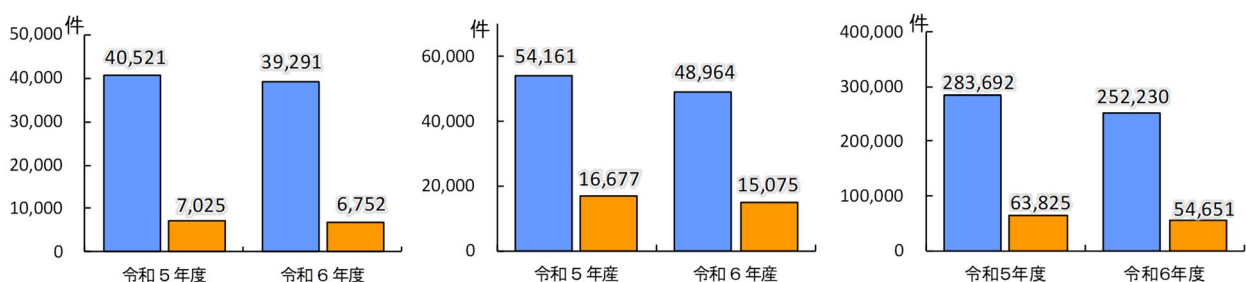
● 加入申請件数

【ゲタ対策】

【ナラシ対策】

【水田活用】

■ 全国 ■ 東北



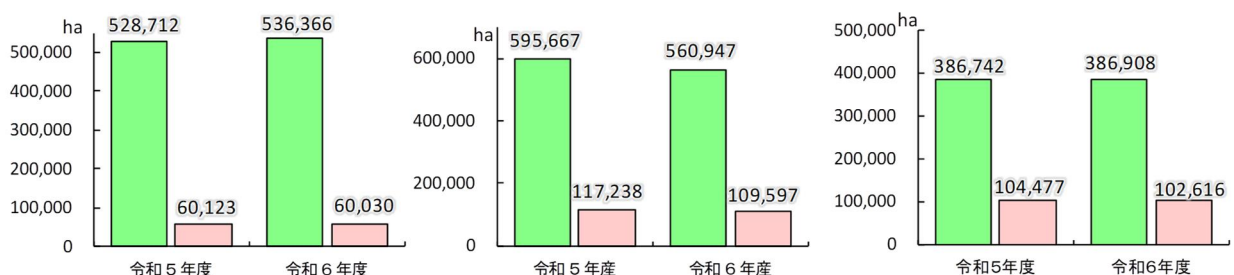
● 加入申請面積

【ゲタ対策】

【ナラシ対策】

【水田活用】

■ 全国 ■ 東北



資料:農林水産省調べ

※ 水田活用の直接支払交付金の面積は、戦略作物助成(基幹作物)の面積

(7) 国民の理解醸成

ア ニッポンフードシフトの取組

現状

- 東北における令和6(2024)年度のニッポンフードシフトの取組では、「Z世代」をターゲットに大学での周知活動やイベントでのパネル展示等を通じて、国内農業の重要性や持続性の確保について共感を得られるよう展開しました。
- また、ニッポンフードシフトとの連携として推進パートナーへの登録を呼びかけました。

東北農政局の取組 宮城大学学生との意見交換会の開催

東北農政局では、令和6(2024)年10月23日に宮城大学学生と東北農政局若手職員とのニッポンフードシフトに関する意見交換会を開催しました。

当日は、「カレーからみるフードマイレージ～食材はどこから来たのか 食材は何者か 食材はどこへ行くのか～」をテーマに宮城大学学生と同世代の東北農政局職員が集いました。はじめに、ニッポンフードシフト及びフードマイレージの概要を説明し、宮城大学学生が考案したミニゲームを実施しました。ミニゲームでは、グループごとに予算内でカレーの具材カードを集め、その輸送距離を競い合いました。その後のグループディスカッションでは、ゲーム結果からみえた共通点や違い、輸送距離と価格の関係性について話し合い、最後にグループ発表を行いました。

この意見交換会を通じ、学生たちに日々の食材選びの際に、持続性の確保などを意識してもらうことが行動の変化につながることを理解していただき、日本の「食」について改めて考える貴重な機会となりました。



会場全体の様子



ミニゲームの様子

東北農政局の取組 盛岡大学学生との意見交換会の開催

東北農政局岩手県拠点では、令和7(2025)年1月20日に盛岡大学学生と東北農政局若手職員との有機農産物に関する意見交換会を開催しました。

当日は、生産者から「生産と環境への影響」、販売業者から「消費者意識」についての講義を行っていただいた後、グループに分かれて「有機農産物を小学生に理解してもらうイベントの企画書を作成する!!」をテーマに意見交換を行いました。

意見交換では、有機農産物を栽培することがなぜ環境に良いのか、どのようにアピールすれば消費者の理解が得られるか等について話し合い、「うんこから作る有機農産物」等のアイデアあふれる企画が発表されました。

参加した学生からは、「購入する人が有機農産物を栽培することの大変さや環境にやさしい作物であることを学ぶことが重要だと感じた」などの感想がありました。

今回の意見交換会を通じて、参加していただいた学生に消費行動の変化が環境にも良い影響を与えていくと実感していただけた取組となりました。



意見交換全体の様子



販売業者からのアドバイス

イ 食育の推進

現状

東北農政局では、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき食育を推進しています。

令和3(2021)年度からおおむね5年間を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化等食育をめぐる状況を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を重点事項として定めています。

また、政府が作成した「SDGs アクションプラン2021」では、「食育の推進」を国民運動として展開することを掲げています。

東北では、令和7(2025)年3月末現在、県段階では全県で、市町村段階では203市町村(89.4%)で食育推進計画が作成され、その推進が図られています。

東北農政局の取組

東北農政局では、食育に関する理解を深めていただき、食育活動団体等の取組を推進するため、「消費・安全対策交付金」による支援に加えて、ホームページやメールを用いた食育の知見や最新の食育情報の提供のほか、食育セミナーの開催、地方公共団体が行うイベントへの出展など、食育活動に対する支援を行っています。

食育に関する情報提供

東北農政局では、令和6(2024)年6月の食育月間に合わせ、消費者展示コーナーにおいて「日本型食生活のススメ」に関するパネルと食事サンプルの展示を行いました。併せて、パネル等で食育とSDGsの関わり、持続可能な食を支えるためにできる身近な行動についても紹介しました。

この他、令和6(2024)年10月の「岩手県食育推進県民大会」、11月の宮城県加美町^{かみまち}「食の文化祭」などの地方公共団体が開催するイベントにも出展し、パネル展示・パンフレット配布などを行いました。

更に、ウェブサイト「とうほく食育ひろば」の月2回の更新、「とうほく食育メールマガジン」の月1回の配信により、食育に関する活動やイベントに関する情報を紹介しました。また、「食育ネットとうほく」瓦版の月1回の配信により、「食育ネットとうほく」の会員の取組やイベントに関する情報を紹介しました。



食育月間：日本型食生活についてパネルで紹介



食育月間：手軽にできる健全な食生活に関する展示

とうほく食育ひろば <https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/syokuiku/index.html>



食育セミナー・食育交流会の開催

東北農政局では、令和6(2024)年6月に「食でつながる食育の環～作って食べて伝え合う共食の楽しさ～」をテーマに第1回食育セミナーを開催しました。

セミナーでは、第8回食育活動表彰を受賞された「サスティナ鶴岡(山形県鶴岡市)」、
「九戸村食生活改善推進員協議会(岩手県九戸村)」からそれぞれの食育活動について事例発表をしていただいた後、「共食」等に関するパネルディスカッションを行いました。

令和7(2025)年3月に「ナッジは面白い～人を動かすアプローチで健康づくり～」をテーマに第2回食育セミナーを開催しました。

セミナーでは、「ナッジ」を用いたヘルスプロモーションの第一人者である竹林正樹氏を講師に迎え、食育の推進や健康づくりなどへの、様々な課題解決に向けて行動変容を促す「ナッジ」の活用について講演を行っていただきました。

また、令和6(2024)年9月に宮城県大崎市で食育交流会を開催し、大学生と東北農政局の若手職員が、特別栽培米を作付けしている水田で実際に稲刈り体験を行った後に、環境にやさしい農業について、有機農業等に取り組む生産者と意見交換を実施しました。意見交換の様子はWebでも配信しました。

令和6年度第1回食育セミナー



サスティナ鶴岡
代表 齋藤翔太氏



九戸村食生活改善推進員協議会
会長 桂川祥子氏



尚綱学院大学
准教授 山城秋美氏



セミナー会場の様子

第1回食育セミナー https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/syokuiku/event_report/060619.html



令和6年度第2回食育セミナー



青森大学客員教授
竹林 正樹氏



セミナー会場の様子



指体操を実演する参加者の様子

第2回食育セミナー https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/syokuiku/event_report/070306.html



令和6年度食育交流会



稲刈り体験



環境にやさしい農業についての
意見交換



ファシリテーター
仙台白百合女子大学教授 佐々木裕子氏



パネリスト
大崎市世界農業遺産未来戦略室
室長 小玉康裕氏



パネリスト
NPO 法人鳴子の米プロジェクト
理事長 上野健夫氏



パネリスト
大崎市農業委員 中鉢守氏

食育交流会 https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/syokuiku/event_report/060929.html



ウ 食に関する情報提供

現状

- 食品の安全性を向上させるためには、食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある有害化学物質・有害微生物について、科学的根拠に基づいたリスク管理等に取り組むことが重要です。
- 併せて、農畜水産物・食品に関する適正な情報提供を通じて消費者の食品に対する信頼確保を図ることが重要です。

食品安全に関する情報提供

東北農政局では、消費者の皆様が正しい理解に基づき安全な食品を安心して選択できるよう、ウェブサイトや消費者団体等へのメールを活用した情報提供や意見交換会の開催、出前授業への講師派遣等による情報提供等に取り組んでいます。

また、消費者相談窓口を設置し、消費者の皆さまから食生活、農林水産業等について、ご質問・ご相談をお受けしています。

講師派遣案内 <https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/anzen/kouza.html>

消費者行政 <https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/soudan/index.html>



ホームページ「消費者行政」



宮城大学での食品安全(アクリルアミド)に関する出前事業の様子

食品表示・食品トレーサビリティの普及啓発

東北農政局では、食品表示制度及び食品トレーサビリティ制度について、関係機関、業界団体等が開催する会議や講習会等の場を活用した、ポスターの配布等による周知・普及啓発を実施しています。



食品表示ミスを防ぐための事業者向けポスター

消費者展示コーナーの設置

東北農政局では、仙台合同庁舎B棟1階に消費者展示コーナーを常設し、食品の安全をはじめ、農林水産行政に関する情報提供を実施しています。



(通年展示) 食料をめぐる問題の解決に向けて ～私たちにできること～



4月_食中毒にならないために
～有毒植物の紹介～



6月_食育月間



6月_牛乳月間



8月_「おいしくたべよう! 米粉」



10月_私たちの食と農を支える統計調査
～10月18日は「統計の日」～



11月_『和食:日本人の伝統的な食文化』～11月24日は和食の日～



2月_花っていいよね!
フラワーバレンタイン



3月_東日本大震災からの復興と災害に備えた食品備蓄



消費者展示コーナー

https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/soudan/corner/syouhi_corner.html

3 農林水産物・食品の輸出の促進

(1) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の実施

現状

- 令和6(2024)年(1月～12月)の我が国の農林水産物・食品の輸出実績は、1兆5,071億円でした。平成30(2018)年から取組を開始したGFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)には、令和7(2025)年4月1日時点で東北では611の農林水産物・食品事業者(全国では5,688事業者)が登録されており、登録事業者の希望に応じて輸出訪問診断等を実施しています。
- 「農林水産物及び食品の輸出拡大の促進に関する法律」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)の産品を専門的・継続的に生産・輸出する、マーケットインの発想で輸出に取り組む産地・事業者を重点的に支援しています。
- 令和4(2022)年10月に改正JAS法が施行され、有機加工食品のJASの対象に有機酒類が追加されました。海外市場ニーズを踏まえた酒類の更なる輸出拡大を推進しています。

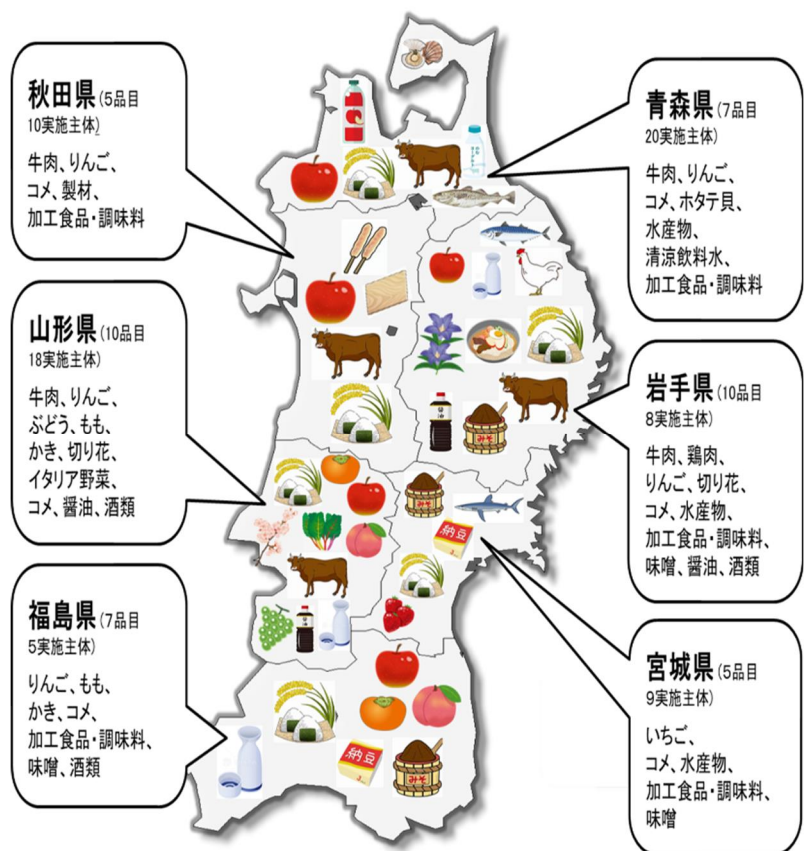
農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組

輸出産地サポーター※を中心に、東北農政局の品目担当課、輸出促進課及び県拠点が連携を密にして、県及び輸出産地のヒアリングを通じて輸出産地の課題を明確化し、輸出事業計画の策定及び実施を支援しました。

令和7(2025)年3月末までの輸出事業計画の認定状況は、牛肉、鶏肉、青果物、切り花、コメ、味噌・醤油等18品目で70実施主体(図表2-3-1)となっています。今後、輸出産地・事業者ごとの課題に応じたフォローアップに取り組むこととしています。

また、令和6(2024)年度においては、東北の産品を東北の商社から輸出する新たなサプライチェーンの構築を目的に、管内の加工食品輸出クラスターに呼びかけ、GFPコミュニティ構築支援加速化委託事業(地方版)にてトライアル輸出を実施しています。

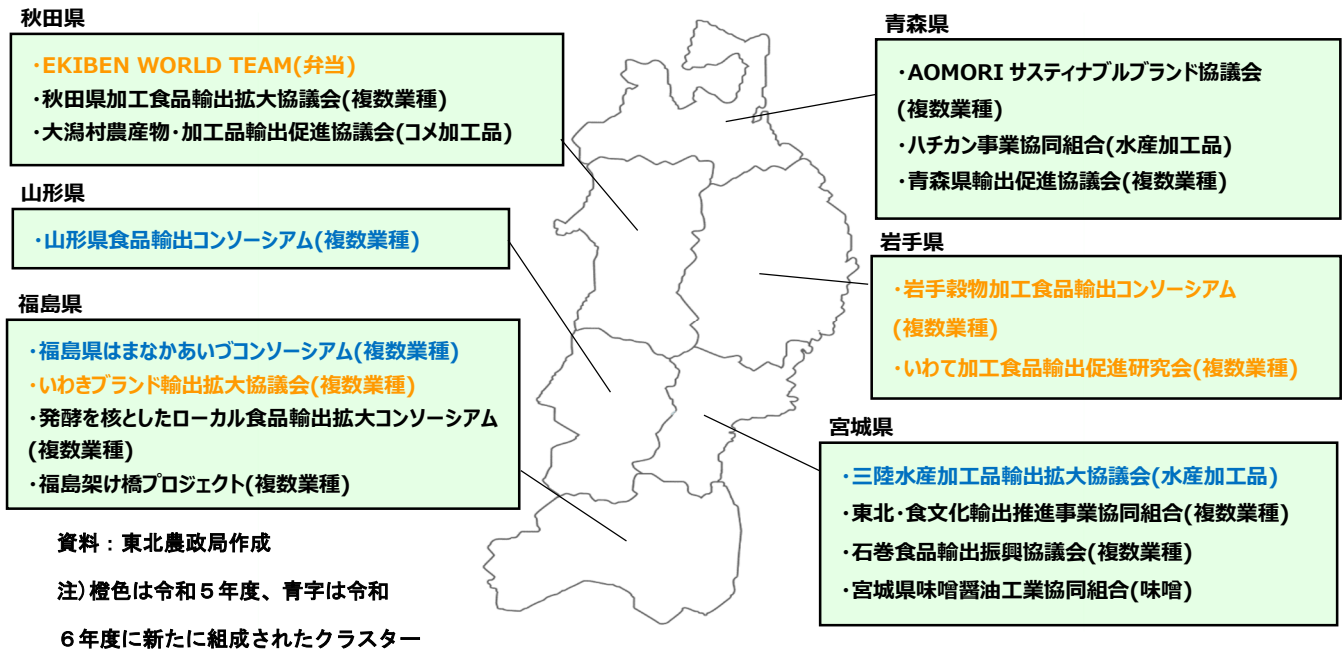
図表 2-3-1 東北の輸出事業計画の認定状況



※ 輸出産地・事業者をサポートするため、食品事業者や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として東北農政局に配置

また、加工食品の輸出促進のため、地域における中小の食品製造事業者等が連携して輸出の取組を行う「加工食品輸出クラスター」の組成を支援しており、東北においても複数の取組が始まっています(図表 2-3-2)。

図表 2-3-2 東北地方における加工食品輸出クラスターの事例(令和6(2024)年度末日時点)



(2) 地理的表示(GI)保護制度の登録状況

現状

- 東北における「地理的表示(GI)保護制度※¹」の登録産品数は、令和6(2024)年度に新たに3産品(図表2-3-3)が登録され38産品(図表2-3-4)となりました。
- 全国では、44都道府県の161産品、3か国(イタリア、ベトナム、タイ)の6産品の計167産品が登録されています(令和7(2025)年3月18日時点)。

図表2-3-3 令和6(2024)年度に登録された東北のGI産品



川井赤しそ



かつの牛



会津地鶏

図表2-3-4 東北GI産品登録状況(令和7(2025)年3月18日現在)

県名	産品数	産品名
青森県	7産品	・あおもりカシス じゅうさんこさん やまと ・十三湖産大和しじみ おおわにおんせん ・小川原湖産大和しじみ おがわら さん やまと ・つるたスチューベン あおもり くる ・大鰐温泉もやし しみずもり ・清水森ナンバ あおもり ・青森の黒にんにく じょうほうじうるし
岩手県	9産品	・前沢牛 まえざわぎゅう ・岩手野田村荒海ホタテ いわて の だ 村 あらうみ ・岩手木炭 いわて もくたん ・二子さといも ふたご ・浄法寺漆 じょうほうじうるし ・甲子柿 かつしがき ・ひろ た わんさん ひろ た わんさん ・がい にし がい にし ・かわいあか かわいあか ・川井赤しそ (令和7年1月31日登録)
宮城県	4産品	・みやぎサーモン いわでやまこお どうふ ・岩出山凍り豆腐 かほく ・河北せり せんたい ・仙台せり
秋田県	6産品	・大館とんぶり おおだて ・ひばり野オクラ の ・松館しほり大根 まつたて ・いぶりがっこ たいこん ・大竹いちじく おおたけ ・かつの牛 (令和7年1月31日登録)
山形県	5産品	・米沢牛 よねざわぎゅう ・東根さくらんぼ ひがしね ・山形セルリー やまがた ・小笹うるい おささ ・山形ラ・フランス やまがた
福島県	7産品	・南郷トマト なんごう ・阿久津曲がりねぎ あく つま ・川俣シャモ かわまた ・伊達のあんぽ柿 だ て がき ・たむらのエゴマ油 あぶら ・昭和かすみ草 しょうわ そう ・会津地鶏 (令和7年3月18日登録)

資料：
東北農政局作成

＜地理的表示(GI)保護制度＞

登録を希望する産品を生産する生産者団体は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づき、国に申請を行い、登録を受けることにより、登録内容に即して生産される産品(GI登録産品)に「地理的表示※²」及び「登録標章(GIマーク)※³」を使用することが可能となります。

このことにより、他産品との差別化が可能になるとともに、地理的表示の不正使用は行政が取締りを行うことから、訴訟等の負担なく地域産品のブランド価値を守ることにつながります。

また、海外において、我が国で登録されたGIに関する商標を第三者が出願している事例や、我が国で登録されたGI産品の模倣品が販売される事例が確認されており、こうした海外における侵害行為対策として、海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録支援について補助事業を実施しています。



登録標章(GIマーク)

- ※¹ 「地理的表示(GI)保護制度」とは、その地域ならではの自然や歴史、文化、風習の中で育まれてきた品質や社会的評価などの特性を有する農林水産物・食品を国が登録し、その名称を地域の知的財産として保護するもので、平成27(2015)年6月1日に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(GI法)に基づく制度
- ※² 「地理的表示」とは、農林水産物・食品等の名称であり、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる産品の名称を表示すること
- ※³ 「登録標章(GIマーク)」は、GI法に規定されているもので、登録された産品の地理的表示と併せて付すことができ、GI法上登録された真正な地理的表示産品であることを証するもので、商標法(昭和34年法律第127号)に基づき登録された商標

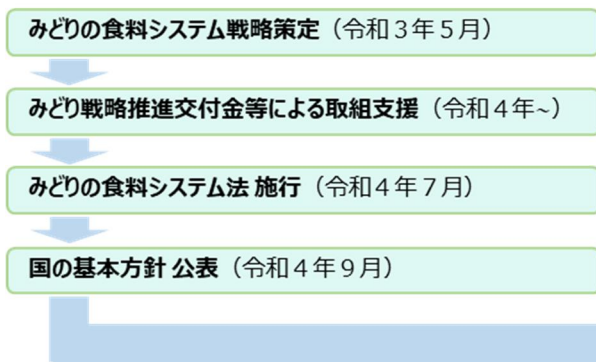
4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

(1) みどりの食料システム戦略の推進

現状

- 農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、令和3(2021)年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。令和4(2022)年7月には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(以下「みどりの食料システム法」という。)が施行され、同年9月に農林水産省は、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する方針を定めました(図表2-4-1)。
- 東北農政局では、東北農政局みどりの食料システム戦略推進事務局及び各種チームを設置し、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の関係者に向けた働きかけを行い、「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた取組を進めています。

図表2-4-1 これまでのみどり戦略の流れ



地方自治体の基本計画

- ・全都道府県が、令和4年度末までに作成・公表。
 - ・うち、32道府県70区域の**特定区域**(※)を設定。
東北では5県11区域で設定。
 - 【青森県】黒石市(有機農業)
 - 【宮城県】美里町(GHG削減)
山元町(先端技術の活用)
美里町、涌谷町、登米市、大崎市(有機農業)
 - 【秋田県】大潟村(有機農業)
 - 【山形県】西川町(GHG削減)
川西町(有機農業)
 - 【福島県】喜多方市(有機農業)
- (令和7年3月時点)

※みどりの食料システム法に基づき、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む計画が、基本計画に位置付けられたモデル地域。

- 「みどりの食料システム戦略推進交付金」により、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出等への支援を行い、東北では、令和6(2024)年度は69の地域等で交付金を活用した取組が行われました(図表2-4-2)。

図表2-4-2 「みどりの食料システム戦略推進交付金の活用状況(令和6(2024)年度)

秋田県(4件)		
品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	おおがたむら ★大潟村	学校給食への有機農産物活用、除草機械の改修・開発に向けた現地調査の実施等
ねぎ	あきたし ☆秋田市	病害虫発生状況に応じた適期防除やプラスチック被覆肥料の使用量低減、スマート農機の活用による省力化を組み合わせた栽培体系の検証
山形県(15件)		
品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	かわねしんまち ★川西町 ★鶴岡市 しんじょうし よねざわし ★新庄市 ★米沢市 やまがたし さかたし ★山形市 ☆酒田市 たけなまち ☆高畠町	有機栽培体系の実証、講習会開催、加工品試作や販路マッチングの推進、有機農産物の学校給食利用促進等
おうとう ももりんご なす 水稲	にしむらやまちき ☆西村山地域	バイオスティミulant資材による化学肥料の使用低減、環境モニタリングセンサー導入による作業の省力化
福島県(11件)		
品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	きたかたし ☆喜多方市	有機米の学校給食への提供、見える化及び土壌検定の取得支援、オーガニックマルシェの実施や県外イベントへの出店による消費者理解の増進等
水稲	ゆがむら 湯川村 きたかたし 喜多方市	有機質堆肥の施用による化学肥料の使用低減、ドローンによる施肥、除草剤散布、病害虫防除及び代かき同時直播による作業の省力化、イベントでのPRブース設置による消費者への情報発信等
地域エネ	ふくしまし 福島市	営農型太陽光発電所の最適設置プランの検討及び検証等により最適化された営農型太陽光発電設備等の導入
青森県(3件)		
品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	くろいしし ★黒石市	水稲及びにんじんの有機栽培技術実証やマニュアル策定、有機農産物の販売価格及び消費量動向調査の実施、有機農産物の学校給食利用及び配送負担と適正価格の検証等
有機乾燥	黒石市	そばで新たに有機農業に取り組む農家へ支援
岩手県(23件)		
品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	いちのせきし ☆一関市	地域内の有機質資源を活用した有機栽培実証、学校給食への有機農産物導入の拡大、田んぼの学校の開催等
ミトマト いちご	りげんたかたし ☆陸前高田市	防虫ネットの設置及び天敵製剤の利用による化学農薬散布回数削減
ピーマン	県内	ペレット堆肥を配合した指定混合肥料による化学肥料の低減及び施肥体系の省力化(土づくりと施肥の一体化)
宮城県(13件)		
品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	おおさきし 大崎市	先進地視察、国内外での農産物展示商談の実施、多言語対応のWEBサイト及びパンフレットの作成、学校給食への有機農産物提供等
バイオマス地産地消	せんだいし ★仙台市 あたかし ☆名取市 ひがしあまし 東松島市	メタン発酵残渣を利用したバイオ液肥の肥効分析、栽培実証、肥効メカニズムの解明及び普及啓発活動の実施
基盤強化対策	くろはらし 栗原市	有機汚泥及び脱脂米糠の堆肥化、脱脂米糠のペレット化の事業化に向けた施設整備

資料：東北農政局作成

- 令和5(2023)年度より環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する計画を都道府県が認定する「みどり認定」がスタートしました。認定された農業者は、税制、融資、補助事業(優先採択)等により支援が受けられます。東北各県でもJAの部会単位などのグループで認定を受ける「グループ認定」を含めて認定取得者数が増加しており、令和6(2024)年度末時点までに4,707経営体が「みどり認定」を受けました(図表2-4-3)。

図表2-4-3 みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況

県	経営体数	うちグループ認定
青森県	68	2団体(29)
岩手県	3,892	2団体(3,819)
宮城県	372	2団体(336)
秋田県	60	—
山形県	101	1団体(31)
福島県	214	3団体(65)
東北計	4,707	10団体(4,280)
全国計	27,677	

資料：東北農政局作成



養液栽培トマトで温室効果ガスの排出削減と化学肥料・化学農薬の使用削減に取り組むことで宮城県より「みどり認定」を受けた株式会社サンフレッシュ小泉農園

取組事例 岩手ふるさと農協(岩手県奥州市、金ヶ崎町)での大規模グループ認定

岩手ふるさと農協は、水稻での環境負荷低減の取組を行う総構成員3,756経営体のグループ認定を岩手県より受けました。

土壌診断を行い、地域の畜産堆肥等を活用した土づくりを実施した上で、化学肥料・化学合成農薬を5割以上削減した特別栽培米の生産、秋耕の実施や中干し期間延長によるメタンガス発生抑制の取組を行う計画です。



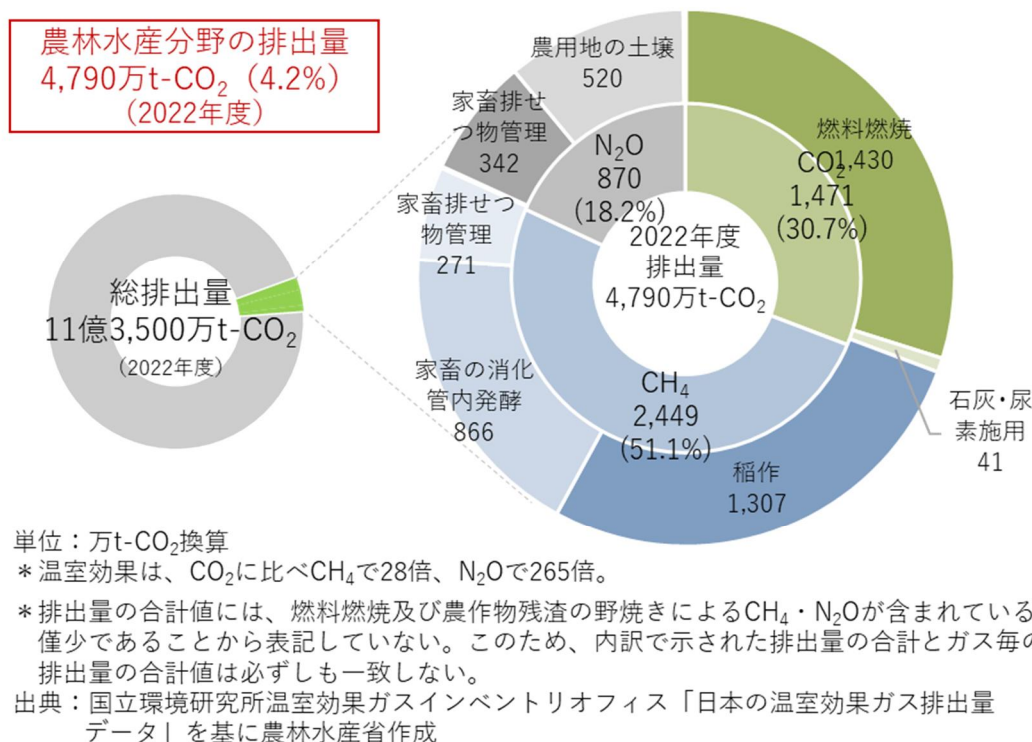
(2) 環境保全型農業の推進

ア GHG 排出削減の推進(水田・施設園芸・果樹、見える化、J クレジット、環境直払)

水稲における環境負荷低減の取組の推進

- 我が国の農林水産分野の GHG(温室効果ガス)排出量(CO₂ 換算)のうちメタン(CH₄)はその5割以上を占めており、さらにその5割以上は稲作に伴い排出されているため、稲作における GHG 排出削減も喫緊の課題となっています(図表2-4-4)。
- 東北地方では、耕地面積に水稲の作付面積が占める割合が高いことから、環境負荷低減の取組を強力に進めていくため、水稲の生産者の方々に環境負荷低減の取組の重要性や経済的効果等をご理解いただく取組を進めています。

図表2-4-4 日本の農林水産分野の GHG 排出量



東北農政局の取組（啓発資料、取組事例集の作成）

水田には、洪水防止や多様な生きものをはぐくむなど環境にやさしい側面もありますが、GHGの排出など環境に負荷を与えている側面もあります。また一方で、環境負荷を減らす取組の中には、追加収入やコスト削減など経営面へのプラス効果が見込める取組もあります。このため、環境負荷低減の具体的な取組とその経営に与えるメリットのほか、農林水産省の支援予算や制度についてまとめた啓発資料を作成しました(図表2-4-5)。

また稲作において、環境負荷低減のための取組の内容を検討するにあたって参考としていただくことを目的に、東北地方の稲作において環境負荷低減に取り組む方々の事例集を作成しました。事例集では、「有機農業」、「みえるらべる」(環境負荷低減の取組の「見える化」)、「J-クレジット中干し期間延長」のそれぞれについて、生産者、JA、地方自治体等の取組事例をまとめました(図表2-4-6)。

図表2-4-5 水稲生産者に向けた環境保全の
取組周知の資料(表紙)



図表2-4-6 ~水稲生産で取り組む~
環境負荷低減の取組事例集(表紙)



取組事例 株式会社アグリーンハート(青森県黒石市)

株式会社アグリーンハートは、13.8ha で水稲の有機栽培、他に有機大豆 38.7ha に取り組む生産者で、障がい者雇用の収益性を高めるために、「生産性が低くても、売価を上げる」ことを目指し、有機農業を始めました。

有機農業において収量を高めるためには通常、抑草に大きな労力がかかりますが、株式会社アグリーンハートにおいては、田植えを遅くし水張り期間と除草期間を短くすることで、機械除草を2回行うのみで有機栽培をしています。また、保育

園児や小中高生等に有機農業に触れてもらうべく、農業体験や講話活動も積極的に取り組んでおり、体験を通じた食育で消費拡大・ファンづくりにも取り組んでいます。

今後は、令和10(2028)年までに自社の耕作面積を100%有機農業にすることに加え、地域の未利用資源活用を拡大し、誰でも低コスト&低リスクで簡単に取り組める地域内循環型の有機栽培技術の確立を目指して取り組んでいきます。

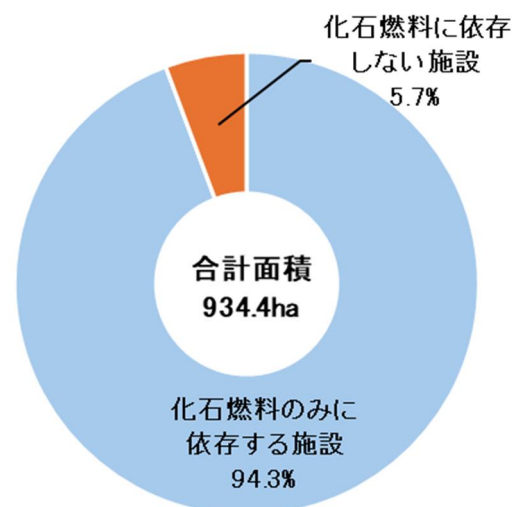


有機農業の様子

施設園芸における環境負荷低減の取組

- 我が国の農林水産分野のGHG全排出量のうち燃料燃焼由来は 30%(1430 万 t-CO₂)となっています(図表 2-4-4)。
- このため、「みどりの食料システム戦略」では、2050 年に目指す姿として、施設園芸の取組として「化石燃料を使用しない施設への完全移行」とするとともに、2030 年中間目標として「加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合 50%」とする目標を掲げています。
- 東北における令和 5 (2023) 年度調査の園芸用施設の設置状況は、化石燃料のみに依存しない園芸用施設は 5.7%と低い状況です(図表 2-4-7)。

図表2-4-7 東北の園芸用施設の設置状況



資料：東北農政局作成

東北農政局の取組(施設園芸)

東北農政局では、施設園芸における化石燃料の使用量削減に向けた取組を推進するため、ヒートポンプ等と燃油暖房機を併用する「ハイブリッド型園芸施設」等の導入の加速化を図ることを目的に、東北各地でハイブリッド型園芸施設等を導入している方々の事例を取りまとめました。

取りまとめた内容は、令和 7 (2025) 年 2 月 21 日の「令和 6 年度東北地域みどりの食料システム戦略推進 Web セミナー～持続的な食料システム構築を目指した東北地域の取組紹介～」で農業者、農業者団体等に紹介し、東北農政局 Web サイトに掲載しています。



みどりの食料システム戦略の実現に向けて～施設園芸のグリーン化取組事例集 2025

URL:<https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/sisetu/midori/index.html>

取組事例【ククファーム（福島県会津坂下町）】

ククファームでは、燃油暖房機の加温では、ハウス内の温度ムラによる生育差が生ずる課題があったため、局所加温を導入しました。きゅうりの端境期出荷に向けた先行作付けのため、定植後の 3～4 月に局所加温を活用しています。その結果、地中温度をどの場所でも一定に保つことができるようになり、生育のばらつきが無くなり、栽培管理も楽になりました。また、生育が安定することで品質が向上して秀品率も上がり、収量は 1 割ほど増加しました。

このほか導入効果としては、燃油暖房機を使用していたときの1/3～半分以下にコスト削減されました。



ククファーム、の佐々木代表と夫人



ハウス内で栽培されているきゅうり



加温に使用している電熱線ヒーター

東北農政局の取組(果樹)

東北農政局では、果樹農業における「みどりの食料システム戦略」推進に向けて、果樹生産を省力化・効率化するための省力樹形や環境負荷軽減の取組を取りまとめ、果樹農業における「みどりの食料システム戦略」推進に向けた取組事例集を作成し、東北農政局 web サイトに掲載しています。



果樹農業における「みどりの食料システム戦略」推進に向けた取組事例集

URL:<https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/kazyu/index.html>

取組事例 株式会社津軽バイオマスエネルギー(青森県平川市)

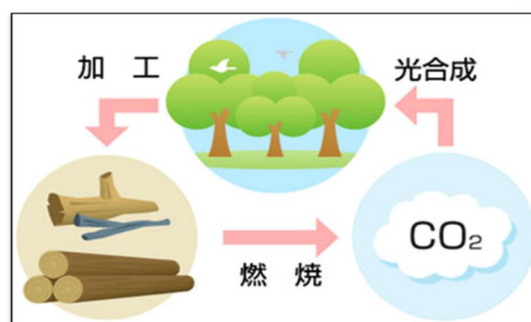
株式会社津軽バイオマスエネルギーは、地球温暖化対策として、処分が問題となっているりんごの剪定枝を有効活用した木質バイオマス発電に取り組んでいます。

同社では、平川市、弘前市、黒石市、大鰐町、藤崎町、田舎館村及び平内町からりんごの剪定枝を年間 800t(1,000 円/t)仕入れています。

仕入れたりんごの剪定枝などを燃料に活用して発電した電気は、平川市内1万 3,000 世帯、学校・公共施設に供給するとともに発電の排熱は、ハウスでミニトマトの栽培等に利用されます。



搬入されるりんごの剪定枝

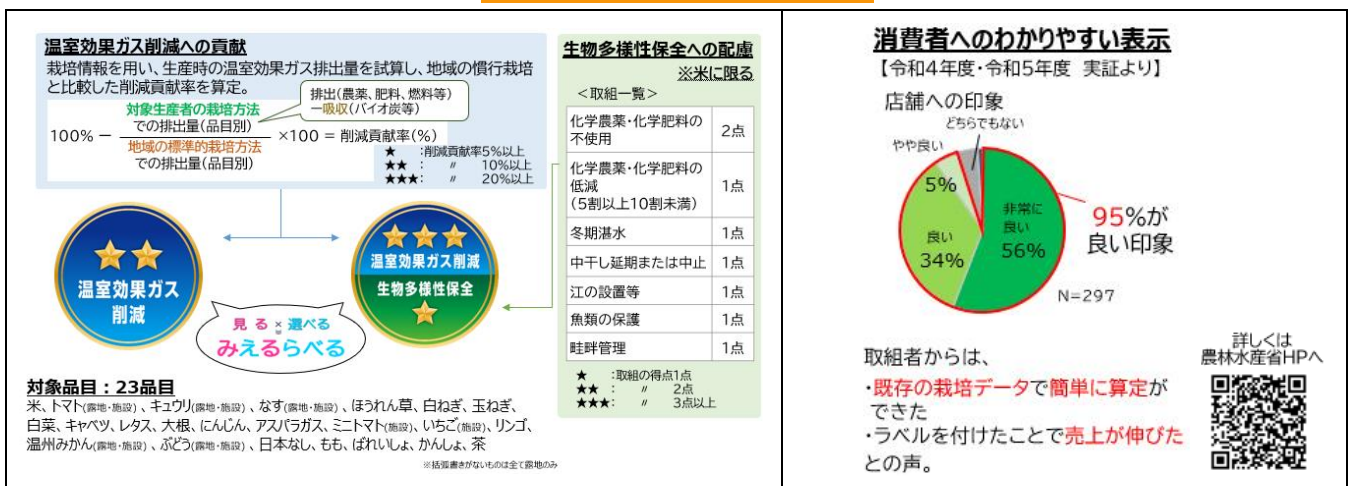


木質バイオマス発電

見える化における GHG 排出削減の推進

- 農林水産省は、令和 3(2021)年 5 月に、「みどりの食料システム戦略」を策定し、さらに、令和 4(2022)年 7 月には「みどりの食料システム法」が施行され、国が講ずべき施策の一つとして環境負荷低減の状況を把握できるよう、取組を把握し評価することによる「見える化」を位置付けています(第 14 条)。
- 「見える化」の取組として、環境負荷低減に貢献する製品・サービス等の消費を促し、地域における農業者等の GHG 排出削減への貢献や生物多様性保全の継続的な活動への意欲に繋げるため、GHG の削減貢献効果を把握するための簡易算定ツールの作成及び環境負荷低減の努力を消費者にわかりやすく伝達するための等級ラベル(通称：みえるらべる)を通じ、フードサプライチェーンにおける環境負荷低減の実践とその可視化を推進しています(図表 2-4-8)。

図表 2-4-8 みえるらべる



東北農政局の取組

農産物等に環境負荷低減に関するラベル表示するためのガイドラインを策定するとともに、令和 6(2024)年 3 月に「みえるらべる」の本格運用が開始されたことから、東北農政局では、説明会の開催、PR 資料の作成・配布等により周知を図っています(東北における登録番号付与 118 件、販売店舗等 52 か所(令和 7(2025)年 3 月末時点))。

取組事例

秋田県立増田高等学校(秋田県横手市)

生徒が環境に配慮して育てた米で GHG 削減貢献・生物多様性保全の両方で星 3 つを取得しました。

校内や地域イベントのほか、令和 6(2024)年 11 月に東京・大丸の催事において生徒の皆さん自らが対面販売をしました。



夢みなみ農業協同組合(福島県中島村)

JA 管内の白河産トマト(夏秋

トマト)で星 2 つを取得しました。令和 6(2024)年の出荷分は、取引先である社員食堂運営会社を通じて、都庁や都内などの企業の食堂で提供され、食堂入口などで、使用しているトマトが見える化に取組んでいる旨を提示しアピールしました。



Jクレジット等における GHG 排出削減の推進

- J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用のほか、水田の水管理の変更や適切な森林管理による CO₂等の GHG の排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、有価での取引を可能とする国内制度です。
- 本制度を活用した場合、地球温暖化対策への積極的な取組を行っていることのPR 効果が期待できることに加え、GHG を排出する側の大企業等へクレジットを売却することで、売却益を得ることができます。農業分野では下図の6つの方法論が承認されています(図表2-4-9)。

図表2-4-9 J-クレジット制度における農業分野の方法論



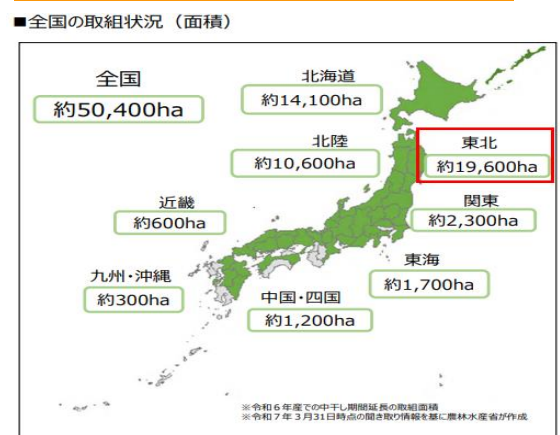
東北農政局の取組

令和6(2024)年度には、37道府県の水田(約50,400ha)における取組に基づき、161,837t(CO₂換算)のクレジットが認証(発行)されました。

東北は、「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組が全国一の取組面積となっています(図表2-4-10)。

東北農政局では、J-クレジット制度についての説明会の開催、PR資料の作成・配布等により周知を図っています。

図表2-4-10 全国取組状況(面積)



取組事例 新みやぎ農業協同組合(宮城県栗原市)

新みやぎ農業協同組合では、生産者の所得に対するメリットを見込んで、令和5(2023)年度から試験的にJ-クレジットの中干し期間の延長に取り組んでいます。

令和5(2023)年度は6件約40haのほ場で、令和6(2024)年度は101件1,103haのほ場でと年々取組実績が増え、令和7(2025)年度はこれまで取組実績のなかった地区において、大規模生産者と試験的な取組を行う予定です。

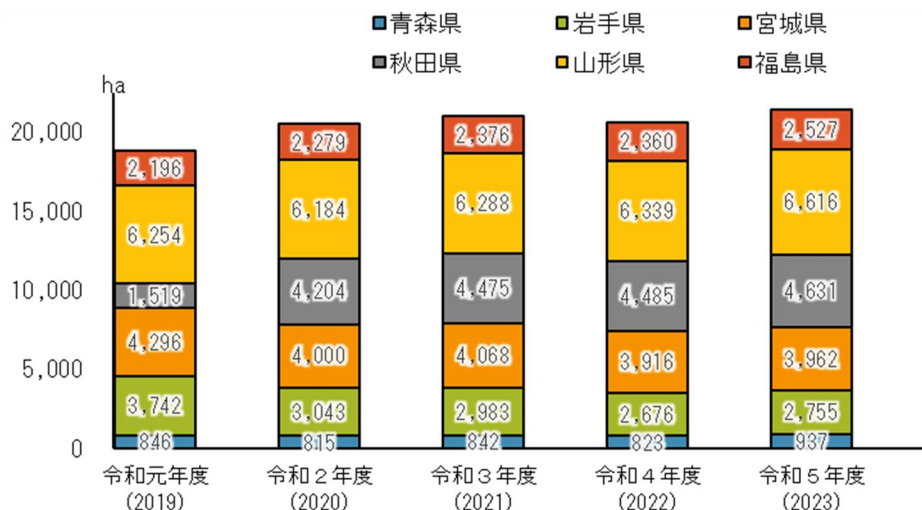
環境保全型農業直接支払交付金の推進状況

- 農林水産省では、農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」(環境直払)を平成23(2011)年から交付しています。

具体的には、農業者の組織する団体等が、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上削減する取組と合わせて、有機農業、堆肥や緑肥の施用、炭の投入など地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を行う場合に支援しています。

東北の令和5(2023)年度の環境直払の取組は、567件(対前年度104%)で、実施市町村数が118市町村(同103%)、交付面積が2万1,427ha(同104%)と前年度から微増し同水準となりました。環境保全に効果の高い取組の更なる拡大が必要です。

図表2-4-11 環境保全型農業直接支払交付金の交付面積の推移(県別)



令和5(2023)年度の全国における交付面積は8万6,545haで、うち、東北は2万1,427haで全国の25%を占めています。

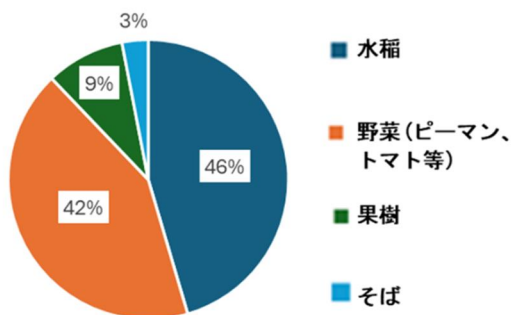
資料：東北農政局作成

イ 化学肥料・農薬低減の推進(グリサポ、有機農業、オーガニックビレッジ)

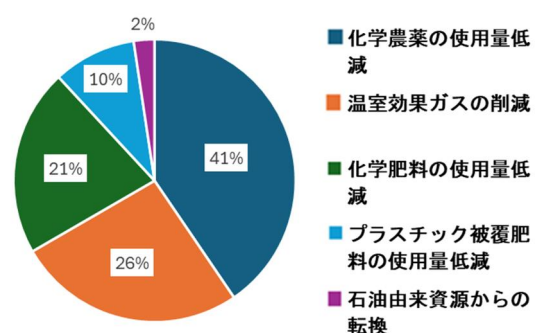
グリーンな栽培体系加速化事業による化学肥料・農薬低減の推進

- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち「グリーンな栽培体系加速化事業(旧グリーンな栽培体系への転換サポート事業)」(通称グリサポ事業)では、化学肥料・農薬低減等の「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援しています。
- 東北では、令和6(2024)年度末時点で33地区がグリサポ事業を活用して「グリーンな栽培マニュアル」と「産地戦略」を策定しています(令和7(2025)年5月末時点での事業完了33地区、事業実施中42地区)。

図表2-4-12 完了地区の品目別割合



図表2-4-13 完了地区の取組割合(重複取組を含む)



資料：東北農政局作成

東北農政局の取組

東北農政局では、グリサポ事業を活用した各地の事例を取りまとめて令和6(2024)年10月に公表しました。

令和5(2023)年度までに事業を完了した17地区と、令和6(2024)年度に事業を実施している36地区の合計53地区の事例を掲載しています。

URL: <https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/gurisapo/gurisapo.html>



取組事例 横手市えだまめスマート農業協議会(秋田県横手市)

近年、えだまめの作付面積が減少している中で、JA秋田ふるさとでは、1戸あたりの作付規模が拡大しています。これに伴い、省力化に資する技術や環境に配慮した技術の検討が必要となり、関係機関で「横手市えだまめスマート農業協議会」を構成し、グリサポ事業を活用して新たな技術実証の取組を行いました。

緑肥による化学肥料の使用量低減、生分解性マルチや機械除草による化学農薬の使用量低減を行うとともに、自動操舵アシストシステム、収穫脱莢機等省力化に資する技術を集めて、「グリーンな栽培マニュアル」と「産地戦略」を策定し、普及活動を行っています。



自動操舵アシストトラクターに、耕起・畝整形・マルチ展開・播種を同時に行うアタッチメントを取り付けて作業を省力化

有機農業の推進状況

- 農林水産省では、令和3(2021)年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、環境保全に効果の高い取組、有機農業の産地づくりに関する取組及び有機農業の面積拡大に向けた取組を支援しています。

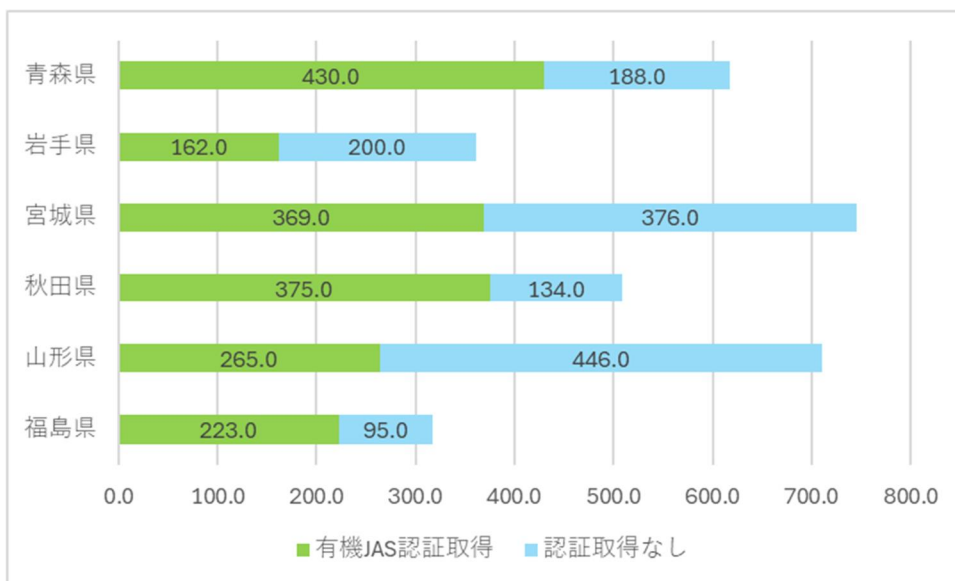
＜有機農業の取組面積の推移＞

東北の有機農業の取組面積は3,263ha(有機JAS認証1,824ha、認証取得なし※1,439ha)(図表2-4-14)。東北の耕地面積約81万haの0.4%。

- ・青森県：取組面積618ha、前年度から64ha増加
- ・岩手県：取組面積362ha、前年度から24ha増加
- ・宮城県：取組面積746ha、前年度から52ha増加
- ・秋田県：取組面積509ha、前年度から14ha増加
- ・山形県：取組面積711ha、前年度から20ha減少
- ・福島県：取組面積318ha、前年度から23ha増加

※有機JAS認証を取得していないが有機農業がおこなわれている農地

図表 2-4-14 有機農業の取組面積(令和6(2024)年4月1日現在 単位:ha)



※有機JAS認証取得面積は、「国内における有機JASほ場の面積」(大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室公表資料)。

認証取得なしの取組面積は、各県有機農業実態調査より。

オーガニックビレッジの推進状況

- 「オーガニックビレッジ」とは、有機農業の拡大に向けて、ほ場の団地化などの生産から学校給食での利用など消費まで一貫した取組を、農業者、事業者、地域内外の住民などの関係者が参画の下、地域ぐるみで進める市町村のことです。

オーガニックビレッジの取組を支援する有機農業産地づくり推進事業は18市町村（青森2、岩手2、宮城4、秋田1、山形7、福島2）で取り組まれ、うち、16市町村（青森2（黒石市、五戸町）、岩手2（花巻市、一関市）、宮城3（登米市、栗原市、大崎市）、秋田1（大潟村）、山形6（米沢市、鶴岡市、川西町、高畠町、新庄市、酒田市）、福島2（二本松市、喜多方市））でオーガニックビレッジ宣言※が行われています。

※オーガニックビレッジ宣言：有機農業拠点創出・拡大加速化事業事業を活用して市町村の長がオーガニックビレッジの有機農業実施計画の公表・宣言を行うもので、農林水産省が先進的モデル地区として横展開を図ることとしています。

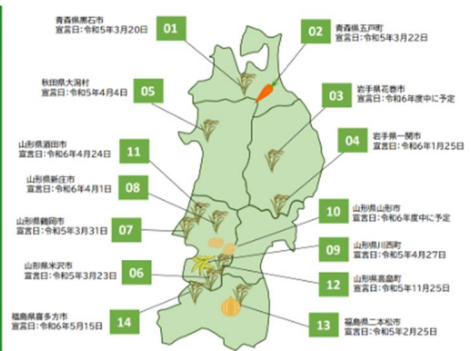
東北農政局の取組

＜東北地域オーガニックビレッジ取組事例集＞

令和5年度時点でオーガニックビレッジに取り組んでいる取組内容のポイントをまとめ、公表しました。

URL: <https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/obabire/obabire/250>

[oku/seisan/obabire/obabire/250](https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/obabire/obabire/250)



＜東北地域オーガニックビレッジフォーラムの開催＞

令和6(2024)年8月6日「令和6年度東北地域オーガニックビレッジフォーラム～有機農業の生産から消費まで一貫させた地域ぐるみの取組について考える～」を開催しました。

前半は、有識者(秋田県立大 谷口名誉教授)及び生産者((有)大郷グリーンファーマーズ西塚代表取締役)から基調講演、オーガニックビレッジ宣言自治体である山形県米沢市と福島県喜多方市から有機農業取組事例が紹介され、後半では、4名の講演者をパネリストとして「産地から考える有機農業の可能性」をテーマにパネルディスカッションを行い、会場からも食料自給率の向上や担い手の不足・確保に関する質問が出るなど積極的な議論がなされました。

本フォーラムはハイブリッド形式で開催し、生産者、流通事業者、消費者、行政機関、大学関係者等から約260名にご参加いただきました。



URL: <https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/kankyoku/240806.html>

ウ 堆肥の利活用の推進(家畜排せつ物由来の堆肥の利活用、国内肥料資源の利用拡大)

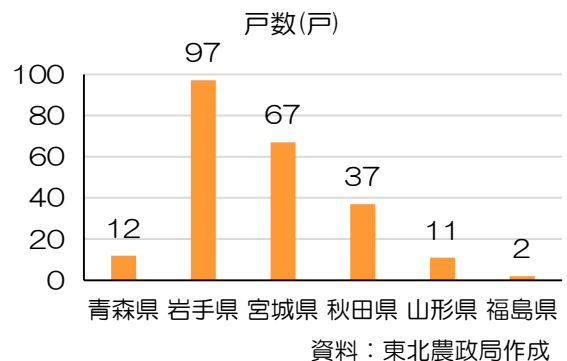
堆肥の利活用による環境に配慮した畜産業の推進

- 近年、農林水産分野における環境負荷低減の取組が加速する中で、我が国のGHG総排出量の約1%を占める畜産でも排出削減の取組が求められています(図表2-4-4)。
- 農林水産省では、家畜生産に係る環境負荷低減に向けた取組の展開、耕種農家のニーズに適した高品質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大、国産飼料の生産・利用の拡大等に取り組み、持続的な畜産物の生産を図ることとしています。

〈環境負荷軽減型持続的生産支援事業(エコ畜事業)〉

環境負荷軽減型持続的生産支援事業(エコ畜事業)は、飼料作付面積を確保しつつ、酪農経営者、肉用牛等経営者、酪農経営者組織又は肉用牛等経営者組織が行う放牧、不耕起栽培、消化液の利用、化学肥料の削減等のGHG排出削減の取組を支援する事業です。東北では、6県全てで事業に取り組まれています。なお、令和6(2024)年度は226戸で実施されました(図表2-4-15)。

図表2-4-15 東北管内のエコ畜事業取組戸数(令和6(2024)年度)



東北農政局の取組

家畜排せつ物を適切に堆肥化し農地に還元することは、堆肥処理工程におけるGHG排出抑制や農地における化学肥料の使用量低減に資するなど、持続的な農業生産を実現する上で大変重要な取組です。このため、地域内で生産される堆肥の一層の利活用に向けた参考情報や「持続可能な地域形成」に資する情報等を「東北“耕畜連携”の輪」として集約し、情報発信しています。

<https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/tikusan/tohokukouchikurenkeinowa.html>



各種取組事例や技術、制度等の様々な情報を掲載

取組事例 株式会社蔵王高原牧場(宮城県白石市)

株式会社蔵王高原牧場では、運搬や肥料散布作業の効率化を図るため、国内肥料資源利用拡大対策事業により、従来の牛ふん堆肥をペレット化するための施設整備を進めています。

堆肥は、一般的に近隣の耕種農家を中心に利用されることが多いのですが、堆肥のペレット化により、各地のホームセンター等への販売も可能となるため、利用拡大が期待されます。

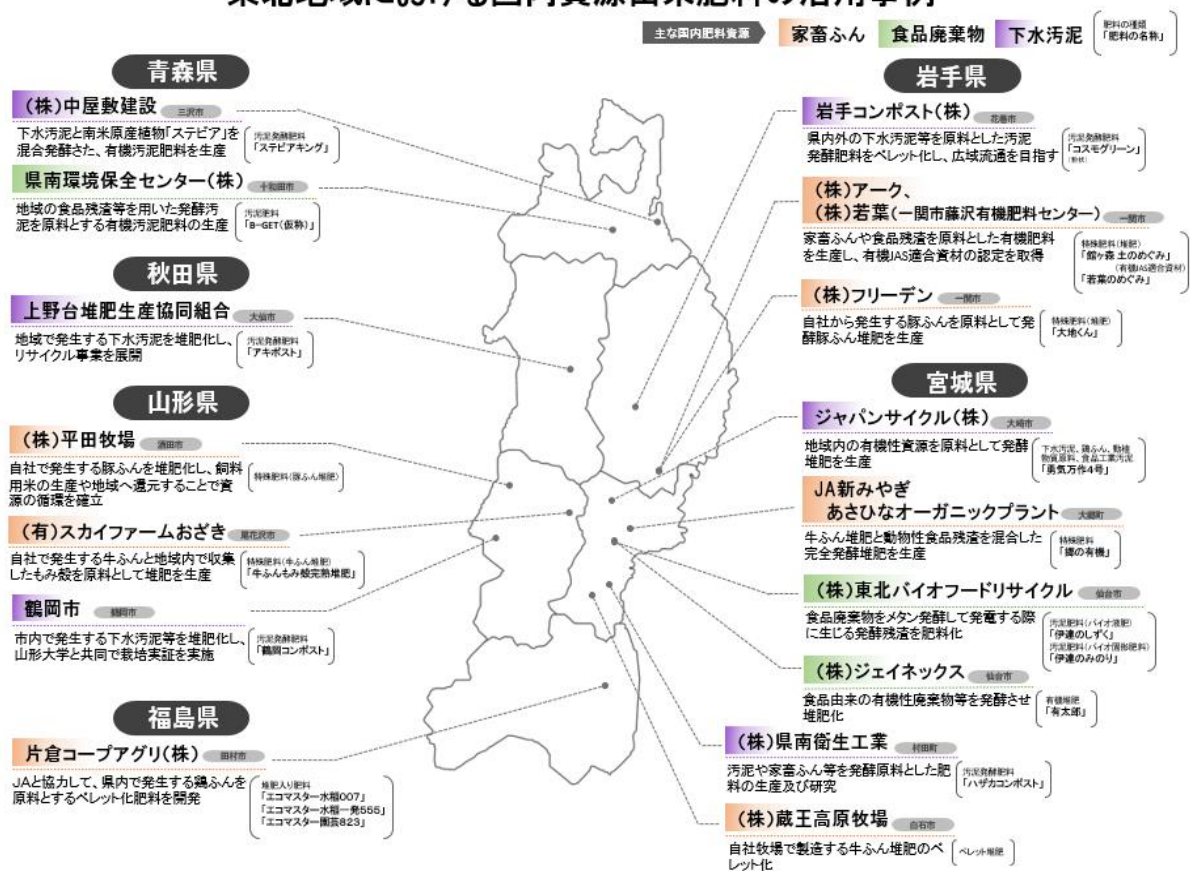


(右上) ペレット堆肥(農林水産省資料「ペレット堆肥の広域流通に向けて」より引用)
(左大) ペレット製造機の内部

国内資源由来の肥料への利用拡大の推進

- 農林水産省では、肥料原料の過度な輸入依存からの脱却を図るため、肥料の国産化に向けて、堆肥、下水汚泥資源等の国内資源を肥料の原料として利用する取組を推進しています。
- 東北農政局では、東北における国内資源の肥料利用推進のため、国内資源由来肥料の活用事例集の作成、国内肥料資源利用拡大セミナーの開催等により国内資源の肥料利用を推進する取組を進めています(図表 2-4-16)。

図表2-4-16 東北地域における国内資源由来の肥料の活用事例



URL: <https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/kokunaishigen/index.html>

取組事例 県南環境保全センター株式会社(青森県^{とわだし}十和田市)

青森県^{とわだし}十和田市にある県南環境保全センター株式会社では、食品廃棄物等を用いたメタン発酵バイオガス施設から排出される発酵残渣を活用して、有機汚泥肥料を製造しています。

これまでは、処理能力の制約から発酵残渣の多くを有償で廃棄処分していましたが、国内肥料資源利用拡大対策事業により密閉縦型コンポストを導入して処理能力を高めるとともに、高品質な有機汚泥堆肥を製造し、原料の食品残渣を提供している地元スーパーや青果市場等への情報提供を通じて耕種農家の利用拡大を図っています。



密閉縦型コンポスト



ほ場での散布実証

東北農政局の取組「東北国内肥料資源利用拡大セミナー」の開催

令和7(2025)年1月28日に、「東北国内肥料資源利用拡大セミナー」を開催しました。東北における国内資源を活用した肥料への転換を進めている取組事例を紹介し、肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者、農業関係団体等をはじめとして約100名にご参加いただきました。



URL: <https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/kokunaishigen/index.html>

(3) 加工・流通事業者の行動変容や生産・消費をつなぐ役割

有機農産物等生産者と食品事業者との商談会の開催

有機農産物等の販路拡大に向けて、有機農産物等生産者と食品事業者とのマッチングを目的とした商談会を開催しました。

令和7(2025)年2月26日に山形県内で行った商談会では、有機農産物等生産者、食品小売業者及び食品製造業者等計18名にご参加いただきました。また、令和7年(2025)年3月13日に青森県内で行った商談会では、有機農産物等生産者及び食品小売業者等計12名にご参加いただきました。

商談に先立ち、東北農政局から「みどりの食料システム戦略」に関する情報を提供しました。

参加者からは、「有機農産物の生産状況等の情報が参考になった」、「商談相手(有機農産物等生産者・食品事業者)との繋がりができた」、「今後もこのような商談会を開催してほしい」などの声が寄せられました。

山形県商談会



商談会の様子



青森県商談会



商談会の様子



東北地方食品ロス削減等情報連絡会

食品ロス削減は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの一つとして掲げられている世界共通の課題であり、我が国においても「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」の基本方針の中で、事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減させる目標を定めています。

また、改正食料・農業・農村基本法では、食品アクセスの確保が重要な施策の一つとして定められています。

これらを踏まえ、東北農政局では、令和6(2024)年5月に、食品ロスの削減及び食品アクセスの確保を目指して、東北地方の食に関する関係者の連携・協働の強化を図る場として「東北地方食品ロス削減等情報連絡会(以下「連絡会」という。)」を設立しました。

※令和7(2025)年6月に東北地方食品ロス削減・食品アクセス確保連絡会に改称

＜第1回東北地方食品ロス削減等情報連絡会＞

令和6(2024)年5月に開催した第1回連絡会では、認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやいの大西理事長から、100名を超える参加者に「食」はあらゆるセクターの「つながり」を作るきっかけとなることなど、この連絡会の意義についてご講演いただきました。また、イオン東北株式会社から、フードドライブ^{注1}活動や自社ブランド品の賞味期限の大括り化などの食品ロス削減の取組について発表していただきました。

注1 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動。



大西理事長の講演



イオン東北（株）の発表



参加者からの質問の様子

＜第2回東北地方食品ロス削減等情報連絡会＞

令和6(2024)年9月の第2回連絡会では、フードバンク団体が物流企業の協力を得て提供を受けている食品の保管倉庫の見学会を行いました。



第2回連絡会の様子

＜第3回東北地方食品ロス削減等情報連絡会＞

令和6(2024)年11月の第3回連絡会では、食品関連事業者のフードバンク活動への理解を深めてもらうよう、フードバンク団体の運営及び食品管理の現場を体感するための見学会を行いました。また、参加者からは、フードバンク団体による冷蔵・冷凍庫の全国的な所有状況に関するご質問やフードバンク活動における人員確保に関するご意見などをいただきました。



第3回連絡会の様子

＜第4回東北地方食品ロス削減等情報連絡会＞

令和 7(2025)年 1 月の第 4 回連絡会では、山崎製パン株式会社仙台工場から、第 1 回連絡会をきっかけに開始されたフードバンク団体との連携などの食品ロス削減の取組について発表していただきました。また、株式会社稲庭うどん小川からは、うどんの製造工程での未利用部分の子ども食堂等への提供や、ビール原料や洋菓子への活用といったアップサイクル^{注2}など、創意工夫に富んだ取組について発表していただきました。

いずれの連絡会も参加者から好評をいただいております、令和 6 年度末現在で食品関連事業者、フードバンク団体、こども食堂、地方公共団体等 112 の組織に加入していただきました。

複数の食品関連事業者の会員においては、連絡会の参加を契機に食品ロス削減や未利用食品のフードバンク団体等への提供などの取組が進展しています。

注2 不要になった製品や素材に新たな価値を加えて再利用すること。単なるリサイクル（再資源化）とは異なり、創造的な再利用によって、元の製品よりも高い価値を持つ新しい製品に生まれ変わらせることを指す。



山崎製パン（株）の発表



（株）稲庭うどん小川の発表



会場の様子

(4) 消費者・次世代の行動変容に向けた理解の促進

ア 幅広い消費者を対象とした取組・情報の発信

東北みどり戦略だよりや取組事例集による広報活動

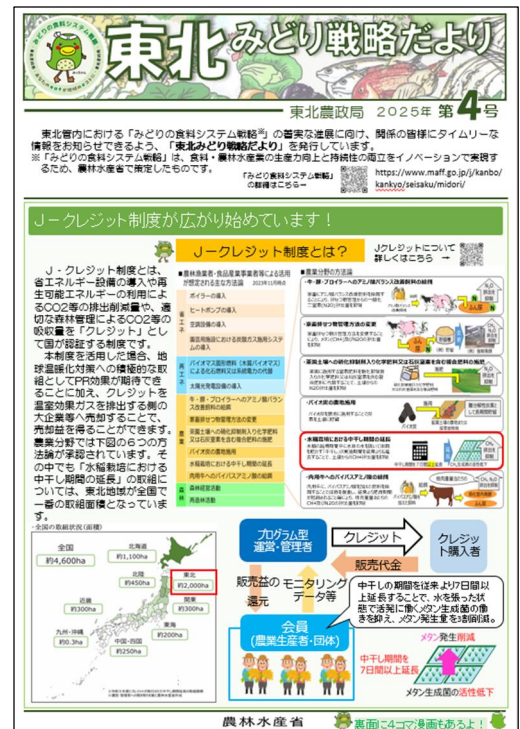
東北における「みどりの食料システム戦略」の着実な推進に向け、「東北みどり戦略だより」を令和6(2024)年度は計3回(7月、10月、1月)発行し、その時々タイムリーな情報として、農産物の環境負荷低減の取組「見える化」、東北地域オーガニックビレッジフォーラムの開催、J-クレジット制度や有機農業の日(オーガニックデー)の取組を紹介しました。

このほか、東北の米農家に向けた環境保全の取組周知の資料や施設園芸のグリーン化取組事例集などを作成しました。

これらの資料については、webサイトへの掲載、メルマガ、会議での配布等により広くお知らせしました。



URL: https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/midori_tayori.html



東北みどり戦略だより第4号

消費者・子供向けのリーフレットを発行

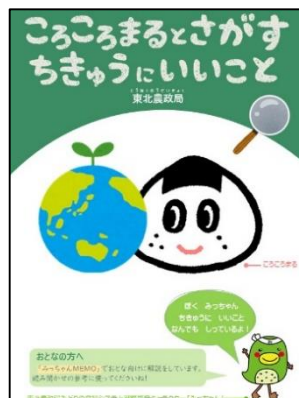
広く消費者の方々や子供たちの「食」「環境」への理解と関心を広げるため、リーフレットを作成し、消費者団体へ配布したほか、東北農政局が開催したイベント等で配布しました。

消費者の方々に向けた「eaTOHOKU Action」(イーとうほくアクション)と保護者等が子供への読み聞かせに使用できる絵本風「ころころまるとさがす ちきゅうにいいこと」の2種類のリーフレットを作成し、食や環境について分かりやすく御理解いただくための工夫をしました。



eaTOHOKU Action

(イーとうほくアクション)



ころころまるとさがす

ちきゅうにいいこと



みんなで遊べる「みどりすごろく みっちゃん版」を作成

「みどりの食料システム戦略」の啓発活動の一環として、令和7(2025)年3月に、印刷すればみんなですぐに遊ぶことができる「みどりすごろく みっちゃん版」を公開しました。

農家の気持ちになって、農産物の生産、買物、食事の中で「環境に良いことってなんだろう」と考えていただけるすごろくです。



URL:<https://www.maff.go.jp/tohoku/monosiritai/midori/index.html>

みどりすごろく みっちゃん版

eaTOHOKU Meeting、eaTOHOKU FESTA の開催

様々な年齢層の方々を対象に、令和6(2024)年9月と令和7(2025)年2月にイベントを開催しました。

9月に^{せんだいしみやぎの}仙台市宮城野区中央市民センターで開催した第1回イベント「eaTOHOKU Meeting」(イーとうほくミーティング)では、未就学児がおり、食品への関心が高まる時期の保護者の方々を対象に、環境負荷低減の目的と取組内容や取組にかかるコストに関する講演を行うとともに、講演者も交えた意見交換会を行いました。

2月に^{せんだいし}仙台市青葉の風テラスで開催した第2回イベント「eaTOHOKU FESTA」(イーとうほくフェスタ)では、来場者が様々なコンテンツを楽しみながら環境負荷低減の取組を学ぶことを目的に、ワークショップ、マルシェや出張展示を開催しました。また、若い世代をメインとした消費者の方々を対象に、東北各県で環境負荷低減に取り組む生産者や事業者を招いてのトークセッションを開催しました。

第1回イベント「eaTOHOKU Meeting」



宮城県学校給食会担当者及び
環境保米ネットワーク理事長から講演



和やかな意見交換の様子

第2回イベント「eaTOHOKU FESTA」

【トークセッションの様子】



トークセッションの趣旨や
イベントの詳細を説明



取組を紹介いただいたパネリスト



熱心に聞き入る参加者

【ワークショップの様子】



花を生ける際の基礎知識や、
環境にやさしい「エコラッピング」
について説明



(一社)花の国日本協議会フラワーシー
ンプロデューサーによる講義・説明



ブーケ作りに真剣に取り組む
参加者の様子

【マルシェの様子】



東北各県の環境に配慮した商品を販売する
事業者と、立ち寄る多くの消費者

【出張展示の様子】



色鮮やかで華やかな空間を提供するフラワーバレンタインの展示



子供向け読み聞かせ会の開催

令和 7(2025)年 3 月、宮城県白石市^{しろいし}「こじゅうろうキッズランド」で、白石市^{しろいし}農林課のご協力により、「ちきゅうにいいことさがそう！ころころまるのおはなし会」を開催しました。

多くの子供たちが参加し、「ころころまる」と「みっちゃん」が地球にやさしい米作りや買物などを紹介する、「ころころまるとさがす ちきゅうにいいこと」の紙芝居を見てくださいました。子供たちは、紙芝居に合わせて、一緒に「ころころころ」とおにぎりになったつもりで声を出したり、聞き入ったりしてくれました。参加した親子の皆さんに「みどりの食料システム戦略」を知っていただく良い機会となりました。



おはなし会の様子

みどり戦略の出張展示

東北各地の図書館の期間展示の場を活用して「みどりの食料システム戦略」を始めとする各種政策に関する展示を行いました。



仙台市^し図書館（宮城野図書館）での展示の様子



山形県立図書館での展示の様子

地方自治体や民間事業者との連携による情報発信

岩手県盛岡市のイオンモール盛岡で開催された「岩手県食育推進県民大会」、青森県^{あおもりし}青森市で開催された「青森県生協大会」などの各種イベントに参加し、農林水産業における環境負荷低減の取組、食育、食品ロス削減などについて、展示、体験ブースや職員による説明を通じて情報発信を行いました。



岩手県食育推進県民大会の様子



青森県生協大会の様子



イ 学生・若年層を対象とした取組

みどり戦略学生チャレンジ

農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、将来を担う若い世代による環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等の個人・グループが「みどりの食料システム戦略」に基づいた活動を実践する機会として、「第1回みどり戦略学生チャレンジ(全国版)」を実施しました。

全国で 402 件の参加登録があり、各地方ブロックでの審査を経て 34 チームが出場した全国大会では、宮城県農業高等学校(高校の部)による、緩効性肥料を開発し実証実験を実施した取組が農林水産大臣賞を受賞しました。



宮城県農業高等学校
(高校の部/農林水産大臣賞)

東北ブロックでは、50 件の参加登録がありました。
高校の部では、秋田県立大曲農業高等学校によるシイタケの廃菌床とヘラクレスオオカブトの幼虫の糞から製造した堆肥(「ヘラクレス堆肥」)の効果の検証と循環型農業の普及活動を行った取組がグランプリを受賞しました。大学・専門学校の部では、宮城大学による大学の食堂で発生する食品残渣を活用した堆肥の製造と、公益財団法人と連携した小学生に対する堆肥の説明と施肥体験を行った取組がグランプリを受賞しました。この他にも、高校の部と大学・専門学校の部で合わせて、計 13 チームが準グランプリを受賞しました。



秋田県立大曲農業高等学校
(高校の部/グランプリ)



宮城大学
(大学・専門学校の部/グランプリ)

令和7(2025)年度も、「第2回みどり戦略学生チャレンジ」を実施しています。

食育イベント「環境にやさしい農業をZ世代が学ぶ！東北食育交流会」

令和 6(2024)年 9 月、生産現場での農作業体験等を通じて環境にやさしい農業についての理解を深めるため、宮城県大崎市で大学生と東北農政局の若手職員が、特別栽培米を作付けしている水田で実際に稲刈り体験を行い、有機農業等に取り組む生産者と意見交換を実施しました。意見交換の様子は Web でも配信しました。



大学生の稲刈り体験



環境にやさしい農業についての意見交換

出前授業

東北農政局では、「みどりの食料システム戦略」に関する取組について大学生や高校生の皆さんに理解を深めてもらうため、各地で積極的に出前授業を行っています。

学生の皆さんからは、「農業における環境負荷低減に興味を持った」、「日本の食料と農業について課題を確認できた」、「私たちに今何ができるのか考えるきっかけとなった」などの感想が寄せられました。

今後も、将来の担い手となる学生の皆さんに「みどりの食料システム戦略」を知ってもらえるよう、出前授業を行っていきます。



岩手大学



山形県立新庄神室産業高等学校
しんじょうかわむろ



福島県農業総合センター
農業短期大学校

5 生産性の向上に資するスマート農業の実用化

(1) スマート農業の推進

現状

- スマート農業技術の活用は、農作業の効率化、農作業における身体の負担軽減、農業の経営管理の合理化等の効果が期待されるとともに化学肥料や化学農薬の使用低減等の環境負荷低減にも役立つものです。
- このような中、農林水産省では、令和6(2024)年10月に「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」(以下「スマート農業技術活用促進法」という。)を施行し、「生産方式革新実施計画」と「開発供給実施計画」の2つの認定制度を設け現場へのスマート農業技術の導入とともに技術開発を推進しています。
東北では、令和6(2024)年度において、「生産方式革新実施計画」を4件認定しました。認定事業者では、栽培管理システムから得られたデータを産地内の農業者と共有し、生育状況等のデータ分析を行い、翌年度以降の施肥計画等に活用して、生産性の向上につなげる等の取組が実施されています。
- また、地域の農作業の代行等を行う農業支援サービス事業者によるスマート農業機械の導入についても引き続き、令和5(2023)年度の補正予算「農業支援サービス事業緊急拡大支援対策」等により支援しています。
東北では、同事業で11件採択されており、地域での生産性の向上を図ることとしています。

東北農政局の取組「スマート農業推進フォーラム2024 in 東北」の開催

スマート農業技術とともにみどり戦略の推進に向けた環境負荷低減技術の導入を促進するため、令和6(2024)年12月18日に「スマート農業推進フォーラム2024 in 東北 ～スマート農業技術の実装による『みどり戦略』の実現に向けて～」を開催し、農業者、企業、自治体等をはじめとして123名にご参加いただきました。

本フォーラムでは、スマート農業技術活用促進法に関する講演や同法の認定に向けた生産者の取組、東北各県におけるスマート農業技術の開発・実装に向けた取組等について紹介し、当該技術の社会実装の課題等についてパネルディスカッションを行いました。更に、企業による技術展示・相談会の場を設け、農機メーカー等とフォーラム参加者がスマート農業技術等について情報交換を行いました。



東北での「生産方式革新実施計画」の認定について

東北で令和6(2024)年度に4件認定した「生産方式革新実施計画」のうち、株式会社おしの農場と株式会社山正は全国においても第1弾となる認定となりました。本認定に対し、令和7(2025)年1月29日に東北農政局から認定証の授与を行いました。



東北農政局龍澤生産部長(右)から認定証を受け取る株式会社おしの農場の押野和幸氏(中央)と株式会社山正の瀬野雄平氏(左)

令和6年度東北地域における生産方式革新実施計画の認定状況について

事業者名	生産方式革新事業活動の内容
株式会社おしの農場 (山形県)	水稻・大豆の栽培において、栽培管理システムから得られたデータ(地力・収量等)を他の生産者とシステムサービス事業者とに共有し、生育状況等のデータ分析を行う。データ分析結果を翌年度以降の施肥計画等に活用し、ドローンによる可変施肥等で、地力ムラを無くし、生産性の向上につなげる。 
株式会社山正 (山形県)	水稻の栽培において、栽培管理システムから得られたデータ(地力・収量等)を他の生産者とシステムサービス事業者とに共有し、生育状況等のデータ分析を行う。 データ分析用の栽培データを集めやすくするため、GPSレベラー等を使用し、区画拡大に取り組んでいく。 
合同会社 アグリフラワー福島 (福島県)	小菊の栽培において、需要期に合わせた計画出荷を行うため、開花調整が可能な電照栽培への切り替えと品種の見直しを行う。また全自動菊選別ロボット結束機を活用することで集出荷に要していた作業時間を大幅に削減する。 少ない人数でも作付規模の拡大を可能にするとともに、単価の高い最需要期に計画的に出荷することで労働生産性の向上を図る。 
株式会社シカタ (青森県)	施設野菜(ミニトマト)の栽培において、統合環境制御システムの活用に加え、自動カーテンや細霧冷房装置等の導入により施設外の影響を受けにくく適切な環境制御が可能となる高軒高ハウスを導入する。これにより、管理作業の効率化により管理コストを削減し、労働生産性の向上を図る。 

(2) 東北農政局における DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

東北農政局の取組

東北農政局では、令和6(2024)年度から若手職員が中心となり業務効率化に役立つソフトウェア等を活用した業務効率化や、職員自身のデジタル技術・知見の向上等に取り組んでいます。

6 家畜伝染病、病害虫等への対応強化

(1) 家畜衛生対策

現状

- 高病原性鳥インフルエンザは、令和6(2024)年10月から令和7(2025)年3月末までに、全国14道県で51事例が確認され、932万羽が殺処分の対象となりました。東北では、宮城県と岩手県で6事例が確認され、疫学関連1農場を含めておよそ140万5千羽が殺処分の対象となりました。
- 豚熱^{ぶたねつ}は、平成30(2018)年9月に岐阜県において、我が国で26年ぶりに確認され、令和7(2025)年3月末までに、24都県で計97事例が発生し、42万頭が殺処分の対象となりました。東北では、令和2(2020)年12月に山形県鶴岡市^{つるおかし}で発生が確認され、令和6(2024)年5月には岩手県洋野町^{ひろのちよう}でも発生し、3県4事例が確認されています。
- 野生イノシシの豚熱^{ぶたねつ}は、東北では令和2(2020)年9月に福島県で発生が確認され、令和7(2025)年3月末までに、青森県8頭、岩手県219頭、宮城県292頭、秋田県18頭、山形県191頭、福島県143頭、計871頭が確認されています。

東北農政局の取組(事前の準備)

東北農政局では、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、農場周囲への野生動物侵入防護柵の設置、防鳥ネットの設置、畜産関係施設における車両消毒施設の設置、野生イノシシの豚熱^{ぶたねつ}検査等に対する支援にも取り組んでいます。

さらに、実際に発生した場合に備えて、緊急時の対応演習を実施するとともに、県との連携強化に取り組んでいます。



農政局での防護服着脱訓練の様子

家畜伝染病発生時の対応(支援体制)

東北で豚熱^{ぶたねつ}、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、直ちに発生県に担当官を派遣して情報収集や支援ニーズの把握に努めるとともに、「東北農政局特定家畜伝染病対策本部」を設置し、県が行う殺処分、埋却などの防疫措置の円滑な実施に向けた支援に取り組んでいます。

また、風評被害の発生防止、消費者の不安の解消のため、消費者相談窓口の設置、ウェブサイトやメール等による正確な情報発信に取り組んでいます。

(2) 病害虫等の侵入・まん延の防止

現状

- 近年、気候変動等により病害虫等の発生地域が拡大しています。東北では、斑点米カメムシ類が増加し、水稻において被害が発生しました。
- 農作物の安定生産のためには、適期の病害虫防除が重要です。このほか、化学農薬のみに依存しない、様々な手法を組み合わせた総合防除(IPM)を推進しています。

東北農政局の取組

病害虫のまん延は、農作物に重大な損害を与えるおそれがあるとともに、県境を越えて拡大するため、県や関係機関と連携して防除に取り組む必要があります。

このため、東北農政局では、県や関係機関の協力の下、病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等を調査し、最新情報を農業関係者に提供するなど、適切な病害虫防除の推進に取り組んできました。

また、コドリンガや火傷病などの国内未発生病害虫^{かしょうびょう}の侵入や、ジャガイモシストセンチュウなど国内の一部地域で発生が確認されている有害動植物のまん延を防止するため、各県に調査を依頼し、関係機関に情報を提供してきました。

取組事例

令和6(2024)年においては、暖冬及び夏場の高温により、果樹カメムシ類及びイネカメムシを含む斑点米カメムシ類の発生が全国的に多くなり、東北では、各県が注意報を発表し対策を講じてきました。カメムシ類の発生が多い地域においては、薬剤散布を中心とした防除を徹底しました。また、水稻では発生予察情報等を参考に、水田の観察、適期防除を呼びかけました。

クビアカツヤカミキリは、福島県に隣接する茨城県、栃木県、群馬県まで発生が拡大しており、東北でもモモやサクラの樹木の被害が懸念されています。各県では早期発見及び防除が必要なため、巡回での発見対策等、クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会へ参画し対策を検討しています。

イネカメムシ

画像：福島県病害虫防除所撮影



イネカメムシ
(成虫と幼虫)



被害米

斑点米カメムシ類の一種であるイネカメムシは、斑点米だけでなく出穂期^{しゅつすいき}の加害により、不稔米を発生させる害虫であり、近年、発生が増加しています。他の主要な斑点米カメムシ類と発生時期が異なり、穂ぞろい期以降ではなく出穂期^{しゅつすいき}の防除が必要になります。

クビアカツヤカミキリ

画像：農林水産省HPから引用



クビアカツヤカミキリ
(成虫と幼虫)



被害樹
(幼虫による食害痕)

クビアカツヤカミキリは、モモ、アンズ等サクラ属果樹に被害を与え枯死させる重要害虫です。我が国では、平成24(2012)年に愛知県のサクラで初めて本種が発見されて以降、令和6(2024)年末までに15都府県で発生が確認されています。

7 農業の持続的な発展

(1) 地域計画の策定とその実現に向けた取組の推進

ア 地域計画の策定状況と今後の実現・ブラッシュアップ

現状

- 高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。これまで地域で守ってきた農地を次の世代に引き継いでいくためには、地域の農業関係者が一体となって将来の地域農業の在り方や目指すべき将来の農地の利用について話し合うことが重要です。
- このため、市町村では農業関係機関(農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等)と一体となって農業経営基盤強化法に基づく地域計画の策定に取り組み、東北では令和6(2024)年度末時点で223市町村 2,513地区において地域計画が策定されました(図表2-7-1)。

地域計画の今後

地域計画の策定を通じて、地域の課題が可視化され、地域の実状が浮き彫りになります。

このため、地域計画は一度策定して終わりではなく、市町村等の関係機関や農業者の話し合いを継続して、毎年ブラッシュアップしていくことが重要です。

今後は、各地域において、策定された計画の進捗状況の確認、課題の共有・変更内容の協議、計画の変更、そして計画の実現に向けた取組の実行、というPDCAサイクルを通じた取組が行われることになります。

図表 2-7-1 東北各県の地域計画の策定状況

県名	策定市町村数	策定地区数
青森県	40	209
岩手県	33	410
宮城県	33	196
秋田県	25	323
山形県	35	368
福島県	57	1,007
合計	223	2,513

資料：農林水産省資料「地域計画の策定状況（令和7年3月末時点）（速報値）」より抜粋

東北農政局の取組

東北農政局では、各県や農地バンク等の関係機関の参加の下に地域計画推進連絡会議を定期的に行い、地域計画の策定・見直しに係る取組状況の共有及びフォローアップを行っています。また、市町村の計画策定の取組の優良事例の紹介や、地域の課題への対応方法に関する意見交換等も実施しています。



地域計画推進連絡会議（令和7年1月10日開催）

取組事例 町主導で外部法人参入(福島県浪江町)

地域の後継者不足の深刻さから、担い手の決まらない農地問題が全国的に顕在化している中、東日本大震災の被災市町村である福島県浪江町では、どうしても担い手が決まらない農地を、町の主導で予め集約した上で、外部から法人を誘致することで、解消を図りました。

通常、外部法人の参入に当たっては、地権者や参入法人それぞれの考えもあることから難航しがちですが、町の立ち合いのもと、地権者説明会に当該法人が出席し、農地の地権者と直接調整する方法を採ることで、スムーズに外部法人の参入がなされました。



イ 担い手に対する農地の利用集積

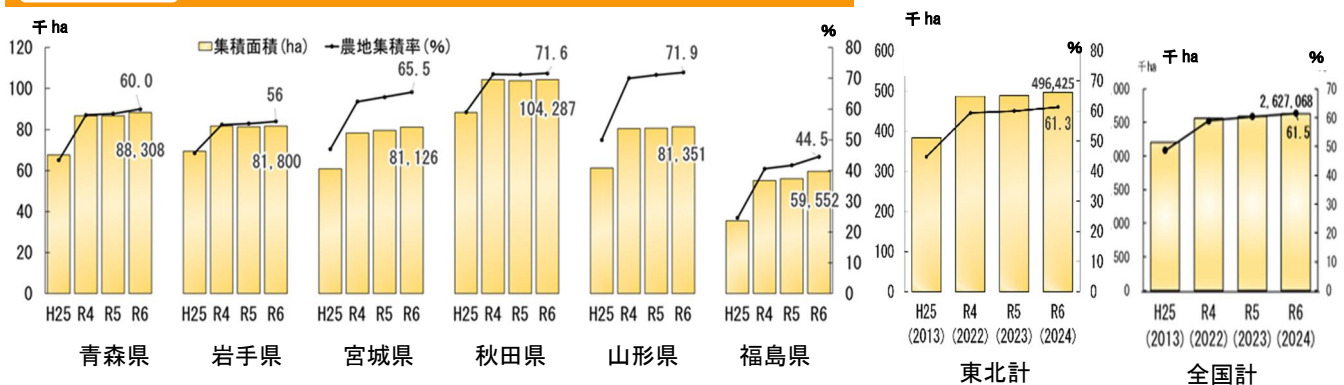
現状

- 農業者の減少が進む中で、農業の生産基盤を守るためには、離農する農業者の農地を引き受けて活用する農業経営体の役割がますます重要になっています。そのため、農地中間管理事業の活用や農業基盤の整備を進めることで、地域計画の目標地図に示された経営体へ農地を集めて効率的に活用する取組を進めています。
- 令和6(2024)年度における担い手への農地集積率は、全国(H25：48.7%→R6：61.5%)、東北(H25：44.8%→R6：61.3%)ともに年々増加してきています(図表2-7-2)。

取組や進捗状況

担い手への農地の集積率を県別にみると、宮城県(65.5%)、秋田県(71.6%)、山形県(71.9%)、で全国を上回る集積率となりました(図表2-7-2)。

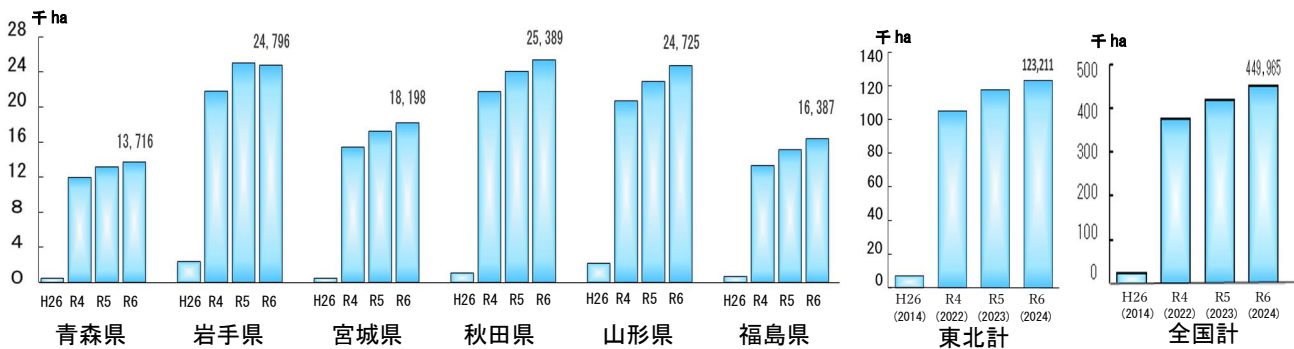
図表 2-7-2 東北各県の担い手への農地の集積状況



農地中間管理事業の状況

農地中間管理事業の転貸※の実績(累計)は、東北合計で12万3,211haと前年度より5,662ha増加(対前年度104.8%)しました(図表2-7-3)。

図表 2-7-3 東北各県の農地中間管理事業(転貸)の実績(累計)



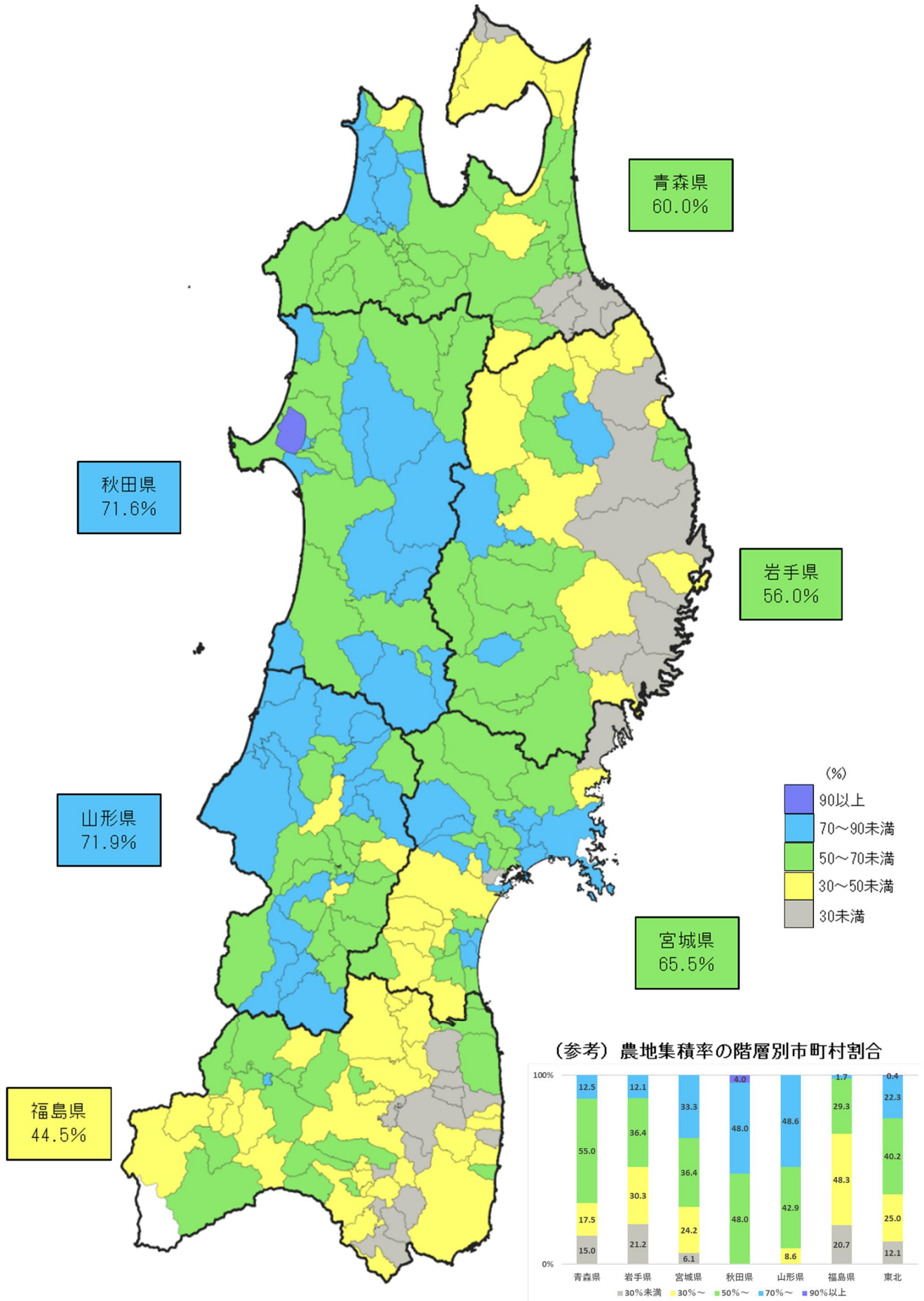
資料：東北農政局作成

注：1) 当年度の3月末時点で転貸している面積とし、転貸したが解除・解約した面積は含まない。

2) 転貸の実績(累計)とは、各年度末におけるストックの数値である。

※ ここでいう「転貸」とは、農地中間管理機構が借りた農地を、さらに他の人に貸すこと

図表 2-7-4 東北の担い手への農地の集積状況(市町村別) (令和7(2025)年3月末現在)



資料：東北農政局作成

「促進のための基本構想」未策定のため調査対象としていない。

(2) 多様な農業人材の育成・確保

ア 認定農業者の動向

現状

- 農業者の減少・高齢化が急速に進む中であって、農業が成長産業として持続的に発展していくためには、担い手の育成・確保が必要です。
- このため、経営改善に意欲を持って取り組む人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めています。

認定農業者数の推移

東北における令和5(2023)年度末の認定農業者数は4万 3,683 人となっており、前年度末と比べて、929 経営体減少(2%減)しました。

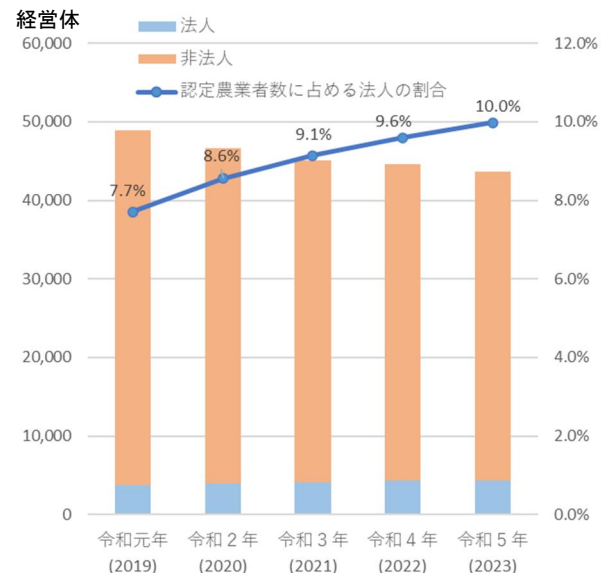
一方で、認定農業者のうち法人は、4,360 法人(前年度比 2%増)であり、認定農業者数の1割を占め、増加傾向にあります(図表 2-7-5)。

図表 2-7-5 認定農業者数の推移

単位：経営体						
	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	対前年度
青森県	9,493	9,065	8,891	9,028	9,057	29 0%
	486	498	530	552	573	21 4%
岩手県	6,581	6,337	6,062	5,923	5,743	△ 180 -3%
	700	743	745	772	771	△ 1 0%
宮城県	6,279	6,026	5,810	5,693	5,403	△ 290 -5%
	707	722	723	722	706	△ 16 -2%
秋田県	9,766	9,246	8,723	8,494	8,290	△ 204 -2%
	705	778	816	845	884	39 5%
山形県	9,400	8,792	8,601	8,473	8,269	△ 204 -2%
	552	590	629	665	690	25 4%
福島県	7,378	7,141	7,018	6,960	6,861	△ 99 -1%
	621	652	673	708	712	4 1%
東北農政局	-	12	29	41	60	19 46%
	-	4	13	16	24	8 50%
東北計	48,897	46,619	45,134	44,612	43,683	△ 929 -2%
	3,771	3,987	4,129	4,280	4,360	80 2%
全国計	233,806	227,444	222,374	219,896	216,784	△ 3,112 -1%
	26,080	27,114	27,955	28,717	29,128	411 1%

上段：認定農業者数 下段資料：うち法人数

資料：東北農政局作成



資料：東北農政局作成

注：1) 各年の値は各年度末現在

2) 令和元年度以前に認定している場合、複数市町村で営農している経営体は重複している

イ 企業参入等の動向

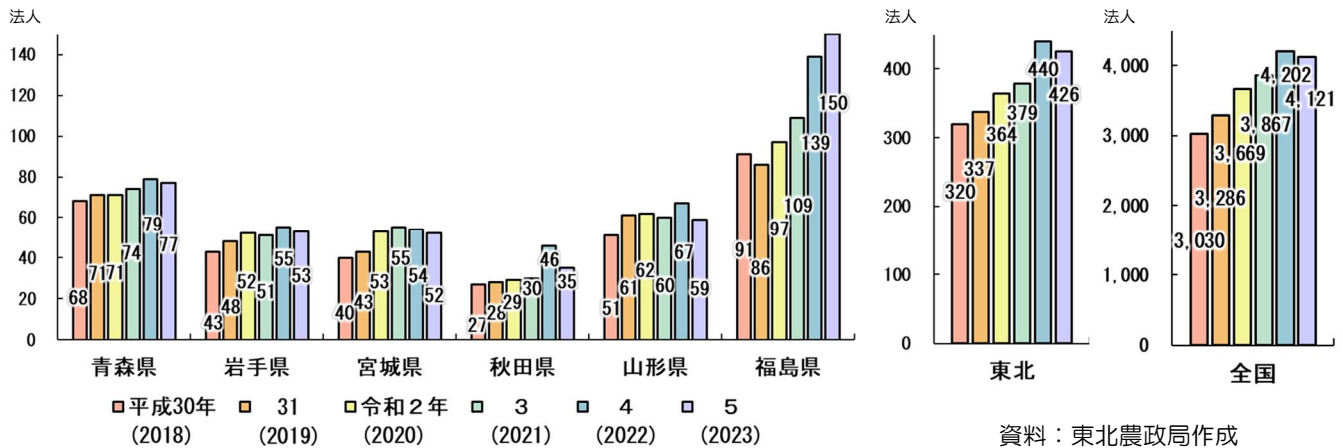
現状

- 東北における企業による農業参入は、一般法人で前年度より減少したものの、農地所有適格法人※では堅調な増加傾向にあります。
- 東北における令和5(2023)年の農地所有適格法人数は、3,124 法人となり、前年から6.4%増加しました。この増加率は全国の2.2%と比べ高い増加率となりました。
- 平成21(2009)年12月の農地法の改正で一般法人による農業参入要件が緩和され、これまで一般法人の農業参入は増加傾向にありましたが、農地所有適格法人への移行等により、減少に転じました。

一般法人による農業参入数の推移

令和5(2023)年1月1日現在における一般法人による農業参入の数は、福島県を除く東北5県で前年度より減少しました。県別の法人数を見ると福島県は150 法人と東北で最多となりました(図表2-7-6)。

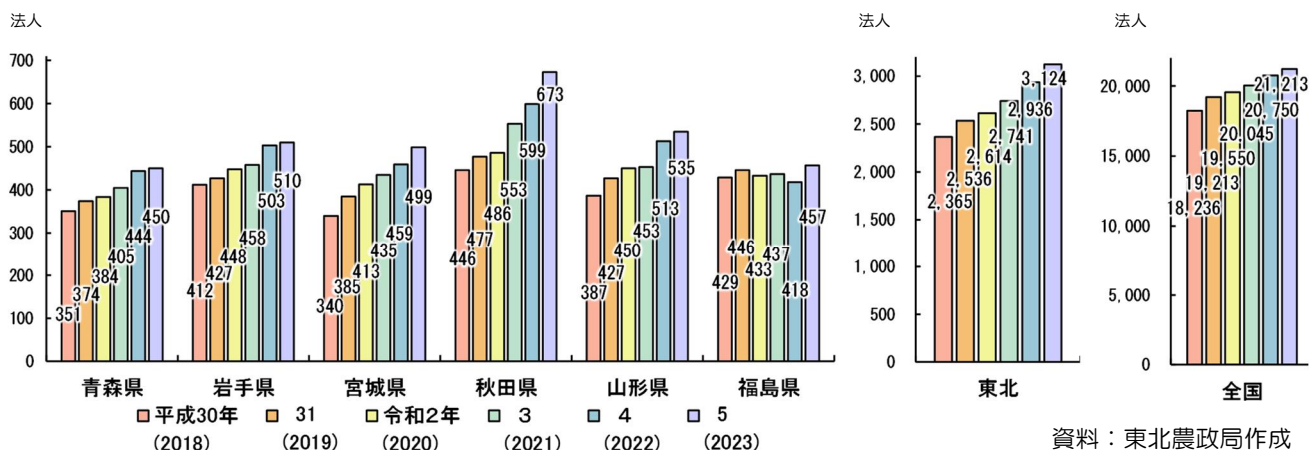
図表 2-7-6 一般法人による農業参入数の推移(東北)



農地所有適格法人数の推移

東北における令和5(2023)年1月1日現在の農地所有適格法人は3,124 法人となっており、東北6県全てで前年度より増加しました。県別の法人数を見ると秋田県は673 法人と東北で最多となりました(図表2-7-7)。

図表 2-7-7 農地所有適格法人数の推移(東北)



※ 「農地所有適格法人」とは、農地法に定める一定の要件（主たる事業が農業又は農業に関連する事業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること及び役員の過半が農業の常時従事する構成員であることなど）を満たした法人であり、農地を所有することができる法人

ウ 新規就農者の育成・確保

現状

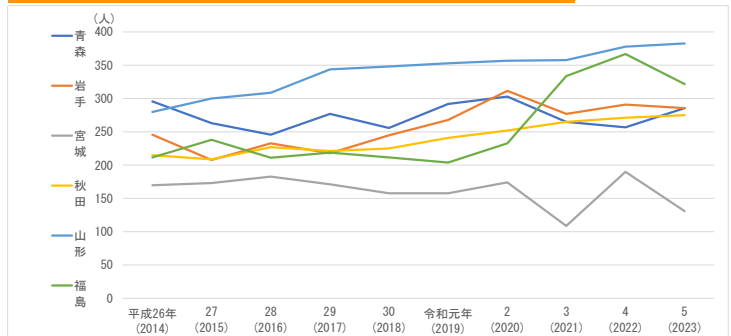
- 東北における令和5(2023)年度の新規就農者(各県独自調査)は、前年度に比べ4%減少し1,683人となりました(図表2-7-8)。就農形態別に見ると、雇用就農者を中心に増加傾向が続いています。

東北農政局の取組

令和4(2022)年度から始まった新規就農者育成総合対策では、農業への人材の呼び込みと定着を図るため、就農準備資金、経営開始資金及び雇用就農資金※¹に加え、農業経営開始時における機械・施設等の導入を地方自治体と連携して支援するほか、伴走機関等による研修農場の整備等を支援しています。

新規就農者の育成が進んでいる地域では、県、市町村等が新規就農者の抱える技術面、経営面の課題について総合的に支援しています。

図表2-7-8 新規就農者数の推移



資料：東北農政局作成（青森県「令和5年度青森県の新規就農状況調査結果について」、岩手県「令和5年度新規就農者数について」、宮城県「令和5年度新規就農者の動向について」、秋田県「令和5年度新規就農者の状況について」、山形県「新規就農者の動向について」及び福島県「令和6年度の新規就農者について」を参考）

取組事例 青年農業者と東北農政局との意見交換会(宮城県仙台市)

東北農政局では令和7(2025)年2月に、「青年農業者と東北農政局との意見交換会」を開催しました。この意見交換会には、東北地域の青年農業者9名にご出席いただき、自身の農業経営の特徴や地域での取組をご紹介いただいたあと、新規就農者を呼び込み定着させるための課題や解決のための方策をテーマに意見交換を行いました。

出席いただいた農業者からは、「新規就農者は、地域に溶け込み周りの農業者の信頼を得ることで農地の賃借や継承がしやすくなるとともに、ベテランの農業者に助言を仰ぐなどの技術的サポートを受けやすくなるので、このことが定着するために重要」「就農希望者と離農者とのマッチングにより農地や機械・施設、技術等を継承できる仕組みづくりが効果的」といった意見が挙げられました。



出席された皆さんと東北農政局長等

取組事例 秋田市園芸振興センター(秋田県秋田市)

秋田市園芸振興センターは、秋田市内において新たに野菜や花きの園芸作物による農業経営を目指す方を対象に、併設されたほ場で研修を実施し、就農に向けてのサポートを実施しています。東北農政局は、令和6(2024)年8月に研修生11名に対して、秋田県農林水産部農林政策課の協力を得て、青年等就農計画※²の作成に向けたワークショップを開催しました。

ワークショップでは、農地・資金の確保や栽培作物の選定、栽培技術の習得方法など、就農に当たっての課題やその解決方法を、県等の助言を受けながら一人一人が整理しました。研修生は、ワークショップの内容を参考に、市町村が認定する青年等就農計画を作成して就農し、地域農業の担い手となることを目指しています。



整理した課題等を発表する研修生

- ※¹ 就農準備資金は、就農を目指す研修生に対し最長2年間、経営開始資金は、新規就農者に対し最長3年間、それぞれ年間最大150万円を交付し支援。雇用就農資金は、新規就農者を雇用して研修を行う農業法人等に対し年間最大120万円、最長4年間資金を交付し支援
- ※² 青年等就農計画とは、農業経営を始めようとする者が、農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの経営に関する目標や必要となる機械・施設等についてまとめた就農に関する計画のこと。計画は就農する市町村が承認

エ 女性の活躍推進

現状

- 東北の基幹的農業従事者約 20万人のうち女性は約8万人で約4割を占めており、女性は農業の重要な担い手となっています(農林水産省「令和6(2024)年農業構造動態調査」)。
- 農業の発展、地域経済の活性化のためには、女性農業者が生活者の視点や多彩な能力を発揮できるようにすることが必要です。

東北農政局の取組

「第5次男女共同参画基本計画(令和2年(2020)年 12 月閣議決定)」において、地域をリードできる女性農業者を育成し、令和7(2025)年までに女性農業委員等がいない組織を「ゼロ」にすることと、農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区の理事に占める女性の割合の向上を推進しています。

市町村の農業委員会等では、女性役員を拡大する取組が行われています。また、東北農政局では、女性が農山漁村でいきいきと活躍できる環境づくりに役立てることを目的として、農山漁村の活性化、農業経営や政策・方針決定への女性参画推進について、女性農業者グループとの意見交換等を行っています。

取組事例 ^{にしごうむら}西郷村農業委員会(福島県西郷村)

福島県^{にしごうむら}西郷村農業委員会では、女性農業委員登用を増やしていくため、生産の様子などを SNS で発信している女性農業者に着目し、直接、就任依頼の声掛け等の取組を行い、農業委員 12 名のうち、令和 5(2023)年7月改選で女性農業員が1名から3名に増加し、その割合も 25%となりました。女性農業委員が増えたことにより、農業委員会に相談しやすい雰囲気ができているとともに、女性農業委員が積極的に発言することにより、委員会活動の活性化につながっています。



ミーティングの様子

取組事例 ^{けせんぬまし}三浦 悦子(宮城県気仙沼市)

宮城県^{けせんぬまし}気仙沼市の三浦悦子氏は、夫の両親からブローラー経営を継承し、昭和60(1985)年に就農しました。平成 13(2001)年に認定農業者となり経営を主導し、夫と二人三脚で安定した経営を実現して、同年、当時の本吉町^{もとよしちょう} (現^{けせんぬまし}気仙沼市)農業委員会で初の女性委員となりました。その後、平成 17(2005)年には町議会議員となり、女性の視点や発想を生かして町政に参画しました。

さらに、みやぎアグリレディス 21 副会長として、女性委員の育成に力を注ぐとともに、女性農業委員が不在の宮城県内市町村をゼロにするなど、男女共同参画の推進に貢献しています。また、宮城県農村生活グループ連絡協議会の会長も歴任し、女性のネットワークづくりや社会参画活動をけん引し、女性の力で地域を活性化してきたこれまでの活動が高く評価され、令和6(2024)年度農山漁村女性活躍表彰の女性地域社会参画部門(個人)において、農山漁村男女共同参画推進協議会長賞を受賞しています。



気仙沼地区生活研究グループ連絡協議会のこんにやく講習会
(左から5人目が三浦氏)

(3) 農業生産基盤の整備・保全

ア 農地の大区画化・汎用化

現状

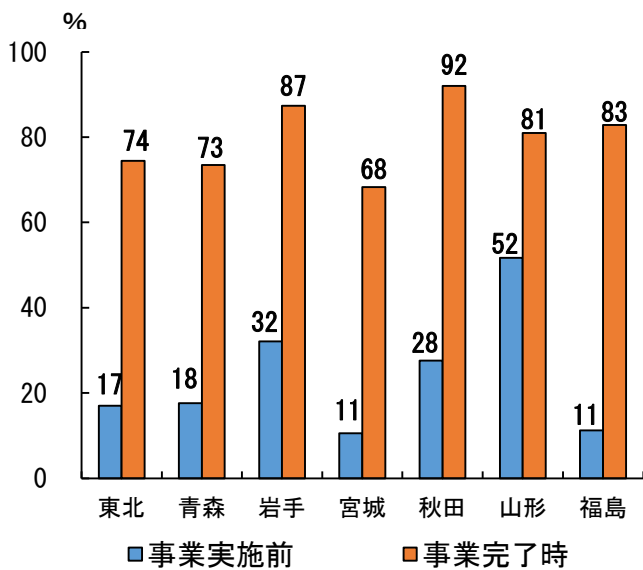
- 更なる農業者の高齢化・減少が見込まれる中、農業を次世代へ継承するため、農地の大区画化や汎用化を進めるとともに、農地バンクを活用した農地の集積・集約化による担い手等の確保、スマート農業の実装加速化による生産コスト低減や高収益作物の導入を図り競争力ある農業の実現を目指します。

東北農政局の取組

東北における農地整備事業の実施前後の担い手への農地利用集積の割合を見ると、事業実施前の17%から事業実施後は74%と増加しており、事業を契機とした農地の利用集積が進んでいます(図表2-7-9)。

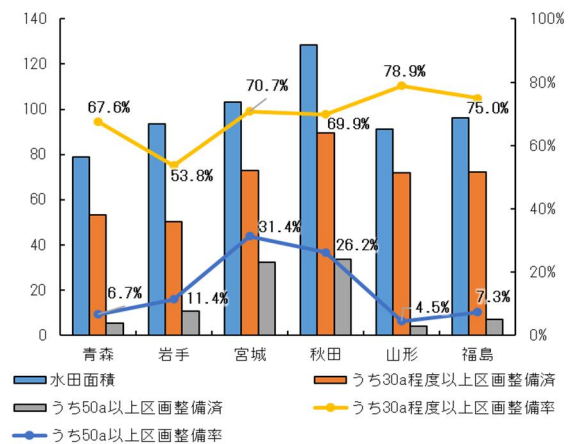
また、水田の50a以上区画整備率では、宮城県が31%と最も高く、次いで秋田県が26%となっています(図表2-7-10)。

図表2-7-9 担い手への農地利用集積率



資料：東北農政局作成
調査対象地区は、令和元年度(2019)～令和5年(2023)年度に基盤整備を完了した地区

図表2-7-10 水田の整備状況



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」
(令和5(2023)年2月27日時点)
農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」
(令和5(2023)年3月31日時点)

イ 農業水利施設の適切な更新・長寿命化

現状

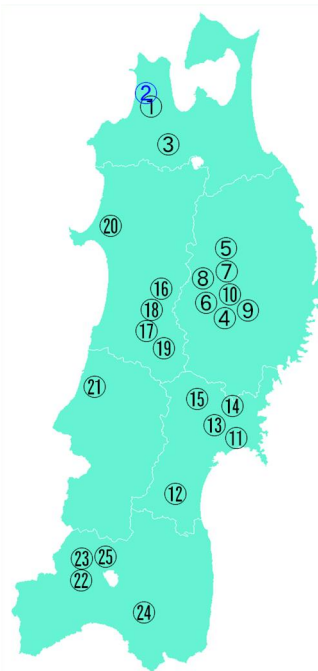
- 既存施設を有効活用するため、予防保全対策による施設の長寿命化や、計画的な更新を進めています。
- 農業農村整備事業により造成された基幹的農業用排水路の総延長は約5万1千 kmで、このうち東北は約8,800kmと約2割を占めています。さらに、標準耐用年数を超過した施設は、機場等で約8割、頭首工・水路で約4割に上ります。

国営かんがい排水事業等の実施状況

国営かんがい排水事業等は、農業生産の基礎となるダム、頭首工、揚排水機場、用排水路等の基幹的な水利施設を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図る事業です。

令和6(2024)年度は、東北において25地区で事業を実施しています(図表2-7-11)。

図表2-7-11 国営かんがい排水事業等の実施地区(令和6(2024)年度)



県名	番号	地区名	受益面積 (ha)	ダム	頭 首 工	揚 水 機 場	用 水 路	排 水 機 場	排 水 路	水 管 理
青森県	①	津軽北部二期	6,212		○	○	○	○	○	○
	②	十三湖	3,049		○					
	③	浅瀬石川二期	7,839	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	④	和賀中央	3,598		○		○		○	○
	⑤	岩手山麓	1,574	○			○			
	⑥	豊沢川	4,250	○						
	⑦	盛岡南部	4,400		○	○	○			○
	⑧	雫石川沿岸	856	○						
	⑨	猿ヶ石川	3,757							○
	⑩	山王海葛丸	3,787	○	○		○			○
宮城県	⑪	河南二期	4,707			○	○	○	○	○
	⑫	角田	2,737					○		
	⑬	旧迫川	912			○	○			
	⑭	中田	3,911							○
	⑮	迫川上流	6,601							○
秋田県	⑯	田沢二期	4,697		○		○			○
	⑰	横手西部	9,102						○	
	⑱	旭川	3,159	○	○		○			○
	⑲	成瀬皆瀬	10,060	○			○			
	⑳	八朗潟	11,733				○		○	○
山形県	㉑	最上川下流左岸	5,921						○	○
福島県	㉒	会津南部	4,320		○		○			○
	㉓	会津北部	4,558	○	○		○			○
	㉔	母畑	1,965	○			○			
	㉕	雄国山麓	542	○		○	○			○

資料：東北農政局作成

※青文字は、国営総合農地防災事業の実施地区

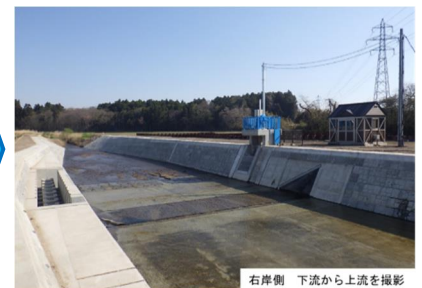
県営水利施設等保全高度化事業の実施状況

県営水利施設等保全高度化事業は、老朽化した水利施設の長寿命化や更新を行う事業です。

令和6(2024)年度は、全国708地区で事業を実施しており、このうち東北の実施地区は54地区と全国の約8%となっています。



左岸側 下流から上流を撮影



右岸側 下流から上流を撮影

老朽化した頭首工を改修

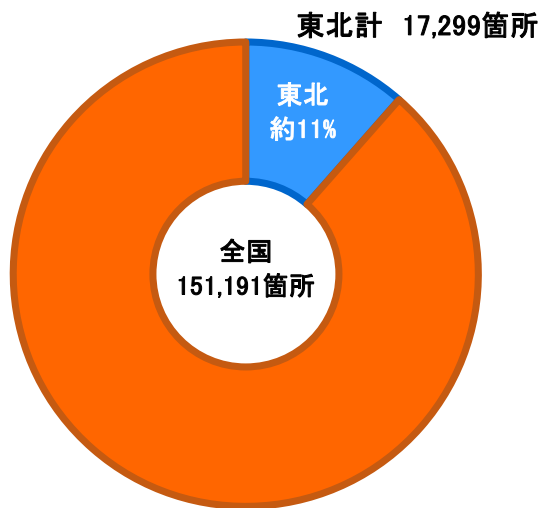
ウ 防災重点農業用ため池対策の強化

現状

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、万が一決壊した場合に下流の住宅などに被害を及ぼす可能性のある農業用ため池(防災重点農業用ため池)のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進しています。
- 農業用ため池は、東北に1万7,299箇所存在し、全国(約15万箇所)の約1割となっています(図表2-7-12)。このうち、防災重点農業用ため池は4,422箇所あり、多くのため池で老朽化や地震・集中豪雨等による災害の防止が急務となっています(図表2-7-13)。

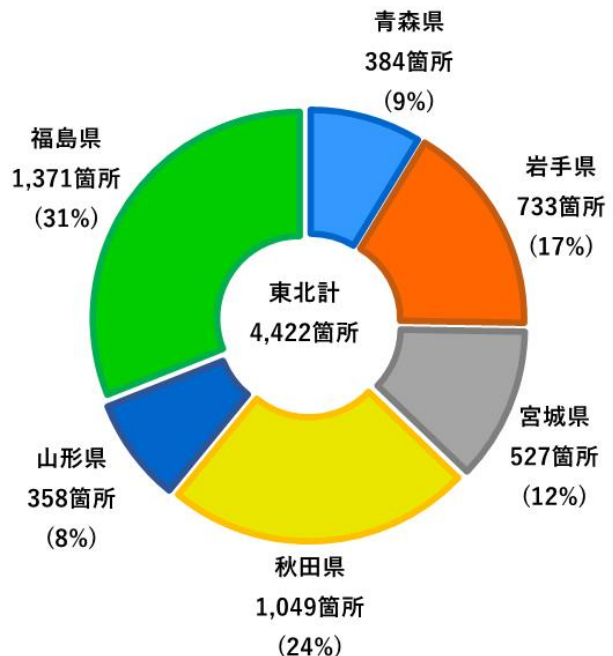
対策への取組として、老朽化し漏水等が発生している防災重点農業用ため池の改修を行い、安全性を確保するとともに、近年多発する大規模地震や集中豪雨によるため池の決壊の危険性の評価と必要な整備などを行っています。

図表 2-7-12 農業用ため池の箇所数



資料：農林水産省調べ（令和5（2023）年12月末時点）

図表 2-7-13 防災重点農業用ため池の箇所数



資料：農林水産省調べ（令和6（2024）年3月末時点）

Ⅱ 頻発化・激甚化する豪雨災害への対応

現状

- 近年、頻発化・激甚化する豪雨災害などに適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農地・農業用施設の^{たんすい}湛水被害防止対策のハード対策とともに、地域住民への啓発活動等のソフト対策の整備が急務となっています。
- このため、排水機場の整備、水田の活用(田んぼダム)、既存ダムの洪水調節機能強化等を「流域治水」の取組の一環として推進しています。

(排水機場の整備)

経年的な劣化による故障等が発生し、排水機能に支障が生じていたり、耐震性が不足している排水機場の改修を行っています。機能低下した排水機場の施設機能の保全と耐震化のための整備を一体的に実施することにより、排水機能の維持と豪雨時における地域の^{たんすい}湛水被害を防止しています。



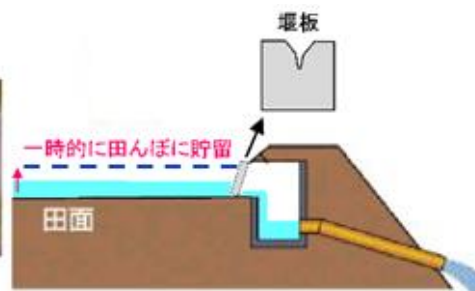
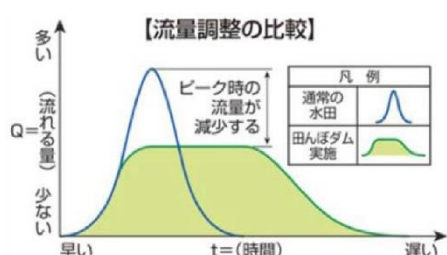
排水機場完成イメージ

東北農政局の取組(田んぼダム)

田んぼダムとは、大雨時に水田の落水口に流出量を抑制するための落水量調整装置などを設置し、雨水貯留能力を人為的に高める取組です(図表 2-7-14)。

東北において、多面的機能支払交付金の加算措置を活用して、令和 5(2023)年度に田んぼダムに取り組んだ活動組織は 85 組織で、取組面積は約 9,900ha となっています。加えて、農地整備事業においても田んぼダムの取組にかかる支援の充実を図っています。

図表 2-7-14 田んぼダムの仕組み



東北農政局の取組(農業用ダムの洪水調節機能の強化)

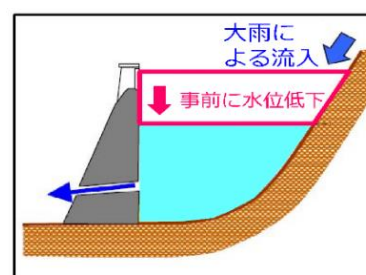
大雨が予想される際に、あらかじめダムの水位を下げることで大雨による流入を貯留し、下流域の氾濫被害リスクの低減を図る取組を令和 2(2020)年から開始しています。

この取組にあたって、河川管理者及びダム管理者等で「治水協定」を締結しており、東北では同年 12 月までに 88 基のダムで、「治水協定」が締結されています(図表 2-7-15)。

図表 2-7-15 農業用ダムの治水協定締結状況(東北)
(令和2(2020)年 12 月時点)

単位: 基			
区分	直轄ダム	補助ダム	合計
1 級水系	24	50	74
2 級水系	-	14	14
合計	24	64	88

資料: 東北農政局作成



農業用ダムの活用イメージ

8 農村の振興(農村の活性化)

(1)「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」に着目した農村の振興

ア 農山漁村発イノベーションの推進

現状

- これまで農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する重要な取組の1つとして、農林漁業の6次産業化の推進に取り組んできました。
- 令和4(2022)年度からは、「六次産業化・地産地消法[※]」に基づく総合化事業計画の認定者等に対し支援を行うなど、この6次産業化を発展させ、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出していく「農山漁村発イノベーション」の取組を支援し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図り、農山漁村地域の活性化を目指しています。

東北農政局の取組

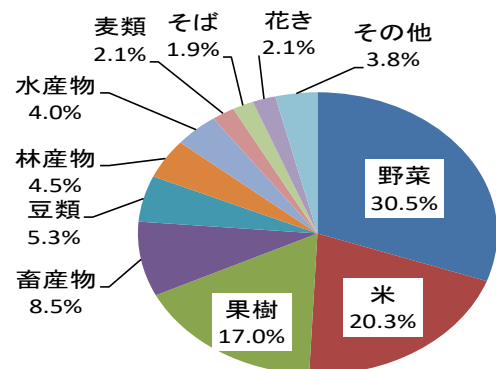
東北における令和6(2024)年度末の総合化事業計画の認定件数は、累計で383件(全国2,646件)となっています。計画の内容は、農畜産物を活用したものが91%を占め、その内訳は野菜が31%と最も多くなっています(図表2-8-1、2-8-2)

図表2-8-1 県別認定件数累計

県名	総合化事業計画の認定件数	うち 農畜産物関係	うち 林産物関係	うち 水産物関係	研究開発・成果 利用事業計画 の認定件数
青森県	74(3)	70(2)	0	4(1)	1
岩手県	53(5)	46(2)	4(1)	3(2)	1
宮城県	82(1)	66(1)	2	14	1
秋田県	63(2)	58(2)	2	3	0
山形県	68(1)	64(1)	4	0	0
福島県	43(2)	43(2)	0	0	1
合計	383(14)	347(10)	12(1)	24(3)	4

注：農林漁業成長産業化ファンド出資案件は()書き内数
資料：東北農政局作成

図表2-8-2 対象農林水産物別比率



資料：東北農政局作成

取組事例 合同会社ねっか(福島県只見町)

町特産の米を使用した焼酎製造で地域の米生産を支えることを目指して、平成28(2016)年度に農業法人4社を構成員として設立し、同年度に特産品焼酎免許を取得しました。

さらに酒米の安定供給のため、自社と地元5農家で平成30(2018)年度に只見米ブランド協議会を設立し、JGAP認証取得の圃場で栽培した米を使用し、焼酎や輸出用の日本酒などを製造しています。

冬季は農作業ができない豪雪地帯にあって、冬季でも作業可能な酒造を組み合わせることで通年雇用を実現し、事業協同組合を通じてUIターン者を含む雇用を創出しています。

また、小学生や高校生への米作り体験の提供を通じて農業への関心を深め、その米で作られた焼酎を二十歳を祝う式典の日に贈っています。

こうした取組が評価され、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を表彰する、第11回「ディスカバー農山漁村の宝」(令和6年度)特別賞を受賞しました。

※ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の略称

イ 農泊の推進

現状

- 農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」は、地域の活性化と所得向上を図る取組であり、令和6(2024)年度末までに東北での農泊地域は92箇所となっています。
- 農泊地域への延べ宿泊者数はコロナ禍で大きく減少しましたが、その後増加しているインバウンドや再訪者も取り込んで、令和11年度までに1,200万人泊達成に向け誘客拡大を目指しています。
- 一方で、農泊地域の1泊あたり平均宿泊費は観光旅行全体に比べ安価にとどまっており、農泊地域への誘客による消費効果の増大に向け、農泊の高付加価値化が課題となっています。

東北農政局の取組

東北の令和6(2024)年度の農山漁村振興交付金事業実施団体数は6団体(ソフト事業6団体)となっています。

令和6年度広域ネットワーク推進事業(地方農政局単位での取組)では、東北の農泊地域における高付加価値化や長期滞在等に対応するために、農泊のステップアップ(地域の農泊関係者が、農泊を更に発展させ、持続的な運営体制を確立すること)に向けて地域を超えた資源のフル活用を推進しようと東北農政局と東北運輸局が連携し、農泊地域同士の新たな連携体制づくりの機会創出に取り組みました。その成果として、令和7年3月に岩手県遠野市・釜石市において、農泊関係者を対象とした「東北農泊ステップアップセミナー」を開催しました。

取組事例 認定 NPO 法人遠野山・里・暮らしネットワーク(岩手県遠野市)

岩手県遠野市の認定 NPO 法人遠野山・里・暮らしネットワークは、カップパをはじめとする民話や神楽等の郷土芸能、遠野産ホップのクラフトビールやジンギスカンや伝統料理など、遠野市の魅力やありのままの暮らしぶりを体感できる「旅の産直」(ワンストップ窓口機能)を創設し、国内外からの多くの旅行客を受け入れています。

遠野市にある「旧宮守村棚田」(つなぐ棚田遺産)に焦点を当てたグリーン・ツーリズムにも取り組んでおり、地域への興味を引くきっかけとして農泊推進のための重要なコンテンツとなっています。

この取組は、「東北農泊ステップアップセミナー」でも紹介されており、同じく紹介のあったジオパーク等の近隣の地域資源と新たに連携していくなど、今後の取組の高付加価値化が期待されます。



ウ セイバー ジャパン
SAVOR JAPAN

現状

- 農林水産省を始めとする関係省庁は、海外の消費者に対して我が国の食品の調理方法、食べ方、食体験等を通じた地域の文化とのつながりの発信等を行うとともに、訪日外国人旅行者の更なる増加と農林水産物・食品の輸出増大につながるといった好循環を構築するため、訪日外国人旅行者を日本の食・食文化の「本場」である農山漁村に呼び込む取組を推進しています。
- 農林水産省は、地域の食や食文化等によりインバウンド誘致を図る地域を「SAVOR JAPAN」※に認定することで、オールジャパンのブランドとして、海外への一元的な情報発信を推進しています。
- 「SAVOR JAPAN」の認定地域においては、国等からの支援を活用しながらマーケティング調査や海外でのプロモーション等により外国人のニーズを把握し、観光ルートの充実、地元食材を使ったメニュー開発、パンフレットの多言語化等により地域の食と食文化を活用した独自の取組とそのPRを展開しています。
- 東北における「SAVOR JAPAN」の認定地域は6地域(図表 2-8-3)で、全国では 43 地域が認定されています(令和7(2025)年3月末時点)。

図表2-8-3 セイバー ジャパン
SAVOR JAPAN認定地域概要(東北)(令和7(2025)年3月末時点)

認定年度	地域	実行組織	地域の食	内容
平成28年 (2016) 11月	いちのせきし ひらいずみちょう 一関市・平泉町 (岩手県)	いちのせき 一関もち食 推進会議	もち料理 	武家社会の儀礼から生まれた「もち本膳」に加え、旬の農産物を活かした多彩なもちの具が創作され、その食べ方のバリエーションは約300種。生活や生業に関連した「もち食文化」による地域ブランディングを実施。
	つるおかし 鶴岡市 (山形県)	つるおか 鶴岡食文化創造 都市推進協議会	精進料理 在来作物 	50種類以上の生きた文化財「在来作物」や、出羽三山に伝わる精進料理と精神文化を体感し、宿坊、農家・漁家民宿、温泉等で外国人旅行者が長期滞在できる周遊ルートを提供。
平成29年 (2017) 12月	おあだて 大館地域 (秋田県)	(一社) 秋田犬 ツーリズム	きりたんぼ 	地域の伝統食「きりたんぼ」と「秋田犬」、「マタギ」の歴史的関係に焦点を当て、「きりたんぼ」の誕生ストーリーを農家とのふれあいにより体感することが出来る。
	あいづ わかまつし 会津若松市 (福島県)	あいづ わかまつし 会津若松市 食と農の景勝地 推進協議会	伝統ごっつお 会津清酒 	会津の伝統料理・会津清酒と、それに関連した武家文化の歴史的魅力を、訪日外国人の趣向に合わせた複数の周遊ルートでの「食・酒」の提供等により体験。
令和4年 (2022) 1月	とわだし 十和田市 (青森県)	(一社) 十和田奥入瀬 観光機構	とわだ 十和田バラ焼き 	十和田短角牛等を使用し、十和田市産にんにくをふんだんに使用したタレで仕上げる「十和田バラ焼き」は市民のソウルフード。十和田湖や奥入瀬渓流などの豊かな自然や、現代アートを楽しむことができる。
	いしのまき 石巻地域 (宮城県)	(一社) 石巻圏観光 推進機構	ほや雑煮 いしのまき 石巻せり鍋 	世界三大漁場三陸・金華山沖を擁し、水産業・農業が発展。金華山を含む壮大な景観や震災関連施設、農業・漁業・狩猟体験を結びつけた周遊ルートを開発し、インバウンド誘致を図る。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savor.jp/#a6>

資料：農林水産省資料「SAVOR JAPAN 認定地域概要」より抜粋

※ 「SAVOR JAPAN」とは、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人の誘致を図る地域の取組を、農林水産大臣が認定しているもの。SAVORとは、「味わう、楽しむ」という意味の英単語

エ 農福連携の推進

現状

- 農業と福祉が連携した取組(農福連携)は、農業の面では労働力の確保や農業に対する理解の向上、福祉の面では障害者等の働く場の創出など、農業と福祉の双方においてメリットがある取組です。
- 農林水産分野での障害者等の雇用・活躍の場を創出し、農山漁村の維持・発展を図るため、農福連携のための施設の整備、障害者の職場定着を支援する人材の育成、作業手順のマニュアル化等を一体的(農福連携対策)に支援しています。

東北農政局の取組

東北では、農福連携を推進するため、福祉農園の開設・拡充や障害者の農産物生産・加工技術の習得等、令和6(2024)年度までに26地域の取組に支援を行っています。令和6年(2024)年度では、ハード事業及びソフト事業の両方を実施しているものが4地域、ソフト事業のみ実施しているものが1地域あり、施設の整備やマニュアル作成、研修等の取組を通じて農福連携の推進が図られています。

また、東北地域における持続的な農福連携の取組の更なる定着を図るため、令和7年1月に東北厚生局、宮城労働局、仙台矯正管区と連携し、東北地域の農業者、福祉施設関係者、障害者就労に関心のある者等の参加を得て、「農福連携推進東北ブロックセミナー」を開催しました。

取組事例 ひろさきし 青森県弘前市 ノウフク・アワード2024 優秀賞受賞

青森県弘前市は、市内のりんご園で「りんご黒星病」が蔓延した際、労働力が不足する農家に福祉事業所が協力して対応したことをきっかけに、農福連携の取組を推進しています。農業者と障害者のマッチングに取り組むほか、農福連携の実践に関する独自のマニュアルを整備するとともに新たに農福連携に取り組む農業者に対し「お試しノウフク」として支援するなどの取組を行っています。

農作業に関わった障害者の年間延べ人数は、令和元年度の24人から令和5年度では2,426人に増加し、支援制度を活用して農福連携に取り組んだ農業者は令和5年度で延べ60名となりました。その後も短期雇用を継続しており、農家2戸が障害者4名を常時雇用しています。

こうした取組が評価され、農福連携の取組を国民運動として推進していくための表彰事業「ノウフク・アワード2024」で自治体としては全国初の優秀賞を受賞しました。



りんご袋掛け作業



りんご摘果作業

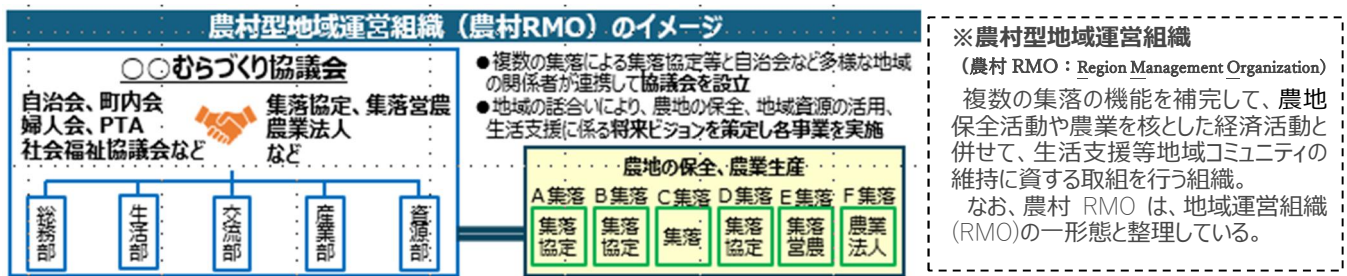


農福連携実践マニュアル

オ 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成推進

現状

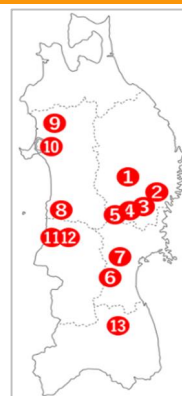
- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、農地・水路等の保全や生活環境(買い物・子育て等)など、集落維持に必要な取組を行う機能の弱体化が懸念されています。
- 農林水産省では、中山間地域等における地域コミュニティ機能の維持・強化に向け、複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉法人など地域の関係者とが連携し、農地保全活動、地域資源を活用した経済活動、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織(農村 RMO)の形成を推進しています。



東北農政局の取組

令和6(2024)年度の農村型地域運営組織(農村RMO)モデル形成支援の取組地区は全国で86地区あり、東北では13地区で取り組んでいます。

図表2-8-4 東北の取組地区と位置



- ① たてまち地域づくり協議会(花巻市)
- ② 土淵町農村活性化協議会(遠野市)
- ③ 伊手農村農業活性化協議会(奥州市)
- ④ 星の広場(奥州市)
- ⑤ 南股まちづくり協議会(奥州市)
- ⑥ はせくら地区活性化推進協議会(川崎町)
- ⑦ 鹿原地区コミュニティ推進協議会(加美町)
- ⑧ 麓のカラコ協議会(にかほ市)
- ⑨ ふじさと粕毛地域活性化協議会(藤里町)
- ⑩ 下岩川地域づくり協議会(三種町)
- ⑪ 日向ふるさとづくり協議会(酒田市)
- ⑫ 大沢わぐわぐ未来協議会(酒田市)
- ⑬ チームさすけネットりょうぜん(伊達市)

取組事例 ^い伊手^{おうしゅうし}農村農業活性化協議会(岩手県奥州市)

江刺伊手地区では、地区唯一の小学校の閉校を機に地域のみんなで地域活性化について考える取組を開始しました。遊休農地及び担い手不足等の解消方策、廃校となった小学校を活用した地域の賑わい創出、買い物支援や通院支援等の交通弱者対策など、地域の課題解決に向けた将来ビジョンを策定し、その実現に向けた各種の事業マネジメントを行う地域運営組織(農村RMO)を目指し活動しています。

将来ビジョンの実現に向けた取組



地域農業アクションプランの実現
(土地利用方策検討のための現地調査)



旧伊手小学校を地域活性化の拠点に
(サマーキャンプ等の実施)



地域コミュニティの維持
(交通弱者支援のための実証)

力 棚田地域の振興

現状

- 中山間地域は、食料生産と多面的機能の維持・発揮の両面で重要な役割を担っていますが、傾斜地が多く存在し、生産条件の不利から営農継続が困難となるおそれがあります。
- 特に、棚田の維持には多大なコストを要し、農業のみでの維持には限界があることから、棚田を核とした地域振興を通じて将来にわたって継承していくことが必要です。
- 棚田地域を始めとする中山間地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づき、棚田を核とした地域振興の取組を支援するとともに、農業生産基盤の整備と地域の収益力向上を図るための生産、販売施設等の整備を総合的に支援しています。

東北農政局の取組

東北では、令和7(2025)年4月末時点で、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域が31地域あり、全地域で指定棚田地域振興活動計画(24計画)の策定から認定までを了し、棚田等の保全、棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮等、棚田地域の振興に取り組んでいます。

取組事例 ^{にしだに}西谷棚田 ^{にほんまつし}(福島県二本松市)

^{にしだに}西谷地域の住民は、地域の会の努力で棚田を保全してきましたが、高齢化や担い手不足等により将来を不安視していました。

平成18(2006)年から中山間地域等直接支払交付金、令和2(2020)年から多面的機能直接支払交付金を活用しながら、各種イベントで棚田に人を呼び込むことを目指して、棚田周辺の環境保全活動、棚田内の生き物観察会等を行ってきました。

棚田地域振興法の制定を契機に、地域と市、大学等を構成員とする^{にしだに}西谷棚田地域振興協議会を設立し、棚田保全と地域振興の取組を強化・拡大しています。

令和4(2022)年には「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」に選定、令和5(2023)年に「指定棚田地域」に指定されました。

令和5(2023)年度には、大七酒造(株)の支援により、西谷棚田の休耕田を復活させる活動がスタートし、地元企業の支援と地元の熱意により小さな棚田が年々復活しています。



休耕田復活の作業の様子



復活させた休耕田への田植え

キ 最適土地利用総合対策の推進

現状

- 中山間地域等では、人口減少や農業者の高齢化、担い手不足により、農業生産利用に向けた様々な対策を講じても農業上の利用や維持管理が困難な農地(荒廃農地)が、今後増加することが懸念されています。荒廃農地の発生防止や解消については、個々の農業者の取組ではなく地域全体の課題として取り組むことが重要です。
- 農林水産省では、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効利用や農地の粗放的利用を行う取組を支援する事業として、「最適土地利用総合対策」を推進しています。本対策では、省力化作物の栽培、放牧等の粗放的な利用を含めた農地の保全に必要な基盤整備・施設整備等への支援や計画的な林地化などにより、荒廃農地の発生防止、解消に向けた地域の取組を支援しています。

【Step1:事業のイメージ】



【話し合い】



【土地利用構想の概定】



【粗放的な管理(景観作物)・省力管理機械等による作業の実証】



【Step2:事業イメージ】



【土地利用構想の策定】



【粗放利用のための簡易整備・蜜源作物の栽培・計画的な植林】



東北農政局の取組

令和6(2024)年度の最適土地利用総合対策の取組地区は全国で93地区あり、東北では7地区で取り組んでいます。



図表2-8-5 東北の取組地区と位置

- ① 七和クリエイターズ(五所川原市)
- ② たてまち地域づく協議会(花巻市)
- ③ 高松第三行政区最適土地利用総合対策協議会(花巻市)
- ④ 別所中岱地区最適土地利用支援協議会(大館市)
- ⑤ 松ヶ崎最適土地利用協議会(由利本荘市)
- ⑥ O-SAT協議会(南陽市)
- ⑦ 打違内地区環境資源保全地域協議会(平田村)

取組事例(松ヶ崎最適土地利用協議会:秋田県由利本荘市)

松ヶ崎地区では、離農や縮小意向の農家、農地の受け手の不足といった課題を抱えており、今後、不作付け地が増加することが見込まれることから、最適土地利用総合対策を活用し粗放的な土地利用に取り組んでいます。



【松ヶ崎地区の地域計画の目標地図(左)と最適土地利用総合対策検討範囲(右)】

(2) 鳥獣被害防止対策とジビエの利活用の推進

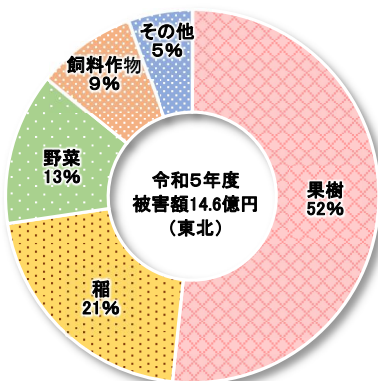
現状

- 東北における令和5(2023)年度の野生鳥獣による農作物被害金額は約 14.6 億円(全国の 8.9%)で前年度より約 2.9 億円増加しました。作物別の被害割合は、果樹が52%と最も多く、次いで稲 21%、野菜 13%の順(図表 2-8-6)、鳥獣別の被害割合は、ブナ科堅果類の凶作による影響でクマが 23%と最も多く、次いでシカ 19%、イノシシ 18%の順(図表 2-8-7)、県別の被害金額では岩手県が 5.2 億円、山形県が 4.1 億円と他県よりも多く、シカ、イノシシ等の獣害が過半を占めています(図表 2-8-8)
- このようなことから東北農政局では、鳥獣被害防止総合対策交付金により、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の整備、鳥獣の隠れ場の刈払いなど生息環境管理等の取組や、捕獲鳥獣のジビエ利活用に向けた取組を支援しています。
- また、東北では本交付金を活用して整備した食肉処理加工施設が2施設稼働しています。2施設とも国産ジビエ認証を取得してブランド化に取り組んでいます。

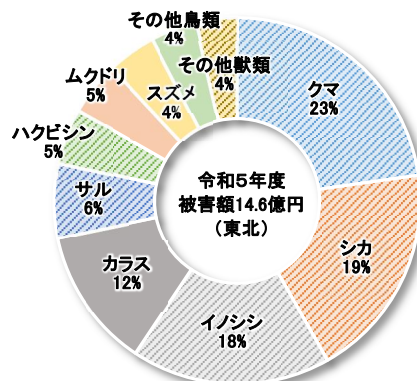
◎MOMIJI〔岩手県大槌町・シカ肉・R6.3 認証〕

◎大崎市ジビエ食肉処理加工等施設〔宮城県大崎市・イノシシ肉・R7.4 認証〕

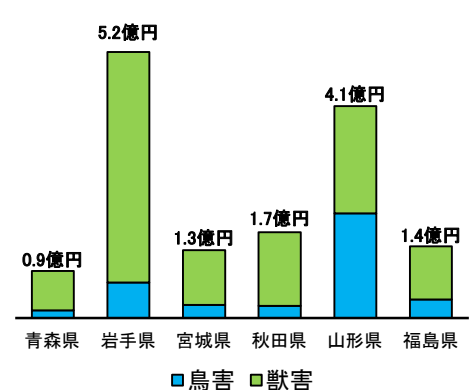
図表2-8-6 作物別被害割合(東北)



図表2-8-7 鳥獣別被害割合(東北)



図表2-8-8 県別被害金額(東北)



資料：東北農政局調べ「令和5年度 野生鳥獣による農作物被害状況調査」

取組事例 郡山市田村町田母神集落(福島県郡山市)

郡山市田村町田母神集落は、中山間地の複雑な地形の中に農地が点在していたことから、イノシシによる農作物被害が発生した際に個人での対策がとりにくい環境となっており、「鳥獣被害の割合が高いわりに、有効な対策を実施できていない」という住民アンケート結果を受け、県・市の協力を受け、集落ぐるみの対策に取り組み始めました。

集落環境診断や勉強会を重ねることで、被害対策への合意形成が図られ、「生息環境管理」「侵入防止対策」「猟友会と連携した個体数調整」の取組が進み、集落に留まらず、田村町全体の農作物被害額が大きく減少しました。

(令和元(2019)年(活動開始前)：1,494 千円→令和 4(2022)年：372 千円)。

こうした取組が評価され、令和6年度鳥獣対策優良活動表彰において、農村振興局長賞(被害防止部門(団体))を受賞しました。



現地確認やセンサーカメラによる環境診断



集落ぐるみで侵入防止柵を設置・管理



9 農業の多面的機能の発揮

(1) 多面的機能支払制度の推進

現状

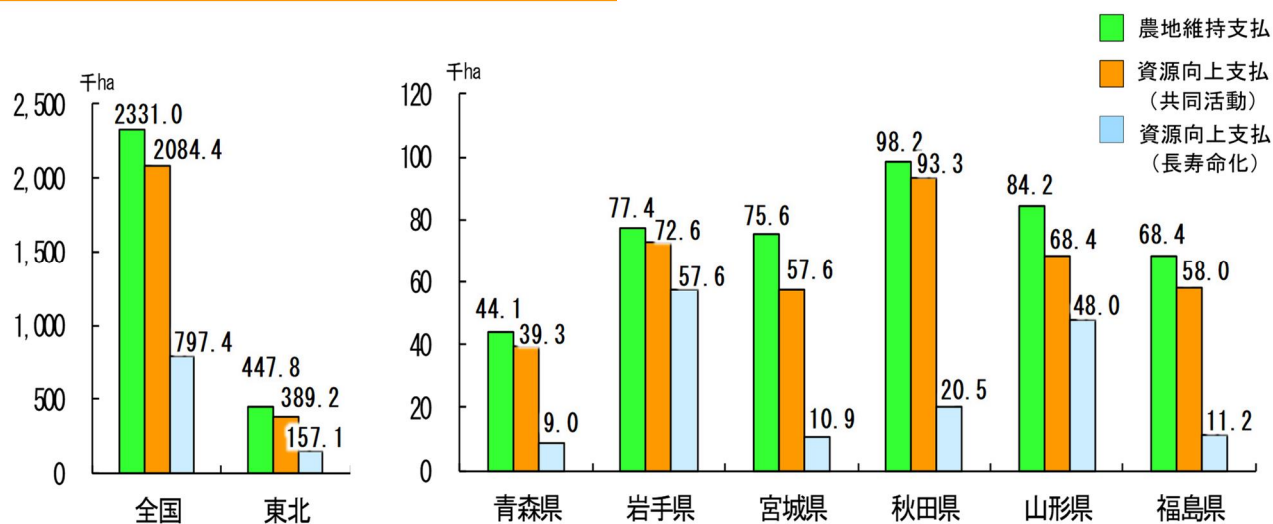
- 近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている農業の多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、さらに、共同活動の困難化に伴い、農地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。
- このことから、地域が共同で行う草刈りや泥上げなどの基礎的な保全活動等を支援する農地維持支払交付金や、水路・農道等の施設の軽微な補修や農村環境の保全活動等を支援する資源向上支払交付金(共同)、老朽化した施設の長寿命化のための補修・更新等を支援する資源向上支払交付金(長寿命化)による取組が行われています。

東北農政局の取組

東北における令和5(2023)年度の取組面積は、農地維持支払交付金が447,846haで、全国に占める割合が19%、資源向上支払交付金(共同)が389,200haで、全国に占める割合が19%、資源向上支払交付金(長寿命化)が157,131haで全国に占める割合が20%となっています(図表2-9-1)。

東北における農地維持支払交付金の取組面積は、秋田県が98,242haで一番多く、次いで山形県、岩手県の順となっています(図表2-9-1)。

図表 2-9-1 各県の取組面積(令和5(2023)年度)



資料: 東北農政局作成

(地域の共同活動事例)

地域共同活動による水路の泥上げ等、地域資源の保全管理や女性や子供も含む地域ぐるみでの植栽活動等の農村環境保全活動により、地域コミュニティが維持されています。



水路の泥上げ



植栽活動

(2) 中山間地域等直接支払制度の推進

現状

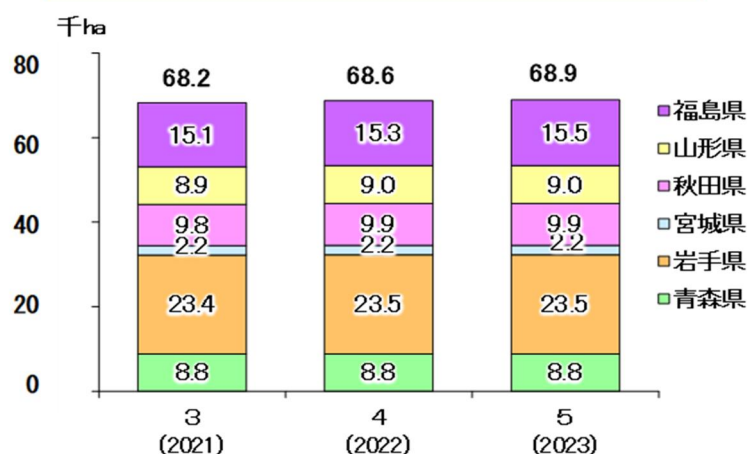
- 中山間地域は、食料生産と多面的機能の維持・発揮の両面で重要な役割を担っていますが、傾斜地が多く存在し、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化が容易ではないこともあり、営農継続が困難となることが懸念されています。
- 中山間地域等直接支払交付金では、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者を支援しています。

東北農政局の取組

東北における令和5(2023)年度の本交付金の取組面積は68,893ha となっており、前年度から262ha 増加しました。

県別では、岩手県が23,465ha で一番多く、次いで福島県で15,512ha、秋田県で9,892ha の順となっています(図表2-9-2)。

図表 2-9-2 各県の取組面積の推移



資料：東北農政局作成

注：1) 東北の取組面積の値と各県の値の合計は、データごとに四捨五入するために、一致しない場合がある。

2) 各年度の数値は各年度末(3月末)時点で取りまとめた値。

取組事例 ^{かみおぐに}上小国集落協定(青森県外ヶ浜町)

青森県外ヶ浜町^{かみおぐに}上小国集落では、話し合いを通じて集落協定を結び、集落の農業者全戸からなる「農事組合法人上小国ファーム」を設立しました。その後、当集落をモデルとして町内では多くの集落営農組織が法人化し、6つの集落営農法人が出資して(株)アグライズ^{そとがはま}外ヶ浜を設立し、オペレーターの調整や中山間地域等直接支払事務の一元化等を実施しています。

同ファームでは、^{かみおぐに}上小国のお山参詣等の行事や通学路の除雪、高齢者宅への声かけ等の地域の生活や暮らしを守る活動も行っています。

集落営農組織間の共同活動と地域貢献活動



集落営農組織間のオペレーター調整等の話し合い



お山参詣の様相

10 近年の自然災害への対応

(1) 令和6(2024)年 7 月24 日からの東北地方の大雨

被害状況

- 令和6(2024)年7月 23 日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本で大雨となりました。東北地方では翌 24 日から 26 日にかけての3日間の累計の降水量が 400 ミリを超えた地点や、平年の7月の 1 ヶ月間の降水量を超えた地点があり、特に山形県では 25 日の昼過ぎと夜に線状降水帯が発生して大雨特別警報が2度発表され、記録的な大雨となりました。
- 東北では秋田県、山形県を中心に農地・農業用施設の損壊、農作物への土砂流入・冠水等の甚大な被害が発生しました。

図表 2-10-1 東北の被害の状況
(令和7(2025)年3月時点)

	東北計	うち秋田県	うち山形県
農業関係被害額計	414.4億円	144.2億円	268.7億円
農作物等	117.0億円	24.5億円	92.5億円
農地・農業用施設関係	297.4億円	119.7億円	176.2億円

資料：農林水産省作成



カントリーエレベーターの浸水(山形県酒田市)



荒瀬川の氾濫による日本なし樹体の倒壊(山形県酒田市)

東北農政局の取組

東北農政局では、7月 25 日に東北農政局災害対策本部を設置するとともに、秋田県と山形県に MAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイsteam)として延べ 386 名の職員を派遣し、被災状況の把握、技術支援等を行いました。

そのうち、応急復旧のための技術支援として延べ 119 名、被災した揚水機場、幹線用水路の損傷被害に対し災害応急用ポンプを設置し用水を確保するなどの支援に延べ 41 名、被害等の情報共有と情報収集体制の確保を図るためリエゾンとして延べ 52 名の職員を MAFF-SAT として派遣しました。



ポンプによる暫定取水を行う皆瀬頭首工(秋田県横手市)



被災現場での復旧技術支援(山形県舟形町)

